2013年度

総合パンフレット・重要事項説明書

ゆうゆう

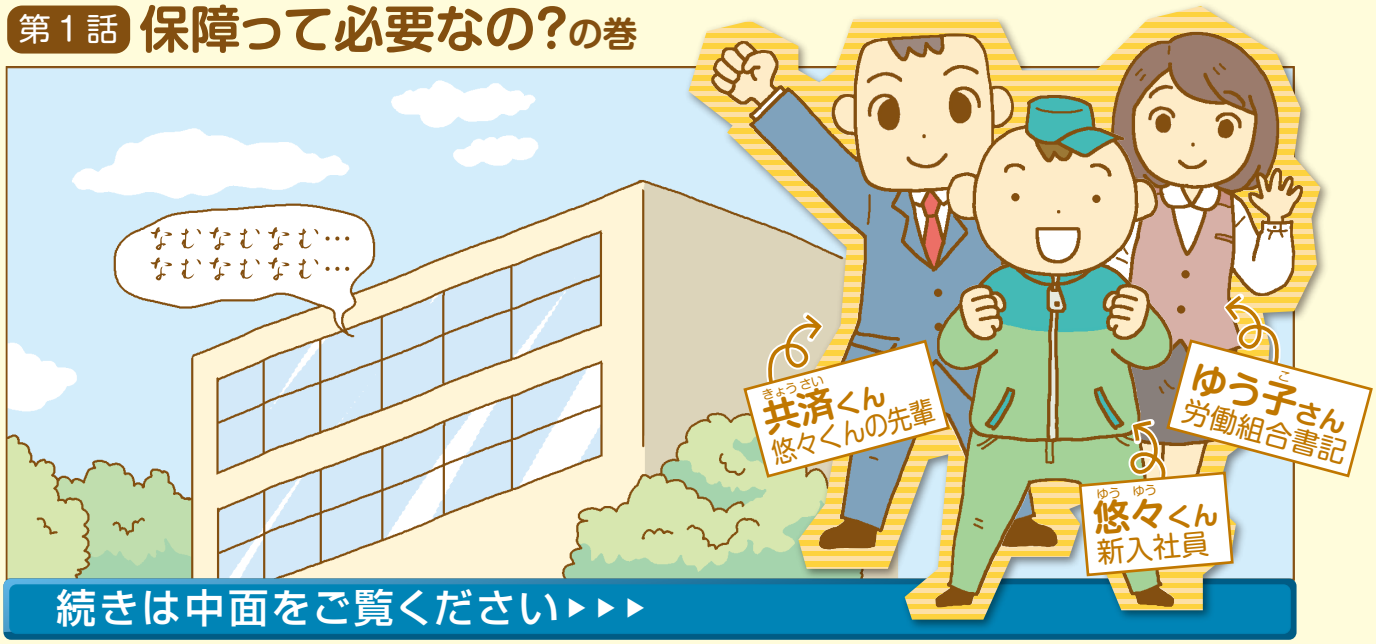
全トヨタ労連総合保障共済

「ゆうゆう」とは、全トヨタ労連に加盟する
労働組合による 助け合いの保障制度です。

年に1度の保障見直しの時期です!

「ゆうゆう」では、年に1度共済の募集を行なっております。
この機会にぜひ保障の見直しをしましょう。

第1話 保障って必要なの?の巻



続きは中面をご覧ください▶▶▶

注意事項

■加入申込書に記載された内容に変更のある場合は必ずお手続きください。
■「ゆうゆう」へご加入をされる方は、必ず重要事項説明書(P.36以降)をお読みください。
■一斉展開(募集期間)はご所属の労働組合ごとに設定いただいています。

全トヨタ労働組合連合会

なむなむなむ…
なむなむなむ…

なに
やってんだ?
悠々くん

お祈りですよ
ぼく最近すごく
運が悪くて…

犬のしっぽ
踏んで
犬に追われたり

飲み会の帰りに
ひかれそうになったり

危ないぞ
バカヤロー

ドアの鍵閉め忘れて
出かけたら空き巣に
あっちゃったんですよ!

うわーん

それらは
悠々くんが悪いのでは…

それに今月の
ぼくの星座の運勢は
12位だったんで、
もうぼくは
ダメかもしれません…

**なので、
これはもう
神頼みしか
ありませんよ!**

とりあえず木魚と数珠と
十字架を揃えたんですけど

**後は何を備えておけば
いいでしょうか!?**

**だったら、保障を備えておけば
いいんじゃないか?**

保障?

保障はまだ
ぼくには
早いですよ

おいおい、生命系の保障は、
病気やけがになってからじゃ
加入できないんだぞ

健康なうちに
一定の保障を備えておく
必要があるんだ

**え!加入
できないん
ですか!!**

ああ保障によっては
完治してから数年経過
してからじゃないと
加入できない場合も
多いんだ

えーじゃあ
悠長なこと
言ってられない
んですね

そうだな、それに若いうちは
病気のリスクは低くても
けがのリスクはあるからな
まだまだ所得も低いから
保障で補う必要がある

悠々くんなら
死亡保障 500万円
入院保障 5,000円
くらいかな

そうなん
ですよ!

所得も低いんで、
先輩におごってもらう必要も
あるんです!

おごりません

ランチおごって
ください!

悠々くんの場合
無駄遣いの部分も多そうだ

でも保障って
難しいじゃないですか、
何に加入すればいいか
全然わかりませんよ

ちぇ〜

それなら「ゆうゆう」で保障を備えたらいいよ

「ゆうゆう」って
なんですか?

全トヨタ労連が組合員の
福祉向上を考えて作った保障なんだ
組合員にとって
必要な保障が充実しているよ!

ぼくにとっての
必要な保障も?

もちろん!

たとえば生命系保障なら
死亡も入院も**定期保障**と**終身保障**があるから
一生涯の保障も大型保障も準備できるぞ

定期保障

終身保障

一生涯って…やだなぁ先輩!
まだまだ先じゃないですか
今はまだいいですよ
定年前ぐらいになったら考えますよ

それじゃあ
損をするぞ?

終身医療保障は加入した時の掛金が一生涯続くし
若いうちに加入した方が一生涯で払い込む掛金が少なくてすむんだ

20歳

掛金は
そのまま!

80歳

また、終身生命保障なら在職中に掛金払い込みが満了となって
保障は一生涯続くので定年退職後の負担がまったくない

最近年金問題も
あるからな
今のうちから
備えておくのが
大切だね

そうなんですか!
じゃあぼく
終身の保障だけで
備えますね!

まてまて、
定期保障と終身保障を上手く組み合わせて
加入した方がいいぞ

定期保障

＋

終身保障

定期保障は期間が
決められているが、
保障内容が充実しているし
掛金が手頃だ

終身の保障は
一生涯保障される分、
やはり月々の掛金は
ちょっと高いんだ

死亡保障なら「ゆうゆう」の
「生命・後遺障害保障」がおすすめだぞ
「ゆうゆう」ならではのメリットもあるんだ

生命・後遺障害保障

メリット!
なんですか!?

「生命・後遺障害保障」は
疾病の後遺障がい保障が充実しているんだ!

重度障がいに該当しなくても
生命・後遺障害保障は身体障害者手帳の等級（1級から6級）で認定されれば共済金が支払われるんだ

身体障害者手帳

1級～6級

たとえばペースメーカーの埋込手術のために入院して、その後、身体障害者手帳の1級に認定されると「入院・手術保障」から保障されるほかに、
生命・後遺障害保障からも500万円が支払われるんだ!



500万円
受け取れるのは
ありがたいですね!

そんな保障が特約ではなく、基本契約にセットされているのが「ゆうゆう」なんだ
単に掛金だけ見るのではなく中身を見てほしい

それに「ゆうゆう」は組合員のことを第一に考えて作られている保障だからな
「入院・手術保障」だって24時間いつだって保障されるんだ

え、でも業務中は保障してくれないでしょ?

いや、**業務中も業務外も、さらには海外にいるときも保障されるんだ!**

えーそうなんですか!
ぼく学生の頃、初めての海外旅行でサーフィンしたとき骨折して入院しちゃったことあるんですよ

そんな場合も保障されるな

えー加入しておけばよかった!!

いや、学生なら「ゆうゆう」の組合員じゃないから加入できないから

それもそうでした

うわーいいですね!
ぼく「ゆうゆう」で保障備えます!

こんなにいい保障があったなんて!

休業保障と長期収入保障をセットで加入すればさらに安心の保障になるな

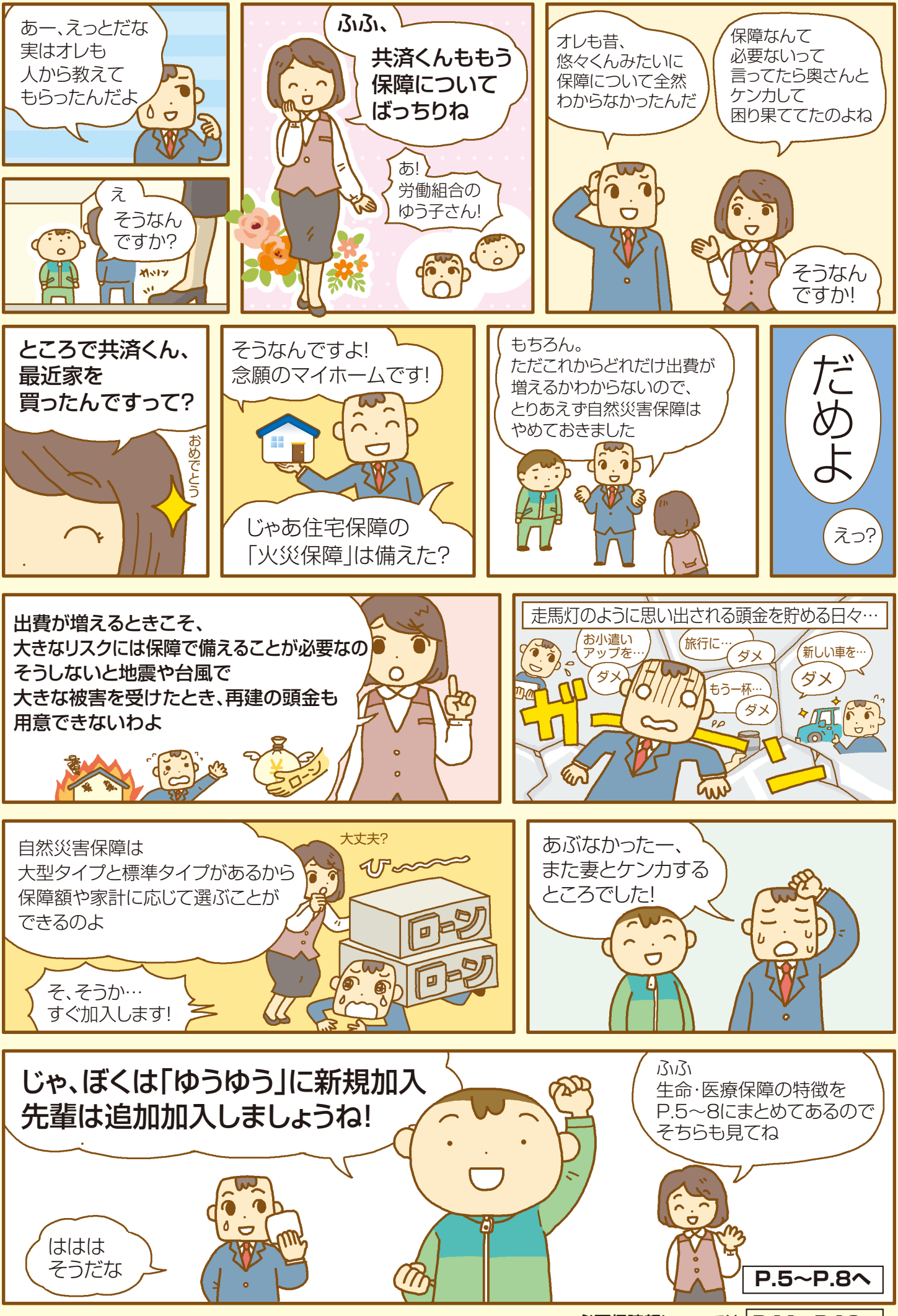
これでバッチリだ!

あ、でも労働組合の保障だから退職後ってどうなっちゃうんでしょう?

「ゆうゆう」は定年後はもちろん病気休職満了で中途退職しても「ゆうゆう退職者会」に移行することができるんだ※

※移行できない保障もございます。（詳しくはP.33～をご覧ください。）

先輩本当に詳しいですね!
ぼく感動しました!
先輩すごいです!
尊敬します!!



P.5～P.8へ

必要保障額については P.11～P.12へ

死亡・後遺障がい時の保障

死亡保障の考え方

死亡保障は残された家族のための保障。家族構成や年齢、子ど
保障が大きければ安心感も高いけれど、その分、掛金負担も大

定期保障

家族のことを考えた遺族保障

生命・後遺障害保障

ゆうゆうの死亡

大型保障!

死亡・重度障がい
最高6,000万円

基本契約で手厚く後遺障がい保障!

病気最大500万円
(重度障がいに該当しない場合)
事故最大3,000万円

特約付帯で事故死亡をさらに手厚く!

最高9,000万円
Bタイプに加入した場合の
基本契約との合計です。

保障内容と保障額

加入可能範囲は(本人の場合)
500万円~6,000万円

保障額

「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、加入額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ(特約なし)
B	基本契約+事故上乗せ特約

保障額の代表例

	保障名 \ 保障額		500万円	1,000万円	2,000万円	4,000万円
基本契約	死亡や重度障がいになったとき	死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円	2,000万円	4,000万円
基本契約	不慮の事故により障がいが残ったとき	傷害後遺障害保障	最大500万円	最大1,000万円	最大2,000万円	最大3,000万円
基本契約	病気で身体障害者手帳の交付を受けたとき	疾病後遺障害保障	最大500万円			
事故上乗せ特約	不慮の事故により死亡したとき	事故死亡保障	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円

上記の保障額にさらにプラスしてお支払いいたします。





加入できる年齢

新規契約
満15歳~満64歳
(効力発生日時点)

継続契約
満79歳まで

月掛金について

(Bタイプの場合)

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日(2013年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

月掛金の代表例

加入(継続)時年齢	保障額(基本契約額)	月掛金
満15歳~満29歳	500万円	905円
満30歳~満39歳	1,000万円	1,890円
	2,000万円	3,670円
満40歳~満49歳	4,000万円	7,830円

500万円単位で上記以外の保障額でもご加入いただけます。
また、配偶者・お子さまもご加入いただけます。
詳しくはP.13~をご覧ください。

給付例

基本契約4,000万円に加入
肺がんで死亡した場合
給付額 4,000万円

基本契約1,000万円に加入
不整脈で体内ペースメーカーの埋込手術を受け、その後、身体障害者福祉法に基づき1級の身体障害者手帳が交付された場合
給付額 500万円

基本契約4,000万円<Bタイプ>に加入
階段から足を踏み外し脳挫傷で死亡した場合
給付額 7,000万円

給付例は保障条件を満たしている事が必要です。

もの就学プランによって必要な保障額は大きく異なり、他人と比べることはできません。
きくなります。P.11～P.12を参考に自分にあった保障額をご検討ください。

保障はふたつ!

終身保障 一生涯の安心のために 終身生命保障

一生続く保障!

一生涯の
死亡保障を備える
ことができます。

59歳までに掛金の払込が満了します!

在職中に掛金の払い込みが
満了となり、退職後の掛金
負担がありません。(基本契約)

リビングニーズでさらに安心!

余命6ヵ月以内と診断されたとき
死亡共済金額の全部または一部を
「リビングニーズ共済金」として
ご請求いただくことができます。

保障内容と保障額

●加入可能範囲は300万円または500万円

保障額の代表例

	保障名 ＼ 保障額	300万円
基本契約	死亡や重度障がいになったとき 死亡・重度障害保障	300万円
	上記の保障額にさらにプラスしてお支払いいたします。	
災害死亡特約	不慮の事故により死亡したとき 事故死亡保障(災害死亡特約)	300万円

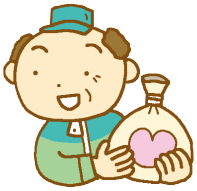
●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。

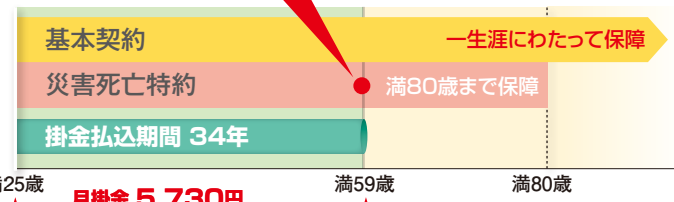
加入例

満25歳(男性)で保障額300万円に加入した場合

災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

例えば 保障額300万円の場合 31,410円お支払いいただきます。





加入 月掛金 5,730円(男性／25歳の場合) 掛金払込満了 以後、掛金の払い込みはありません。

加入できる年齢

新規契約
満15歳～満54歳
(効力発生日時点)

継続契約
終　身

月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日(2013年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

月掛金の代表例

保障額300万円			
効力発生日時点の満年齢(歳)	月掛金 男性	月掛金 女性	払込期間(年)
20	4,920円	4,560円	39
30	6,810円	6,270円	29
40	10,680円	9,810円	19

上記以外の保障額でもご加入いただけます(年齢により掛金は異なります)。また、配偶者・お子さま等もご加入いただけます。
詳しくはP.15～をご覧ください。

給付例

終身生命保障(300万円保障の場合)

90歳で、くも膜下出血で死亡した場合
給付額 300万円

50歳で不慮の事故で死亡した場合
基本契約300万円+
災害死亡特約300万円
給付額 600万円

給付例は保障条件を満たしている事が必要です。

医療（入院・手術）の保障

医療保障の考え方

本人や家族が入院治療を受けた場合、医療費だけでなくさまざ
医療保障はこのような医療にまつわるさまざまな出費で家計が

定期保障

病気やけがによる入院・手術などに備えて

入院・手術保障

ゆうゆうの医療

入院・手術時に安心!

基本契約は入院と手術時の保障にしぼったシンプルな保障内容。

満59歳まで 掛金が一律!

二段階：満0歳～満59歳、満60歳～満79歳となり、負担額を軽減できます。

特約付帯で安心アップ!

特約を活用することでニーズに合った幅広い保障を実現。

保障内容と保障額

●加入可能範囲は日額3,000円～日額20,000円（本人の場合）　保障額の代表例

	保障名	保障額	日額3,000円	日額10,000円
基本契約	入院したとき	入院保障	日額3,000円	日額10,000円
	手術を受けたとき	手術保障	3万円・6万円・12万円	10万円・20万円・40万円

上記の保障額にさらにプラスしてお支払いいたします。

医療上乗せ特約	長期間入院したとき	長期入院保障	18万円	60万円
	先進医療を受けたとき	先進医療費用保障	最高60万円	最高200万円
	入院前後に通院をしたとき	入院前後通院保障	日額900円	日額3,000円
三大疾病特約	三大疾病とはじめて診断されたとき	診断保障	30万円 上皮内新生物は三大疾病入院保障の10倍（10回限度）	100万円
	三大疾病で入院したとき	三大疾病入院保障	日額3,000円	日額10,000円
	三大疾病で手術を受けたとき	三大疾病手術保障	3万円・6万円・12万円	10万円・20万円・40万円

保障タイプ

「入院・手術保障」にご加入の場合は、加入額（基本契約額）および特約（加入タイプ）を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ（特約なし）
B	基本契約＋医療上乗せ特約
C	基本契約＋三大疾病特約
D	基本契約＋医療上乗せ特約＋三大疾病特約

加入できる年齢

新規契約
満15歳～満64歳
（効力発生日時点）

継続契約
満79歳まで

月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

効力発生日（2013年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

月掛金の代表例

加入時年齢	保障額（基本契約額） / 加入タイプ	月掛金 日額3,000円	月掛金 日額10,000円
満0歳～満59歳	Aタイプ（基本のみ）	510円	1,700円
	Bタイプ（基本＋医上）	630円	2,100円
	Cタイプ（基本＋三大）	870円	2,900円
	Dタイプ（基本＋医上＋三大）	990円	3,300円

上記以外の保障額でもご加入いただけます（満60歳～満64歳は掛金が異なります）。
また、配偶者・お子さま等もご加入いただけます。
詳しくはP.17～をご覧ください。

給付例

入院・手術保障（日額10,000円保障の場合）

虫垂炎の手術をして8日間入院して虫垂切除術を受け、入院前後に5回通院した。

基本契約で
入院10,000円×8日間=80,000円
手術10,000円×10倍=100,000円

医療上乗せ特約加入で更に
通院3,000円×5回=15,000円

合計給付額 195,000円

脳梗塞で90日間入院して頭蓋内観血手術をうけて、入院前後に15回通院した。

基本契約で
入院10,000円×90日=900,000円
手術10,000円×40倍=400,000円

医療上乗せ特約加入で更に
通院3,000円×15回=45,000円
長期入院10,000円×60倍=600,000円

三大疾病特約加入で更に
診断保障1,000,000円
三大疾病入院保障10,000円×90日=900,000円
三大疾病手術保障10,000円×40倍=400,000円

合計給付額 4,245,000円

給付例は保障条件を満たしている事が必要です。

まな雑費が必要になり、思いのほか多くの出費が必要になったという経験はありませんか?
圧迫されることを軽減するための保障です。

保障はふたつ!

終身保障

一生涯の保障で終末期の医療にも安心 終身医療保障

一生続く保障!
一生涯の
医療保障を備える
ことができます。

定年後も負担の少ない掛金
終身払いだからこそ、本当に必要な
保障に絞って低廉な掛金を実現。

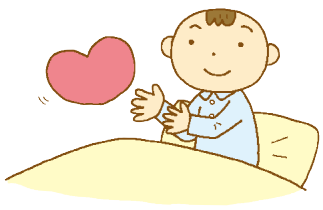
掛金が変わりません!
更新による
掛金のアップはありません。
(加入時の掛金が一生涯変わりません)

保障内容と保障額

●加入可能範囲は日額3,000円または
日額5,000円

保障額の代表例

保障名＼保障額	3,000円
入院したとき 入院保障	日額3,000円
手術を受けたとき 手術保障	1回につき 30,000円



加入例

満85歳まで保障額日額3,000円に加入した場合

加入のタイミングが遅くなれば
生涯支払う掛金額が高額になります!



満20歳(男性)で加入…月掛金1,062円×12ヵ月×65年
生涯掛金 828,360円

満40歳(男性)で加入…月掛金1,752円×12ヵ月×45年
生涯掛金 946,080円

満20歳 加入の場合
満40歳 加入の場合

掛金の払い込みは一生涯となります。

加入できる年齢

新規契約
満15歳~満75歳
(効力発生日時点)

継続契約
終　身

月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2013年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

月掛金の代表例

保障額日額3,000円		
効力発生日時点の満年齢(歳)	月掛金	
	男性	女性
20	1,062円	1,092円
30	1,344円	1,356円
40	1,752円	1,746円

上記以外の保障額でもご加入いただけます(年齢により掛金は異なります)。また、配偶者・お子さま等もご加入いただけます。
詳しくはP.19~をご覧ください。

給付例

終身医療保障(日額3,000円保障の場合)

脊柱管狭窄症で50日間入院して、椎弓切除手術(脊椎・骨盤観血手術)を受けた場合
入院3,000円×50日=150,000円
手術1回につき 30,000円
給付額180,000円

脳梗塞で90日間入院して頭蓋内手術を受けて、入院前後に15回通院した。
入院3,000円×90日=270,000円
手術1回につき 30,000円
通院保障なし
給付額300,000円

給付例は保障条件を満たしている事が必要です。

「ゆうゆう」は みなさまの暮らしに 安心をお届けします

全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」は、全トヨタ労連加盟の労働組合による組合員のための助け合い制度として、現在多くの組合員・ご家族のご利用をいただいております（2012年4月時点の加入者約17.1万人〔退職者会契約含む〕）。

組合員・ご家族のみなさまには、安心できる保障制度として「ゆうゆう」をおすすめいたします。

「ゆうゆう」は、生命・医療保障から住宅保障などの損害保障まで暮らしをトータルに守る総合保障制度となっています。

ぜひこの機会に、「ゆうゆう」をご利用いただき、ご家庭の保障設計にお役立てください。

「ゆうゆう」の特徴

Point 1 お手頃な掛金
スケールメリットを最大限に活かし、お手頃な月掛金を実現しました。

Point 2 幅広い保障
生命・医療保障（死亡・入院・手術など）から損害保障（交通災害・住宅災害など）まで幅広い保障を備えることができます。

Point 3 自由設計
家族構成の変化やライフスタイルにあわせて、保障内容を自由に見直すことができます。
（ただし、健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。）

Point 4 退職後も安心
退職をむかえた後でも保障を継続することができ、セカンドライフも安心です。
（継続には一定の条件があります。）

今年度の主な制度変更点

・生命・後遺障害保障について、引受生命保険会社・損害保険会社の料率変更により掛金が引き下げられました。
・入院・手術保障について、引受損害保険会社の料率変更により掛金が引き下げられました。
・休業保障について、加重平均料率の変更により掛金が引き上げられました。

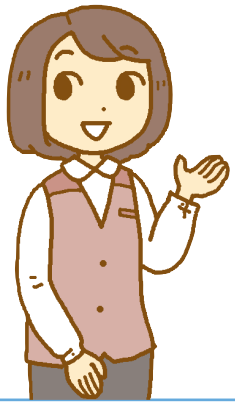
「ゆうゆう」ラインナップ

「ゆうゆう」では以下の9保障と5特約がラインナップされており、
組合員のみなさまのライフスタイルにあわせて必要な保障を選んでご加入いただくことができます。

保障名（特約）	特　徴	保障期間	病気							けが							住宅災害			
			死亡・重度障がい	身体障がい	入院・手術	三大疾病入院等	入院前後通院	先進医療	長期入院	死亡・重度障がい	身体障がい	入院・手術	入院前後通院	通院	先進医療	長期入院	所得補償	自然災害火災	借家人賠償	賠償
生命・後遺障害保障 P.5／P.13～	病気やけがによる死亡や重度障がい、身体障がいとなった場合に保障します。	1年	○	○						○	○									
事故死亡上乗せ特約	交通事故や不慮の事故を直接の原因として、死亡された場合に保障します。	1年								○※1										
終身生命保障 P.6／P.15～	病気やけがによる死亡を一生涯にわたり保障します。	終身	○							○										
入院・手術保障 P.7／P.17～	病気やけがによる入院・手術を保障します。	1年			○							○								
医療上乗せ特約	入院・手術保障の上乗せ保障として、入院前後の通院や長期入院などを保障します。	1年					○※2	○※3	○				○※2		○※3	○				
三大疾病特約	がん・脳卒中・急性心筋梗塞など三大疾病による入院・手術などを保障します。	1年				○※4														
終身医療保障 P.8／P.19～	病気やけがによる入院・手術を一生涯にわたり保障します。	終身			○							○								
休業保障 P.21	病気やけがにより就業不能となり、入院や自宅療養などで休業をされた場合に保障します。	1年								○※1							○			
長期収入保障 P.22	734日を超えて休業状態が継続し収入が減少した場合に保障します。	1年															○			
賠償保障 P.23	日常生活における偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保障します。	1年								○※1※6										○
交通災害保障 P.24	交通機関に起因して発生した事故による死亡・入院・通院などを保障します。	1年								○※6	○	○※5		○※5						
火災保障 P.25～	火災・落雷などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年																○		
自然災害保障	地震・風水害・盗難などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年																○		
借家人賠償責任特約	火災・漏水などにより家主から損害賠償請求された場合に保障します。	1年																	○	

※1「事故死亡上乗せ特約」、「休業保障」、「賠償保障」は重度障がいによる保障はありません。
※2入院前後通院は、入院保障が支払われた場合に保障されます。
※3先進医療は「入院中に先進医療の治療を受けた場合」のみ保障します。
※4三大疾病特約は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞を原因とする診断保障・入院保障・手術保障を含みます。
※5交通災害保障には手術による保障はありません。なお、通院のみの場合でも対象となります。
※6「賠償保障」、「交通災害保障」は交通事故を原因とする場合に保障します。
●各保障の詳細につきましては、当総合パンフレットの該当箇所および重要事項説明書でご確認ください。

「ゆうゆう」はあなたのライフ プランをサポートします！



あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えよう!

いざというときの保障はたくさん受け取りたいけれど、保障にばかりにお金を使うことはできません。

私的保障を考えるときのポイントはライフステージにあわせた保障を考えること。
必要な保障額がピークを迎えるのは、結婚して子どもができたとき。
子どもの独立後は、夫婦の生活資金づくりをメインにした保障プランへシフトしましょう。

保障選びのポイントはムリやムダをなくすこと
1.どんな保障が **2.どれだけ必要か?** を確認することが必要です。

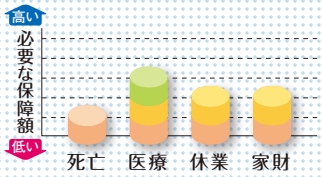
シングル 社会人になったら…

独身の方はまず今後起こるイベントに備えて貯蓄を中心としたライフプランを考えましょう。

独身期の保障の考え方は、万一のけがや病気を考えて医療保障を中心とし、死亡保障については、必要最低限(葬儀費用相当額など)を備えましょう。
また一人暮らしの方は火災保障(家財)も忘れずに備えましょう。



必要な保障の目安



死亡
必要な死亡保障額の目安
身辺の整理費用など **500万円程度**

詳細はこちら▶生命・後遺障害保障 P.5、P.13～／終身生命保障 P.6、P.15～

医療
必要な入院保障額の目安
治療費や差額ベッド代、食事代など **日額3,000円～日額8,000円程度**

詳細はこちら▶入院・手術保障 P.7、P.17～／終身医療保障 P.8、P.19～

住宅・家財 必要な住宅・家財保障額の目安

住宅 <賃貸の場合>大家さんへの賠償が必要なとき、借用戸室の面積が30㎡未満の場合500万円程度

詳細はこちら▼
火災保障 借家人賠償責任特約 P.25～

家財 20歳代・1人暮らしの場合 **300万円程度**

詳細はこちら▼
火災保障 P.25～／自然災害保障 P.29～

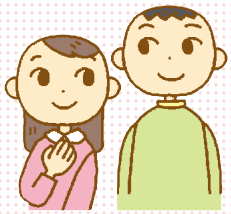
休業
必要な休業保障額の目安
1人暮らしの場合 **月額9万円程度**

詳細はこちら▶休業保障 P.21／長期収入保障 P.22

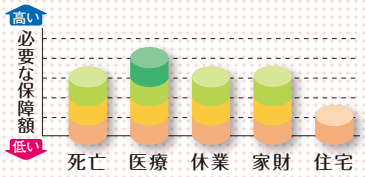
カップル 結婚したら…

結婚したからといって、いきなり高額な保障に加入する必要はありません。

結婚を機に保障を考える方も多いと思います。
夫婦二人の保障づくりの考え方は今後想定されるイベント(子どもの誕生や住宅の購入など)に備え貯蓄中心に考えましょう。
保障は医療保障を中心に、死亡保障は自身の葬儀費用相当額や配偶者の当面の生活費程度を備えましょう。



必要な保障の目安



死亡
必要な死亡保障額の目安
葬式代や配偶者の生活費など **1,000万円～2,500万円程度**

詳細はこちら▶生命・後遺障害保障 P.5、P.13～／終身生命保障 P.6、P.15～

医療
必要な入院保障額の目安
治療費や差額ベッド代、食事代など **日額5,000円～日額10,000円程度**

詳細はこちら▶入院・手術保障 P.7、P.17～／終身医療保障 P.8、P.19～

住宅・家財 必要な住宅・家財保障額の目安

住宅 <賃貸の場合>大家さんへの賠償が必要なとき、借用戸室の面積が50㎡未満の場合1,000万円程度

詳細はこちら▼
火災保障 借家人賠償責任特約 P.25～

家財 30歳代・2人暮らしの場合 **1,300万円程度**

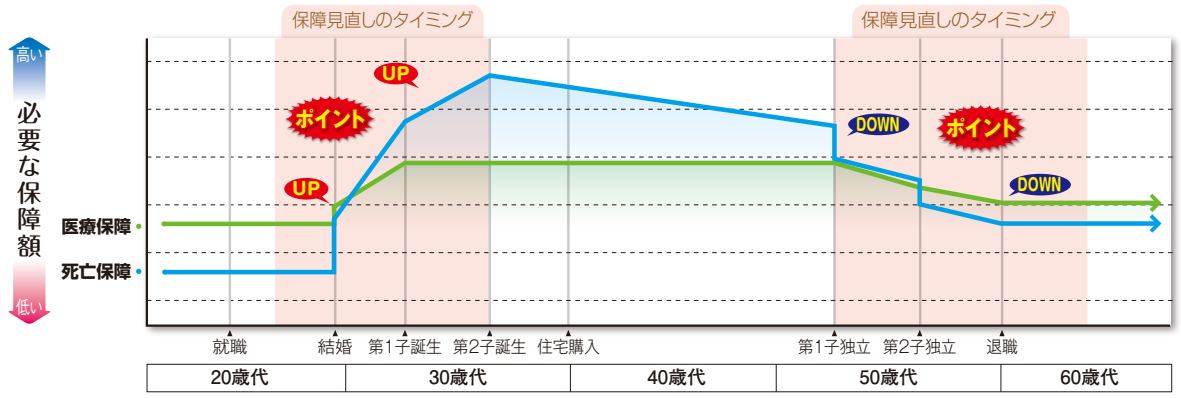
詳細はこちら▼
火災保障 P.25～／自然災害保障 P.29～

休業
必要な休業保障額の目安
月額15万円程度

詳細はこちら▶休業保障 P.21／長期収入保障 P.22

保障はライフステージと一緒に考えよう!

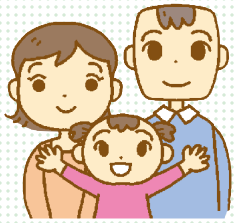
保障は一度加入したらそのままでOK!ではなく、見直しのタイミングをお忘れなく。



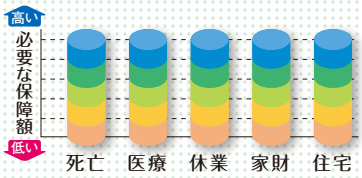
ファミリー 子どもが生まれたら…

保障設計を考えるうえで必要保障額が最も高くなる時期です。

保障づくりのポイントは、死亡保障の場合、必要保障額から公的年金である遺族年金や企業の福利厚生制度(死亡退職金など)を加味し、不足分を保険(共済)や貯蓄で備えましょう。
医療保障に加入していない方は今後も必要となるため一定程度の保障額を備えましょう。



必要な保障の目安



死亡 必要な死亡保障額の目安
家族の生活費や子どもの教育費など
3,000万円~6,000万円程度
詳細はこちら▶生命・後遺障害保障 P.5、P.13~／終身生命保障 P.6、P.15~

医療 必要な入院保障額の目安
治療費や差額ベッド代、食事代など
日額5,000円~日額20,000円程度
詳細はこちら▶入院・手術保障 P.7、P.17~／終身医療保障 P.8、P.19~

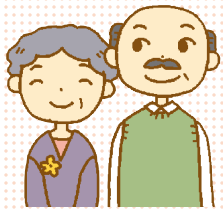
住宅・家財 必要な住宅・家財保障額の目安
木造住宅・30坪・愛知県在住・40歳代・4人暮らしの場合
住宅 **2,100万円程度** 家財 **1,900万円程度**
詳細はこちら▶火災保障 P.25~／自然災害保障 P.29~

休業 必要な休業保障額の目安
月額15万円程度
詳細はこちら▶休業保障 P.21／長期収入保障 P.22

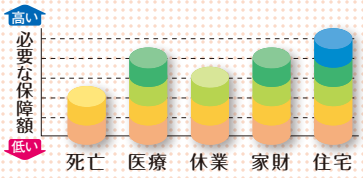
セカンドライフ 子どもが独立したら…

ご自身や配偶者のセカンドライフに向けた保障づくりが必要となります。

子どもが就職や結婚で独立をする時期は、遺族への必要保障額も減少します。
保障づくりのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。
見直しによっては保障額を減額して掛金負担を抑えましょう。



必要な保障の目安



死亡 必要な死亡保障額の目安
葬式代や配偶者の生活費など
1,000万円~2,000万円程度
詳細はこちら▶生命・後遺障害保障 P.5、P.13~／終身生命保障 P.6、P.15~

医療 必要な入院保障額の目安
治療費や差額ベッド代、食事代など
日額5,000円~日額10,000円程度
詳細はこちら▶入院・手術保障 P.7、P.17~／終身医療保障 P.8、P.19~

住宅・家財 必要な住宅・家財保障額の目安
木造住宅・30坪・愛知県在住・50歳代・2人暮らしの場合
住宅 **2,100万円程度** 家財 **1,800万円程度**
詳細はこちら▶火災保障 P.25~／自然災害保障 P.29~

休業 必要な休業保障額の目安
月額15万円程度
詳細はこちら▶休業保障 P.21／長期収入保障 P.22

家族のことを考えた遺族保障

生命・後遺障害保障

引受団体　全労済…「団体定期生命共済」／日本生命…「団体定期保険」／共栄火災など…「標準傷害保険」／全トヨタ労連…「自家生命共済」

おすすめポイント

- ■基本保障の加入限度額は**最高6,000万円**まで加入できます。（組合員）
- ■疾病後遺障害保障により**病気による後遺障がい**が保障されます。
- ■団体掛金により**掛金負担を軽減**できます。
- ■病気やけがも**24時間・365日保障**します。（業務中・業務外・国内外問わず）

【保障期間】2013年4月1日～2014年3月31日　【共栄火災引受分】2013年4月1日午前0時～2014年4月1日午後4時（継続加入の場合は、2013年4月1日午後4時～2014年4月1日午後4時）

1 保障内容と保障額

加入タイプ

A	B
●	●
	●

基本契約（生命・後遺障害保障）および特約（事故死亡上乗せ特約）の保障内容は以下のとおりです。

基本契約　生命・後遺障害保障

- 死亡や重度障がいになったとき → 死亡・重度障害保障
- 不慮の事故により障がいが残ったとき → 傷害後遺障害保障
- 病気により障がいが残ったとき → 疾病後遺障害保障

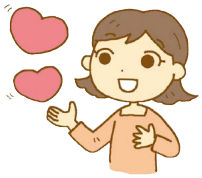
ゆうゆうならでは!

＋

特約　事故死亡上乗せ特約

- 不慮の事故により死亡したとき → 事故死亡保障

特約の付帯でさらに安心!



生命・後遺障害保障（基本契約）		
死亡・重度障害保障	傷害後遺障害保障	疾病後遺障害保障
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなった場合に、お支払いします。	保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。

事故死亡上乗せ特約
事故死亡保障
保障期間中に不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、お支払いします。

保障額　「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、加入額（基本契約額）および特約（加入タイプ）を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ（特約なし）
B	基本契約＋事故死亡上乗せ特約

組合員・配偶者

保障名＼保障額	配偶者 500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	組合員 3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
傷害後遺障害保障	500万円 ～ 3,000万円※2											
疾病後遺障害保障	最大 500万円※3											
事故死亡上乗せ特約 事故死亡保障	500万円 ～ 3,000万円※4											

子ども

保障名＼保障額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
死亡・重度障害保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
傷害後遺障害保障	100万円 ～ 600万円※2					
疾病後遺障害保障	最大100万円	最大200万円	最大300万円	最大400万円	最大500万円※3	
事故死亡上乗せ特約 事故死亡保障	100万円 ～ 600万円※4					

重要

※1「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。
※2「傷害後遺障害保障」は「死亡・重度障害保障」と同額を保障の限度として、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。ただし、3,000万円が限度となります。
※3「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。（例：1級または2級の場合、500万円×100%=500万円）
※4「事故死亡上乗せ特約」を付帯された場合の保障額は、「傷害後遺障害保障」と同額となります。ただし、3,000万円が限度となります。
●生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社（日本生命）、損害保険会社（共栄火災など）、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書（全労済P.44、生命保険会社P.47、損害保険会社P.52、全トヨタ労連P.53）でご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点） 新規契約	継続契約	加入（増額）時年齢における保障額の範囲 加入（増額）時年齢	保障額の範囲	加入単位
組合員（本人）	満15歳～満64歳	満79歳まで ※1	満15歳～満49歳	500万円~6,000万円	500万円
			満50歳～満54歳	500万円~4,000万円	
			満55歳～満59歳	500万円~2,000万円	
			満60歳～満64歳	500万円~1,000万円	
配偶者（内縁関係は除く）	満16歳～満64歳	満79歳まで ※2	満16歳～満49歳	500万円~3,000万円	500万円
			満50歳～満54歳	500万円~2,000万円	
			満55歳～満59歳	500万円~1,000万円	
			満60歳～満64歳	500万円	
子ども	満0歳～満24歳	満24歳まで※3	満0歳～満24歳	100万円~600万円	100万円

ご加入について

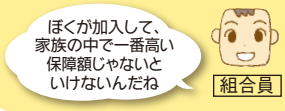
新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「**質問表C**」および「**職業告知**」、「**他の事故死亡保険契約の有無**」欄への回答が必要となります。



配偶者、子どもの加入は
組合員（本人）の加入が必要となります。

配偶者、子どもは
組合員（本人）の加入額を超えて加入することはできません。



重要

※1満65歳以降継続をされる場合は、ゆうゆう退職者会への移行となります。移行にともない保障額や月掛金が変更となる場合があります。
※2満65歳以降継続をされる場合は、組合員（本人）がゆうゆう退職者会に移行することが必要となります。退職者会に移行されない場合は満65歳をむかえた契約終了日をもって解約（脱退）となります。
※3子ども契約の継続は満24歳までとなり、満25歳をむかえた契約終了日をもって解約（脱退）となります。
●新規加入の場合、加入時年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。
●配偶者は、組合員（本人）と同一戸籍の場合に加入できます。
●子どもの加入は、組合員（本人）および配偶者と生計を一にする未婚の子が加入できます（「生計を一にする」とは、組合員（本人）と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます）。
●申込日時点の健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。また、ご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
●組合員（本人）の契約が終了した場合（死亡または重度障がいによる請求をされた場合や解約（脱退）の場合）は、配偶者・子ども契約も解約（脱退）となります。
●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合は、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員（本人）として加入してください。

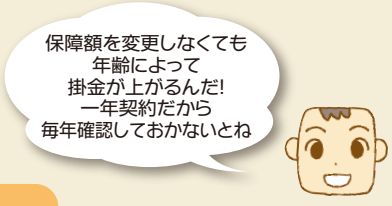
3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日（2013年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

配偶者・子どもは組合員の加入額を超えて加入することはできません。

組合員

保障額（基本契約額） 加入（継続）時年齢	タイプ	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
満15歳～満29歳	A	765円	1,410円	2,055円	2,710円	3,355円	4,000円	4,495円	4,990円	5,485円	5,980円	6,475円	6,970円
	B	905円	1,690円	2,475円	3,270円	4,055円	4,840円	5,335円	5,830円	6,325円	6,820円	7,315円	7,810円
満30歳～満39歳	A	865円	1,610円	2,355円	3,110円	3,855円	4,600円	5,195円	5,790円	6,385円	6,980円	7,575円	8,170円
	B	1,005円	1,890円	2,775円	3,670円	4,555円	5,440円	6,035円	6,630円	7,225円	7,820円	8,415円	9,010円
満40歳～満49歳	A	1,015円	1,910円	2,805円	3,710円	4,605円	5,500円	6,245円	6,990円	7,735円	8,480円	9,225円	9,970円
	B	1,155円	2,190円	3,225円	4,270円	5,305円	6,340円	7,085円	7,830円	8,575円	9,320円	10,065円	10,810円
満50歳～満54歳	A	1,265円	2,410円	3,555円	4,710円	5,855円	7,000円	7,995円	8,990円				
	B	1,405円	2,690円	3,975円	5,270円	6,555円	7,840円	8,835円	9,830円				
満55歳～満59歳	A	1,465円	2,810円	4,155円	5,510円	6,855円	8,200円	9,395円	10,590円				
	B	1,605円	3,090円	4,575円	6,070円	7,555円	9,040円	10,235円	11,430円				
満60歳～満64歳	A	1,765円	3,410円	5,055円	6,710円	8,355円	10,000円	11,495円	12,990円				
	B	1,905円	3,690円	5,475円	7,270円	9,055円	10,840円	12,335円	13,830円				



配偶者

保障額（基本契約額） 加入（継続）時年齢	タイプ	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
満16歳～満29歳	A	765円	1,410円	2,055円	2,710円	3,355円	4,000円
	B	905円	1,690円	2,475円	3,270円	4,055円	4,840円
満30歳～満39歳	A	865円	1,610円	2,355円	3,110円	3,855円	4,600円
	B	1,005円	1,890円	2,775円	3,670円	4,555円	5,440円
満40歳～満49歳	A	1,015円	1,910円	2,805円	3,710円	4,605円	5,500円
	B	1,155円	2,190円	3,225円	4,270円	5,305円	6,340円
満50歳～満54歳	A	1,265円	2,410円	3,555円	4,710円		
	B	1,405円	2,690円	3,975円	5,270円		
満55歳～満59歳	A	1,465円	2,810円				
	B	1,605円	3,090円				
満60歳～満64歳	A	1,765円	3,410円				
	B	1,905円	3,690円				

子ども

保障額（基本契約額） 加入（継続）時年齢	タイプ	100万円	200万円	300万円
満0歳～満24歳	A	130円	270円	400円
	B	160円	330円	480円

保障額（基本契約額） 加入（継続）時年齢	タイプ	400万円	500万円	600万円
満0歳～満24歳	A	530円	670円	780円
	B	640円	810円	950円

重要
● 内の保障にご加入いただけるのは、旧制度「生命共済」（2009年度以前）から継続して加入し、 内の年齢群に入る前から上記「2 加入できる方と保障額の範囲」の「満55歳」または「満60歳」の保障上限を超えて加入している方です（増額はできません）。
● 内の保障額は、新規、増額による加入はできません。

一生涯の安心のために

終身生命保障

引受団体　全労済…「終身生命共済」

おすすめポイント

■一生涯の死亡保障を備えることができます。
■在職中に掛金の払い込みが満了となり、退職後の掛金負担がありません。（基本契約）
■「生命・後遺障害保障」と組み合わせることで、ライフステージにあわせた保障設計ができます。

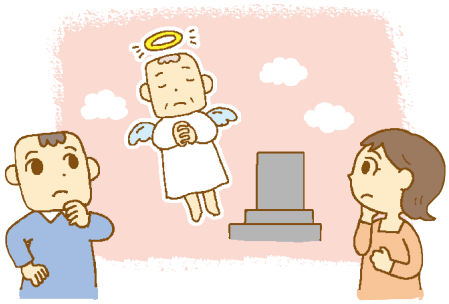
【保障期間】2013年4月1日～終身保障（災害死亡特約は満80歳まで保障）

1 保障内容と保障額

「終身生命保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

基本契約　死亡・重度障害保障　死亡や重度障がいになったとき　保障は一生涯

特約　災害死亡特約（自動付帯）　不慮の事故により死亡したとき

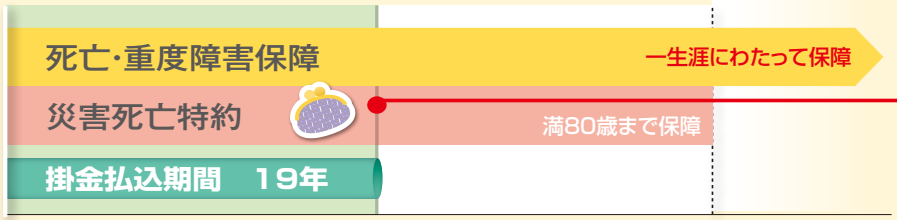


死亡・重度障害保障（基本契約）	災害死亡特約（自動付帯）
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障がい※1となった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障がいとなった場合に、お支払いします。

重要
※1重度障がいとは、重要事項説明書(P.79)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級・第2級・第3級（2・3・4）」の状態をいいます。
※2「不慮の事故など」とは不慮の事故またはこの会所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

加入例

満40歳で加入した場合



以後、掛金の払い込みはありません。

災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点で満80歳までの掛金を**一括前納**していただきます。

例えば　保障額300万円の場合　31,410円　お支払いいただきます。

掛金の払込免除	加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障がいを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ、保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは、以降掛金の払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書（P.56）でご確認ください。

余命6ヵ月以内と診断されたとき死亡共済金額の全部または一部を**「リビングニーズ共済金」**としてご請求いただくことができます。

●リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書（P.55）でご確認をください。

保障額

保障名＼保障額	300万円	500万円
死亡・重度障害保障	300万円	500万円
災害死亡特約	300万円	500万円

上記の保障額にさらにプラスしてお支払いいたします。

重要
●災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。
●災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）	継続契約	保障額
組合員（本人） 配偶者	満15歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 （最高2,000万円）
その他家族※3	満0歳～満54歳	終身	500万円 または 300万円 （最高2,000万円）

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



重要

※3「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります（「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます）。

- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
- おすすめ額以外の保障額をご希望の場合は、別途専用の申込書にてお手続きが必要となります。所属の労働組合までお問い合わせください。
- 保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただきます。契約発効日（効力発生日）時点の満年齢での加入となるため、掛金が変更となります（増額を希望される場合は追加加入も可能ですのでご相談ください）。

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日（2013年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

保障額 300万円

（団体割引適用掛金）

効力発生日時点の満年齢（歳）	月掛金 男性	月掛金 女性	払込期間（年）
0	3,990円	3,720円	40
1	3,990円	3,750円	
2	4,020円	3,780円	
3	4,050円	3,810円	
4	4,080円	3,840円	
5	4,140円	3,870円	
6	4,170円	3,900円	
7	4,200円	3,960円	
8	4,260円	3,990円	
9	4,290円	4,020円	
10	4,350円	4,050円	
11	4,380円	4,110円	
12	4,440円	4,140円	
13	4,470円	4,170円	
14	4,530円	4,230円	
15	4,590円	4,260円	40
16	4,620円	4,320円	
17	4,680円	4,350円	
18	4,740円	4,410円	
19	4,800円	4,440円	
20	4,920円	4,560円	39
21	5,070円	4,710円	38
22	5,220円	4,830円	37
23	5,370円	4,980円	36
24	5,550円	5,130円	35
25	5,730円	5,280円	34
26	5,910円	5,460円	33
27	6,120円	5,640円	32
28	6,330円	5,850円	31
29	6,540円	6,060円	30
30	6,810円	6,270円	29
31	7,050円	6,510円	28
32	7,350円	6,780円	27
33	7,650円	7,050円	26
34	7,980円	7,350円	25
35	8,340円	7,680円	24
36	8,730円	8,040円	23
37	9,150円	8,430円	22
38	9,600円	8,850円	21
39	10,110円	9,300円	20
40	10,680円	9,810円	19
41	11,310円	10,410円	18
42	12,000円	11,040円	17
43	12,780円	11,760円	16
44	13,680円	12,570円	15
45	14,670円	13,500円	14
46	15,840円	14,580円	13
47	17,190円	15,810円	12
48	18,780円	17,280円	11
49	20,670円	19,050円	10
50	23,010円	21,210円	9
51	25,890円	23,880円	8
52	29,580円	27,330円	7
53	34,530円	31,920円	6
54	41,400円	38,370円	5

保障額 500万円

（団体割引適用掛金）

効力発生日時点の満年齢（歳）	月掛金 男性	月掛金 女性	払込期間（年）
0	6,650円	6,200円	40
1	6,650円	6,250円	
2	6,700円	6,300円	
3	6,750円	6,350円	
4	6,800円	6,400円	
5	6,900円	6,450円	
6	6,950円	6,500円	
7	7,000円	6,600円	
8	7,100円	6,650円	
9	7,150円	6,700円	
10	7,250円	6,750円	
11	7,300円	6,850円	
12	7,400円	6,900円	
13	7,450円	6,950円	
14	7,550円	7,050円	
15	7,650円	7,100円	40
16	7,700円	7,200円	
17	7,800円	7,250円	
18	7,900円	7,350円	
19	8,000円	7,400円	
20	8,200円	7,600円	39
21	8,450円	7,850円	38
22	8,700円	8,050円	37
23	8,950円	8,300円	36
24	9,250円	8,550円	35
25	9,550円	8,800円	34
26	9,850円	9,100円	33
27	10,200円	9,400円	32
28	10,550円	9,750円	31
29	10,900円	10,100円	30
30	11,350円	10,450円	29
31	11,750円	10,850円	28
32	12,250円	11,300円	27
33	12,750円	11,750円	26
34	13,300円	12,250円	25
35	13,900円	12,800円	24
36	14,550円	13,400円	23
37	15,250円	14,050円	22
38	16,000円	14,750円	21
39	16,850円	15,500円	20
40	17,800円	16,350円	19
41	18,850円	17,350円	18
42	20,000円	18,400円	17
43	21,300円	19,600円	16
44	22,800円	20,950円	15
45	24,450円	22,500円	14
46	26,400円	24,300円	13
47	28,650円	26,350円	12
48	31,300円	28,800円	11
49	34,450円	31,750円	10
50	38,350円	35,350円	9
51	43,150円	39,800円	8
52	49,300円	45,550円	7
53	57,550円	53,200円	6
54	69,000円	63,950円	5

病気やけがによる
入院・手術などに備えて

おすすめポイント

■入院1日目から（日帰り入院も）保障されます。
■入院中も入院外（日帰り手術）もどちらの手術も保障されます（入院の有無にかかわらず保障額は同じ）。
■三大疾病特約付帯により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞による入院・手術などが手厚くなります。
■病気やけがの発生原因が、業務中・業務外・国内・国外を問わず24時間保障されます。

入院・手術保障

引受団体　共栄火災…「医療保険（1年契約用）」／全トヨタ労連…「自家医療共済」

【保障期間】2013年4月1日～2014年3月31日　【共栄火災引受分】2013年4月1日午前0時～2014年4月1日午後4時（継続加入の場合は、2013年4月1日午後4時～2014年4月1日午後4時）

1 保障内容と保障額（加入タイプ）

加入タイプ			
A	B	C	D
●	●	●	●
	●		●
		●	●

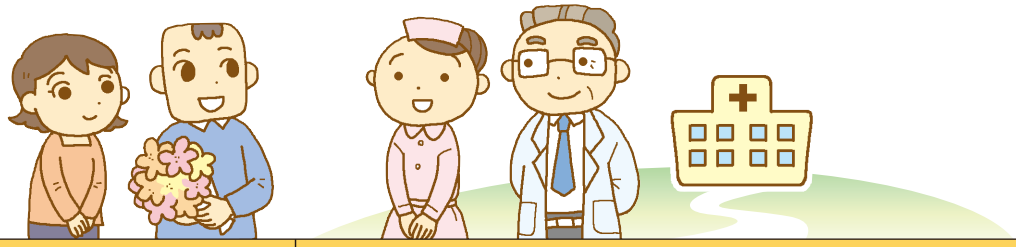
基本契約（入院・手術保障）および各特約（医療上乗せ特約、三大疾病特約）の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約
- 基本契約
- 入院したとき（入院保障）
- 手術を受けたとき（手術保障）

特約：医療上乗せ特約
- 長期間入院したとき（長期入院保障）
- 先進医療を受けたとき（先進医療費用保障）
- 入院前後に通院をしたとき（入院前後通院保障）

特約：三大疾病特約
- 三大疾病とはじめて診断されたとき（診断保障）
- 三大疾病で入院したとき（三大疾病入院保障）
- 三大疾病で手術を受けたとき（三大疾病手術保障）





入院保障	手術保障
保障期間中に病気やけがで入院した場合に、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けた場合に、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障
保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、入院日額の60倍をお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、入院日額の200倍を限度にお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について入院日額の30%をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
保障期間中に「三大疾病特約」（P.60）にはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。（加入者の生涯にわたり1回のみ）なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。（加入者の生涯にわたり10回が限度）	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。（支払限度期間は入院開始日から180日目までの間）	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

⚠重要 ※1所定の手術とは、重要事項説明書（P.81）で定める「入院・手術保障における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。

加入タイプ

「入院・手術保障」にご加入の場合は、加入額（基本契約額）および特約（加入タイプ）を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ（特約なし）
B	基本契約＋医療上乗せ特約
C	基本契約＋三大疾病特約
D	基本契約＋医療上乗せ特約＋三大疾病特約

基本契約

保障名＼保障額	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円	日額15,000円	日額20,000円
入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円	日額15,000円	日額20,000円
手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円	15万円・30万円・60万円	20万円・40万円・80万円

医療上乗せ特約

長期入院保障	18万円	30万円	48万円	60万円
先進医療費用保障	最高60万円	最高100万円	最高160万円	最高200万円
入院前後通院保障	日額900円	日額1,500円	日額2,400円	日額3,000円

三大疾病特約

診断保障	30万円	50万円	80万円	100万円
	上皮内新生物は三大疾病入院保障の10倍（10回限度）			
三大疾病入院保障	日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円	日額10,000円
三大疾病手術保障	3万円・6万円・12万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	10万円・20万円・40万円

重要
- ●各特約の保障は、基本契約の入院日額に連動します。ただし、入院日額10,000円に対する支払い額が限度となります。
- ●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」（P.57）にてご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点） 新規契約	加入できる年齢（効力発生日時点） 継続契約	加入時年齢における保障額の範囲 加入時年齢	保障額の範囲
組合員（本人）	満15歳～満64歳	満79歳まで※2	満15歳～満59歳	日額3,000円～日額20,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額10,000円
配偶者	満16歳～満64歳	満79歳まで	満16歳～満59歳	日額3,000円～日額15,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額10,000円
その他家族（組合員の子ども・同居の親族）	満0歳～満64歳	満79歳まで	満0歳～満59歳	日額3,000円～日額10,000円
			満60歳～満64歳	日額3,000円～日額5,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



重要
- ※2満65歳以降継続を希望される場合は、ゆうゆう退職者会へ移行となります。移行にともない保障額や掛金が変更となる場合があります。
- ●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- ●入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。効力発生日（2013年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入（継続）時年齢	加入できる方（保障額の範囲）	基本契約額（入院日額保障）	Aタイプ（基本のみ）	Bタイプ（基本＋医上）	Cタイプ（基本＋三大）	Dタイプ（基本＋医上＋三大）
満0歳～満59歳（新規・継続の場合）	組合員	日額20,000円	3,400円	3,800円	4,600円	5,000円
	配偶者	日額15,000円	2,550円	2,950円	3,750円	4,150円
	その他家族	日額10,000円	1,700円	2,100円	2,900円	3,300円
		日額 8,000円	1,360円	1,680円	2,320円	2,640円
		日額 5,000円	850円	1,050円	1,450円	1,650円
		日額 3,000円	510円	630円	870円	990円

加入（継続）時年齢	加入できる方（保障額の範囲）	基本契約額（入院日額保障）	Aタイプ（基本のみ）	Bタイプ（基本＋医上）	Cタイプ（基本＋三大）	Dタイプ（基本＋医上＋三大）
満60歳～満79歳（新規※3・継続の場合）	組合員	日額20,000円	7,200円	8,900円	15,200円	16,900円
	配偶者	日額15,000円	5,400円	7,100円	13,400円	15,100円
	その他家族	日額10,000円	3,600円	5,300円	11,600円	13,300円
		日額 8,000円	2,880円	4,240円	9,280円	10,640円
		日額 5,000円	1,800円	2,650円	5,800円	6,650円
		日額 3,000円	1,080円	1,590円	3,480円	3,990円

重要
- ※3 満60歳～満64歳で新規加入する場合の加入限度額は、2「加入できる方と保障額の範囲」に記載の限度額となります。
- ●組合員が満59歳までに入院日額15,000円・20,000円に加入した場合は満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- ●配偶者が満59歳までに入院日額15,000円に加入した場合、組合員が満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- ●その他家族が満59歳までに入院日額8,000円・10,000円に加入した場合は組合員が満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- ●満60歳を超えて継続をされる場合は掛金が変更となります。
- ●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日（効力発生日）時点の満年齢による掛金となります。また、ご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。

一生涯の医療保障のために

終身医療保障

引受団体　全労済…「終身生命共済 終身医療プラン ベーシックタイプ」

おすすめポイント

■一生涯の医療保障を備えることができます。
■病気やけがによる入院・手術にしぼったシンプルな保障内容。
■更新による掛金のアップはありません。
（加入時の掛金が一生涯変わりません）

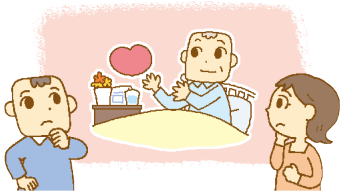
【保障期間】2013年4月1日～終身保障

1 保障内容と保障額

「終身医療保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

基本契約
- 入院したとき → 入院保障
- 手術を受けたとき → 手術保障

保障は一生涯



入院保障	手術保障
保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目（日帰り入院も保障）から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度とします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

重要　※1所定の手術とは、重要事項説明書（P.82）で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。

加入例

満20歳（男性）が入院日額3,000円に加入した場合

終身医療保障　一生涯にわたって保障
掛金払込：月掛金1,062円

満20歳　加入 ……掛金の払い込みは一生涯となります。→　満80歳

加入時の掛金が一生涯変わりません！
退職後も安心して継続できます！

掛金の払込免除	加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書（P.62）でご確認ください。

保障額

保障名＼保障額	3,000円	5,000円
入院保障	日額 3,000円	日額 5,000円
手術保障	1回につき 30,000円	1回につき 50,000円

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方

組合員（本人）
配偶者
その他家族※2



加入できる年齢（効力発生日時点）	継続契約	保障額
満15歳～満75歳	終身	日額5,000円※3 または 日額3,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



重要
※2 「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります（「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます）。
※3 終身医療保障の加入は、日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。
●効力発生日（2013年4月1日）時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますので質問表へのご回答は正しくお答えください。
●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断わりする場合があります。
●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほかに、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2013年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

入院日額(加入額)3,000円

(団体割引適用掛金)

効力発生日時点の満年齢(歳)	月掛金 男性	月掛金 女性
15	954円	966円
16	978円	984円
17	996円	1,014円
18	1,014円	1,038円
19	1,038円	1,062円
20	1,062円	1,092円
21	1,086円	1,116円
22	1,116円	1,140円
23	1,140円	1,170円
24	1,164円	1,194円
25	1,194円	1,224円
26	1,218円	1,248円
27	1,248円	1,272円
28	1,278円	1,302円
29	1,314円	1,332円
30	1,344円	1,356円
31	1,380円	1,380円
32	1,410円	1,410円
33	1,446円	1,446円
34	1,482円	1,476円
35	1,524円	1,518円
36	1,566円	1,554円
37	1,608円	1,596円
38	1,656円	1,644円
39	1,704円	1,692円
40	1,752円	1,746円
41	1,794円	1,794円
42	1,848円	1,854円
43	1,908円	1,908円
44	1,962円	1,968円
45	2,022円	2,034円
46	2,088円	2,100円
47	2,154円	2,166円
48	2,214円	2,226円
49	2,286円	2,298円
50	2,364円	2,376円
51	2,442円	2,454円
52	2,526円	2,538円
53	2,604円	2,616円
54	2,688円	2,706円
55	2,778円	2,796円
56	2,874円	2,898円
57	2,964円	2,994円
58	3,066円	3,102円
59	3,180円	3,222円
60	3,294円	3,342円
61	3,402円	3,462円
62	3,528円	3,600円
63	3,654円	3,744円
64	3,786円	3,894円
65	3,924円	4,056円
66	4,074円	4,224円
67	4,230円	4,410円
68	4,398円	4,602円
69	4,566円	4,812円
70	4,752円	5,022円
71	4,944円	5,256円
72	5,148円	5,490円
73	5,352円	5,742円
74	5,574円	6,006円
75	5,802円	6,282円

入院日額(加入額)5,000円

(団体割引適用掛金)

効力発生日時点の満年齢(歳)	月掛金 男性	月掛金 女性
15	1,590円	1,610円
16	1,630円	1,640円
17	1,660円	1,690円
18	1,690円	1,730円
19	1,730円	1,770円
20	1,770円	1,820円
21	1,810円	1,860円
22	1,860円	1,900円
23	1,900円	1,950円
24	1,940円	1,990円
25	1,990円	2,040円
26	2,030円	2,080円
27	2,080円	2,120円
28	2,130円	2,170円
29	2,190円	2,220円
30	2,240円	2,260円
31	2,300円	2,300円
32	2,350円	2,350円
33	2,410円	2,410円
34	2,470円	2,460円
35	2,540円	2,530円
36	2,610円	2,590円
37	2,680円	2,660円
38	2,760円	2,740円
39	2,840円	2,820円
40	2,920円	2,910円
41	2,990円	2,990円
42	3,080円	3,090円
43	3,180円	3,180円
44	3,270円	3,280円
45	3,370円	3,390円
46	3,480円	3,500円
47	3,590円	3,610円
48	3,690円	3,710円
49	3,810円	3,830円
50	3,940円	3,960円
51	4,070円	4,090円
52	4,210円	4,230円
53	4,340円	4,360円
54	4,480円	4,510円
55	4,630円	4,660円
56	4,790円	4,830円
57	4,940円	4,990円
58	5,110円	5,170円
59	5,300円	5,370円
60	5,490円	5,570円
61	5,670円	5,770円
62	5,880円	6,000円
63	6,090円	6,240円
64	6,310円	6,490円
65	6,540円	6,760円
66	6,790円	7,040円
67	7,050円	7,350円
68	7,330円	7,670円
69	7,610円	8,020円
70	7,920円	8,370円
71	8,240円	8,760円
72	8,580円	9,150円
73	8,920円	9,570円
74	9,290円	10,010円
75	9,670円	10,470円

休業保障・長期収入保障では「精神障がい」により

働けなくなった場合に備えて

休業保障

引受団体　共栄火災など…「普通傷害保険」（死亡のみ、所得補償、精神障害補償）

おすすめポイント

■入院期間中も自宅療養中もどちらの就業不能についても保障の対象となります。
■休業状態となって5日目から最高2年間保障されます。
■年齢・性別にかかわらず一律掛金にて加入できます。
■病気やけがも24時間・365日保障します。
（業務中・業務外・国内外問わず）

【保障期間】2013年4月1日午前0時～2014年4月1日午後4時（継続加入の場合は、2013年4月1日午後4時～2014年4月1日午後4時）

1 保障内容について

「休業保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。
また、休業保障の保障額は、以下に記載の「平均月間所得額」の範囲で、公的保障等をご勘案のうえご加入ください。

基本契約

- 病気やけがにより就業不能となったとき → 休業保障
- 不慮の事故により死亡したとき → 事故死亡保障



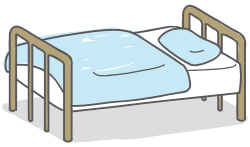
休業保障	事故死亡保障
病気またはけがにより就業不能となり、その状態が免責期間（4日）を超えて継続した場合にお支払いします。※1	不慮の事故※2によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に100万円をお支払いします。

重要

※1 休業保障（所得補償）には、骨髄採取手術にともなう入院補償特約が自動付帯されています。骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合の休業損失については、就業不能日数に4日を加えた日数を就業不能期間として共済金をお支払いします（本特約は免責期間を適用しません）。詳しくは重要事項説明書（P.64）をお読みください。
※2 不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。
●休業保障は、免責期間（4日）を超えた以降の就業不能期間について最高2年間（効力発生日において満64歳の方は、1年となります。）お支払いします。
●共済金のお支払額は1ヵ月単位とし、1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割り計算により決定します。
●「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。
●休業の原因となった傷病が保障期間開始（継続の場合には初年度の保障期間開始）前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。

就業不能とは

病気やけがにより入院されていること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより**加入申込書記載の業務に全く従事できないこと**をいいます（医師の治療を受けるまでの休業期間は含みません）。



平均月間所得額とは

平均月間所得額とは以下の式により求めることができます。

平均月間所得額※3 ＝

（年間総収入 － 働けなくなったことにより支出を免れる金額 － 働けなくなっても得られる収入）／ 12ヵ月

※3 免責期間が始まる直前12ヵ月における加入者の所得の平均月間額をいいます。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）		保障額	
	新規契約	継続契約	月　額	事故死亡保障
組合員のみ（本人）	満15歳～満64歳	満64歳まで	月額15万円	100万円
			月額9万円	
			月額6万円	

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表A」および「職業告知」、「他の事故死亡保険契約の有無」欄への回答が必要となります。



重要

●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
●休業保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額（加入額）	月額6万円	月額9万円	月額15万円
年齢性別に関わらず	770円	1,160円	1,940円

就業不能となられた場合も保障します！

長期間働けなくなったときの収入減少の備えに

おすすめポイント

長期収入保障

■復職して業務に戻られた場合も※1、やむなく退職となった場合も保障※2。
■業務中の事故による就業障がいはもちろん、プライベートでの事故による就業障がいについても、国内・国外を問わず保障。
■休業保障と同時加入をすることで、休業状態が長引いた場合も長期にわたり収入減少をカバー。

※1仕事に復帰した後も障がいが残り、かつ収入が就業障がい発生直前の収入よりも20%を超える減少が続く場合、その減少した所得の割合に応じて最長満60歳まで保障が継続されます。
※2退職された場合も、就業不能状態が続き共済金支払条件を満たす限り、最長満60歳まで保障が継続されます。

引受団体　共栄火災など…「団体長期障害所得補償保険（精神障害補償）」

【保障期間】2013年4月1日午前0時～2014年4月1日午後4時（継続加入の場合は、2013年4月1日午後4時～2014年4月1日午後4時）

1 保障内容について

「長期収入保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

基本契約

病気やけがにより長期間就業不能となったとき
長期収入保障

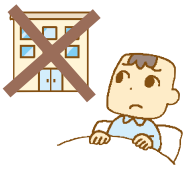
長期収入保障

病気またはけがにより就業障がいとなり、その状態が連続して734日（免責期間）を超えて継続し、収入が減少した場合、735日目から最長満60歳までお支払いします。

就業障がいとは

病気やけがにより入院されていること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより**加入者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できないこと**をいいます。

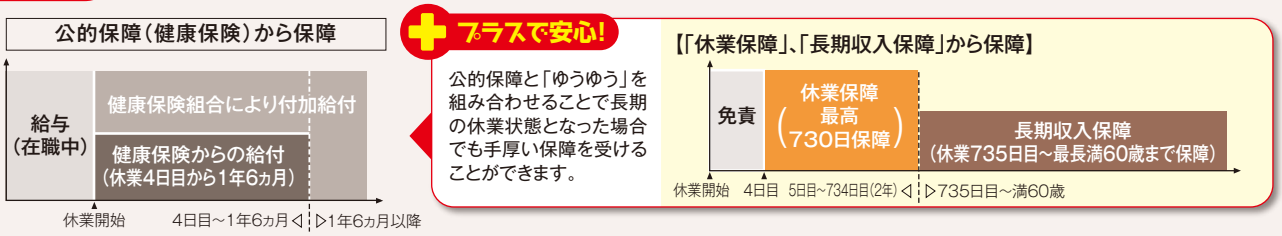
※免責期間終了後は就業障がいの認定が緩和されます。詳しくは重要事項説明書（P.65）をお読みください。



公的保障と「休業保障」、「長期収入保障」を組み合わせることで休業時の保障を手厚くできます。

休業時の保障の考え方

病気やけがにより会社を休業した場合、ご加入の健康保険から休業4日目から1年6ヵ月の間「傷病手当」が支給されます。
また、ご加入の健康保険組合によっては公的保障に上乗せする形で付加給付を行っている場合もあります。
「休業保障」、「長期収入保障」では、これら公的な保障の上乗せとして考え、「休業保障」「長期収入保障」ともにセットでの加入がおすすめです。



重要

- 長期収入保障は効力発生日時点から満60歳になる日までの間保障されます。ただし、就業障がいの原因が精神障がい（休業保障と保障範囲が一部異なります。）の場合は5年間を限度としてお支払いします。
- 就業障がい期間が免責期間を超えた日（就業障がい開始後735日目）から満60歳までの期間が3年に満たない場合は、3年間を限度にお支払いします。なお、就業障がいの原因が精神障がいの場合も同様に3年間が限度となります。
- 免責期間終了後の就業障がいの期間に1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割計算によりお支払いします。
- 「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。
- 休業の原因となった傷病が保障期間開始（継続の場合は初年度の保障期間開始）前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢（効力発生日時点）		保障額
	新規契約	継続契約	
組合員のみ（本人）	満54歳まで（最長60歳まで保障）	満59歳まで	月額10万円
			月額5万円



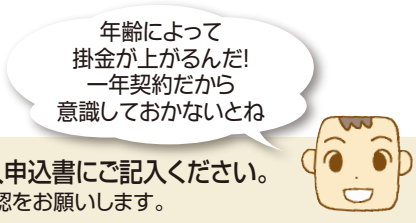
ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表B」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



重要

- 申込日時点の健康状態によってご加入いただけない場合があります。またご回答（告知）いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 長期収入保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。



3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日（2013年4月1日）時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入時年齢 ＼ 保障額（加入額）	月額5万円		月額10万円	
	男性	女性	男性	女性
満15歳～満24歳	320円	219円	640円	438円
満25歳～満29歳	331円	284円	662円	568円
満30歳～満34歳	350円	368円	700円	736円
満35歳～満39歳	424円	525円	848円	1,050円
満40歳～満44歳	597円	799円	1,194円	1,598円
満45歳～満49歳	785円	1,022円	1,570円	2,044円
満50歳～満54歳	842円	1,007円	1,684円	2,014円
満55歳～満59歳	958円	1,018円	1,916円	2,036円

日常生活における事故に備えて

賠償保障

引受団体 共栄火災など…「交通事故傷害保険」（死亡のみ・賠償責任補償）

おすすめポイント

■日常生活で起こりうる様々な事故に対応するため、1回の事故につき最高1億円を保障します。
■月々50円の掛金で、家族全員の日常生活における賠償事故を保障します。
■交通事故による死亡の場合もお支払いします。（組合員のみ）
■国内外を問わず保障します。

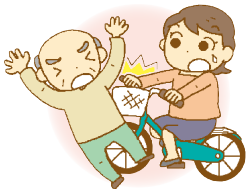
【保障期間】2013年4月1日午前0時～2014年4月1日午後4時（継続加入の場合は、2013年4月1日午後4時～2014年4月1日午後4時）

1 保障内容と保障額

賠償保障では、賠償事故による保障のほかに、交通事故による死亡も保障されます。

基本契約

- 損害賠償責任を負ったときに → 賠償責任保障
- 交通事故により死亡したとき → 交通事故傷害保障





賠償責任保障	交通事故傷害保障
組合員またはその家族が、全トヨタ労連発行の加入申込書記載の住居の所有・使用・管理および日常生活上の行動に起因する偶然な事故により他人に対し身体の障がい（傷害、疾病、後遺障がい・死亡）や財物の損壊（滅失、損傷、汚損）を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。	組合員が交通事故等※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。

次のような損害賠償金および費用が保障の対象となります。

■損害賠償金
1.身体の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償、慰謝料
2.財物の場合…修理費用など

■その他費用
1.訴訟、仲裁、和解または調停についての費用（弁護士報酬を含む）
2.応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

事故時に相談が必要な事例 賠償事故の内容においては、弁済額全額が保障されなかったり、法律上の賠償責任がないため、まったく保障されないことがあります。

- **●時価額以上の弁済**
  被害者に請求されるまま時価額以上の弁済をしてしまった場合など
- **●学校や祖父母などの代理監督者の責任がある場合**
  授業中、学校のガラスを偶然割ってしまった場合や、子どもを預けていた祖父母の自宅のガラスを子どもが破損した場合など



- **●共同不法行為の場合**
  複数名でキャッチボールをしていて、他人の家のガラスを割ってしまった場合など

保障額

保障名	保障額
賠償責任保障	最高1億円
交通事故傷害保障	100万円

免責額0円

重要
※1交通事故等については重要事項説明書（P.67）にてご確認ください。
●賠償額の決定は事前に引受保険会社の承認が必要となります。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	保障額
組合員のみ（本人）	最高1億円



ご加入について

新規をご希望の方
加入申込書記載の「他の事故死亡保険契約の有無」および「職業告知」欄への回答が必要となります。



組合員が加入すれば、その家族「組合員の配偶者、組合員または配偶者と生計を一にする同居の親族および組合員または配偶者と生計を一にする別居の未婚（婚姻歴がないこと）の子」はすべて**賠償保障の対象**となります。



重要 ●賠償保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

3 月掛金について

月掛金	50円

交通機関における不慮の事故に備えて

交通災害保障

おすすめポイント

■交通機関にかかわる事故や道路通行中の不慮の事故を幅広く保障します。
■死亡、入院、通院など幅広い保障があります。
■海外で発生した交通事故も保障します。

引受団体　全労済…「交通災害共済(A型)」

【保障期間】2013年4月1日～2014年3月31日

1 保障内容と保障額

「交通災害保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

基本契約

交通事故により死亡したとき	交通事故により障がいが残ったとき	交通事故により入院したとき	交通事故により通院したとき
死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障



死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。	交通事故を直接の原因として所定の身体障がいの状態になられたときにお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上の入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。※1	事故日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。

保障例

●次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき

自動車　電車　航空機　船舶
自転車　エスカレーター　駅構内(改札口の内側)　リフト

●道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき

火災　破裂・爆発　建造物・工作物の倒壊・落下　がけ崩れ・土砂崩れ

ご注意 歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

保障額

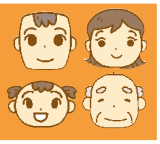
保障名＼保障額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
障害保障	4万円～100万円	8万円～200万円	12万円～300万円	16万円～400万円	20万円～500万円
入院保障	日額2,000円	日額4,000円	日額6,000円	日額8,000円	日額10,000円
通院保障	日額1,000円	日額2,000円	日額3,000円	日額4,000円	日額5,000円

重要
※1 入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、通院保障でお支払いします。
●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。
ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円のお支払いとなります。
●「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。
●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.68)でご確認ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方

組合員(本人)
配偶者
その他家族※2



加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額
年齢に関わらずご加入いただけます。	500万円～100万円

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表F」への回答が必要となります。

質問表F



重要
※2「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。
●年齢・性別・健康状態に関わらずご加入いただけます。
●ご家族のみの加入もできます。

3 月掛金について

ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

火災保障・自然災害保障 大切な住宅や家財のために

加入について

持ち家にお住まいの場合

住宅　家財



にご加入いただけます。

寮・社宅・アパート等の借家にお住まいの場合

家財　借家人賠償責任特約



にご加入いただけます。

貸家をお持ちの場合

住宅



にご加入いただけます。

▼ 加入できる保障・住宅・家財についてはこちらをチェック！ ▼

一覧の見方

- ◎ 保障されます。※必要な保障額が不足している場合もあるので必ず加入口数と保障額をチェックしましょう。
- ○ 保障されますが必要な保障額が不足している場合があります。
- △ 保障されますが保障額が不足しています。
- ― 保障されませんが同時加入している他の保障が適用されます。
- × 保障されません。

	火災など 火災　破裂・爆発　落雷 消火作業による冠水・破壊 突発的な第三者の直接加害行為	風水害など 突風・旋風　暴風雨　降雪 豪雨・長雨　台風　洪水 雪崩　降ひょう　高波・高潮
火災保障の加入が必要となります 火災保障	◎	△
自然災害保障 標準タイプ※	―	○ UP
自然災害保障 大型タイプ※	―	◎ さらにUP
火災保障 借家人賠償責任特約		

※自然災害保障にご加入いただく場合は「大型タイプ」「標準タイプ」

自然災害保障・借家人賠償責任特約の加入について

【自然災害保障】

1.自然災害保障に加入できる契約は、1物件につき1契約です。
2.火災保障に追加して自然災害保障に加入する場合は、自然災害保障への加入口数は火災保障と同口数（住宅・家財ともに）となります。
3.自然災害保障のみの加入はできません。

【借家人賠償責任特約】

1.借家人賠償責任特約は、火災保障の家財契約に付帯することができる特約となります。
2.借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円（20口）以上ご加入いただく必要があります。

加入できる住宅または家財

住宅　次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます。

●共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
●共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。
※日本国内にある住宅に限ります。　※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。　※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

店舗等併用住宅の扱いについて

次のいずれかに該当する店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者が所有し、居住している専用住宅部分のみ加入できます。
ア、事務所・店舗等の部分の面積が居住部分の面積を超える住宅
イ、事務所・店舗等の部分を合算して延面積が20坪以上の住宅
ウ、次の用途を兼ねる住宅

●常時10人以上が業務に従事する事務所　●火薬類専門販売業、再生資源集荷業
●作業員宿舎、簡易宿泊所　●貸座敷、待合、割烹、料亭
●キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
●映画館、劇場、遊技娯楽場
●工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫、車庫

＊ア、イ、ウのいずれにも該当しない店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等の部分を含め、建物全体を対象に加入できます。

家財　次に該当する家財が加入いただけます。

●共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
●共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財（左記「店舗等併用住宅の扱いについて」ア、イ、ウに該当する店舗等併用住宅の場合）。

契約の対象とならないもの

①通貨、預貯金証書、有価証券、貴金属、美術品、自動車、家畜など
②店舗専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
③空家・別荘等、人が居住していない建物および、その建物内の家財
④法人名義の建物

2013年4月より トヨタホーム エスパシオシリーズ「GX」が耐火構造（鉄筋）扱いになります。

ご注意 住宅の構造

鉄筋コンクリート住宅とは下記の耐火構造の住宅をいいます。

①住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
②外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅
ア.コンクリート造※1　イ.コンクリートブロック造　ウ.レンガ造
エ.石造　オ.土蔵造
※1 ALC板50mm以上の厚さによるALC造りはコンクリート造とみなします。

木造・モルタル等住宅とは上記の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。

主なメーカー製住宅の建物構造

住宅メーカー	商品名（型式）	建物構造区分
トヨタホーム	エスパシオシリーズ（GX）	耐火構造（鉄筋）
	エスパシオシリーズ（エル、エル3、EF、QR、Mezzoなど）	木　造
	シンセシリーズ（シンセ、ソレスト、シンセ・スマートステージなど）	木　造
旭化成	ヘーベルハウス（キューブック、エヴァンスなど）	耐火構造（鉄筋）
積水化学工業	積水ハウスM-3（パルフェシリーズ、ドマーニシリーズなど）	木　造
パナホーム	ソレジオシリーズ（AX,BX,ビーラインNRIIIなど）	木　造
ミサワホーム	ミサワホームFC（センチュリーシリーズ、ジニアスシリーズなど）	木　造

※木造・鉄筋、プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターへお問い合わせください。

持ち家でも賃貸でも、ご加入いただけます！

保　障　内　容

地震など 地震による火災・損壊 噴火による火災・損壊 地震・噴火を原因とする津波による損害	住宅からの火災や水漏れにより第三者への損害賠償	風呂の空だき	持ち出し家財	家財の盗難	死　亡および身体障がい	風水害・地震によるカーポートなどの付属建物の損壊	賃貸住宅のみ加入OK 貸主に対しての損害賠償
× 保障されません※ ※火災保障・自然災害保障とは別に見舞金をお支払いいたします。（お支払いを約束するものではありません。）	○	○	◎ 火災などによる	× 保障されません	○	× 保障されません	× 保障されません
○ UP	—	—	—	○	○	× 保障されません	× 保障されません
◎ さらにUP	—	—	—	○	○	○	× 保障されません
							◎

のいずれかをお選びください。

掛金例・お支払い例

持ち家にお住まいのAさんの場合
（男性・37歳）
住宅の所在地・構造…愛知県・木造（持ち家）・30坪
家族構成……配偶者と子2人（4人家族）

住宅の必要保障額2,100万円…30坪×7口=210口
家財の必要保障額1,500万円…
（世帯主年齢30歳代・同居家族数4人）=150口
申込口数合計　360口



		豪雨 床上浸水 浸水高150cm・全床面の50%以上の浸水の場合	地震 住宅の全壊	台風 住宅・家財の損壊 住宅120万円・家財25万円・カーポート12万円の損害の場合
火災保障のみに加入	火災保障のみ（360口×6円） 月々2,160円 1年間で25,920円	150万円 ＋臨時費用 22万5千円	地震等災害見舞金※1	40万円 ＋臨時費用 6万円 （カーポートは対象外）
火災保障・自然災害保障 標準タイプに加入	火災保障＋自然災害保障 標準タイプ（360口×14円） 月々5,040円 1年間で60,480円	1,050万円 ＋火災保障 臨時費用 22万5千円	720万円	145万円※2 ＋火災保障 臨時費用 6万円 （カーポートは対象外）
火災保障・自然災害保障 大型タイプに加入	火災保障＋自然災害保障 大型タイプ（360口×17円） 月々6,120円 1年間で73,440円	1,410万円 ＋火災保障 臨時費用 22万5千円	1,080万円	おすすめ！ 145万円※2 ＋火災保障 臨時費用 6万円 ＋付属建物等特別共済金 3万円

※1この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
※2風水害における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金をあわせて、損害額を限度とします。

大切な住まいを守るための保障

火災保障

引受団体 全労済…「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」

【保障期間】2013年4月1日～2014年3月31日

おすすめポイント

■火災などのとき最高6,000万円※の保障。
※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

■万一のとき再建を第一に考えた“再取得価額保障”

■住宅の70%以上の焼破損で全焼扱い。

1 保障内容と保障額

火災などのとき

火災 / 破裂爆発 / 落雷 / 消火作業による冠水・破壊 / 他人の住居からの水もれ / 車両の飛び込み / 突発的な第三者の直接加害行為*（*損害額5万円以上） / 建物外部からの物体の落下・飛来**（**人為的な場合）

火災等保障 ■保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損（住宅の70%以上の焼破損）	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損（住宅の70%未満の焼破損）	――	住宅・家財それぞれの加入額を限度とした再取得価額

＋プラス

臨時費用保障	火災等共済金の15%（200万円が限度）

●臨時費用保障とは「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。

再取得価額とは

住宅や家財が火災などにあったとき、時価額ではなく、新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

【例】10年前に購入した冷蔵庫が火災により損失した場合



ゆうゆうの火災保障なら「再取得価額保障」でお支払い!

●時価保障の火災保険（共済）に加入の方は、保障額の再確認が必要です。
※1 一般的な時価保障の場合の算出式となります（加入額が時価額の80%未満の場合）。
※2 時価保障の場合、時価額に対する加入額の割合で保障額が決まる「比例てん補方式」であるため、被害額に対して充分な保障が得られない場合があります。

風水害などのとき

突風旋風 / 暴風雨 / 豪雨長雨 / 降雪 / 台風 / 洪水 / 雪崩 / 降ひょう / 高波高潮

風水害等保障 ■保障期間中に上記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率		70%以上	30,000円	300万円
半　壊			20%～70%未満	15,000円	150万円
一部壊※1	損害額		100万円を超える	4,000円	40万円
			50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
			20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
			10万円を超え20万円以下	500円	5万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
			100～150cm未満	10,000円	100万円
			70～100cm未満	7,000円	70万円
			40～70cm未満	5,000円	50万円
			40cm未満	3,000円	30万円
	50%未満		100cm以上	3,000円	30万円
			100cm未満	1,000円	10万円

＋プラス

臨時費用保障	風水害等共済金の15%

⚠ 重 要

※1一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
(1)住宅・家財いずれかのみの契約の場合、共済金は左表「支払限度額」の半額となります。
(2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。
(3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
(4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
(5)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
(6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
(7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
(8)損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

●臨時費用保障とは
「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出にあてる費用としてお支払いするものです。

用語の解説／
火災保障・自然災害保障 共通

・損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
・床上浸水とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
・床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。

付随する保障など

失火見舞費用　漏水見舞費用　賃貸借契約による修理費用　住宅災害死亡　風呂の空だき　持ち出し家財

諸費用保障

■共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

保障名	保障額（下記のいずれか少ない額）
失火見舞費用共済金	100万円または加入額の20%（1世帯40万円を限度）
漏水見舞費用共済金（鉄筋契約のみ対象）	50万円または加入額の20%（1世帯15万円を限度）
修理費用共済金（鉄筋契約のみ対象）	100万円または加入額の20%



特別保障（風呂の空だき見舞金）

■風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

特別保障（住宅災害死亡保障）

■火災等または風水害等による損害が生じ、それにより組合員（本人）または生計を一にしている親族が事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

保障額
1人につき1口あたり5,000円（1人300万円を限度）

持ち出し家財保障

■住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

保障額（下記のいずれか少ない額）
100万円または家財の加入額の20%

地震などのとき

地震による火災　地震による損壊　噴火による火災　噴火による損壊　地震・噴火を原因とする津波による損害

地震等災害見舞金について

この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

※加入内容に応じて支払額が異なります。 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。

火災保障 借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方に必要な保障!

1 保障内容と加入基準の目安

損害賠償保障

■居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損した場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした**損害賠償金の額**（最高4,000万円）

賠償費用保障

■損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、保障額を限度にお支払いします。

具体的な費用
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用 ※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。 ※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

加入基準の目安 参考

借用戸室の面積	保障額	借用戸室の面積	保障額
30m²未満	500万円	50～69m²未満	1,500万円
30～49m²未満	1,000万円	70m²以上	2,000万円

重要

- ●火災保障（家財契約）に200万円（20口）以上加入の場合に付帯できます。
- ●借家人賠償責任特約の加入は2口単位（偶数口数）で加入ください。
- ●借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合加入できません。
- ●加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされている場合に加入できます。
- ●保障額は500万円（50口）～4,000万円（400口）の範囲で任意加入することができます。
- ●借家人賠償責任特約のみの加入はできません。

おすすめポイント

自然災害から住まいを守るための保障

自然災害保障

引受団体　全労済…「自然災害共済」

■風水害などのとき　大型タイプ 最高4,200万円※の保障。
標準タイプ 最高3,000万円※の保障。
■地震などのとき　大型タイプ 最高1,800万円※の保障。
標準タイプ 最高1,200万円※の保障。
※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。
■盗難による建物や家財の被害も保障。

【保障期間】2013年4月1日～2014年3月31日

ご注意　自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。
火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、大型タイプ 標準タイプ のいずれかをお選びください。
なお、ご契約にあたっては、建物1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

1 保障内容と保障額



風水害などのとき

突風 旋風　暴風雨　豪雨 長雨　降雪　台風
洪水　雪崩　降ひょう　高波 高潮

風水害等保障　■申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

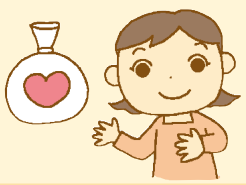
被害の程度	損害の程度			大型タイプ 1口あたりの共済金	大型タイプ 支払限度額	標準タイプ 1口あたりの共済金	標準タイプ 支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上		70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
半　壊	住宅の損壊率	50%以上		49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
	住宅の損壊率	30%～50%未満		35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	住宅の損壊率	20%～30%未満		21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部壊※1	損害額	100万円を超える		14,000円	840万円	10,000円	600万円
	損害額	50万円を超え100万円以下		7,000円	100万円	5,000円	100万円
	損害額	20万円を超え50万円以下		2,800円	50万円	2,000円	50万円
	損害額	10万円を超え20万円以下		1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	全床面50%以上	居室の床面からの高さ	40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	50%未満	居室の床面からの高さ	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

支払例

住宅200口（自然災害保障・大型タイプ）ご加入の方が
台風で住宅に63万円（一部壊）の損害を受けたとき

自然災害保障より
<一部壊50万円超100万円以下>

▶ ［1口あたりの共済金］7,000円 × ［加入口数］住宅200口
＝ **共済金63万円※お支払いいたします！**
※共済金の支払額は損害額が上限となります。



重要

※1 一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損壊額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損壊額が10万円を超える場合。
(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。
「火災保障 風水害などのとき　重要」(P.27)の(3)～(8)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。
(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

地震などのとき

地震による火災　地震による損壊　噴火による火災　噴火による損壊　地震・噴火を原因とする津波による損害

地震等保障

■地震などにより共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	大型タイプ 1口あたりの共済金	大型タイプ 支払限度額	標準タイプ 1口あたりの共済金	標準タイプ 支払限度額
全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
半焼・半壊	20%～70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障

■住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限ります。

損害の程度	大型タイプ 支払額	標準タイプ 支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき一世帯あたり4.5万円	1回の事故につき一世帯あたり3万円



重要

- 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- 損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

付随する保障など

盗難　死亡および身体障がい　風水害等、地震等による付属建物・付属工作物への損害 ※大型タイプのみ

盗難保障

大型タイプ 標準タイプ

■盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度とした再取得価額
通貨（1万円以上）	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額

重要

- 汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- **通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象**となります。
- 預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限ります。
  ①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
  ②預貯金が引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。



傷害費用保障

大型タイプ 標準タイプ

■風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障がいにお支払いします。

保障額
1口あたりの共済金額は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円

重要

- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、保障期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、組合員または組合員と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合にその障がいの程度に応じてお支払いします。

「大型タイプ」に付随の保障内容

付属建物等特別保障

大型タイプ

■風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限ります（大型タイプに加入の場合）。



塀やカーポートなどを保障！

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	

重要

- 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
- 損害には、防災または避難に必要な処置を含みます。

※付属建物とは、物置・車庫・納屋などを、付属工作物は門・塀・垣根などのことをいいます。詳しくは、重要事項説明書（P.76）をご確認ください。

住宅・家財の必要保障額と

自家にお住まいの方はこちら

持ち家にお住まいの場合

住宅　家財



にご加入いただけます。

貸家をお持ちの場合

住宅



にご加入いただけます。

住宅　住宅に必要な保障額を計算します。

住宅の延面積は？

延べ床面積(坪=㎡÷3.3)

(例) 木造29坪

坪

×

1坪あたりの加入基準は？

住宅構造は？(木造／鉄筋)

(例) 愛知 7口

口

=

住宅の必要口数は？

加入基準口数(400口限度)

(例) 203口→奇数切り上げ:204口

A

口

奇数は偶数へ切り上げてください。

下記の表を参照してご記入ください。

住宅の加入基準口数〈評価額〉

最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造・モルタル等	東京・神奈川	8口 (80万円)
	京都・大阪	7.5口 (75万円)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	7口 (70万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	6.5口 (65万円)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口 (60万円)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口 (55万円)
鉄筋コンクリート	東京・神奈川	9口 (90万円)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	8口 (80万円)
	その他の道県	7口 (70万円)

※坪数で端数が生じる場合は切り上げて計算してください。
※簡易建築の住宅は加入基準が異なりますので、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

A ×10万円 =

住宅の必要保障額　万円

他の火災保険などに加入の場合

火災保障と火災保険の重複加入をされている場合に、共済金額(保険金額)の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。
※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。

必要保障額　万円
−
他保険(共済)契約金額　万円
＝
加入できる額　万円
加入できる額　万円
÷ 10万円 =
加入できる口数　口

借家にお住まいの方はこちら

寮・社宅・アパート等の借家にお住まいの場合

家財　借家人賠償責任特約



にご加入いただけます。

家財　家財に必要な保障額を計算します。

世帯人数　(例) 4人
世帯主の年齢　(例) 35歳
住宅延べ床面積　(例) 木造29坪
を元に下記の表から参照して算出ください。

=

家財の必要口数は？

加入基準口数(200口限度)

(例) 150口

B

口

奇数は偶数へ切り上げてください。

家財の加入基準口数〈評価額〉

最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数 単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪(33㎡)以上	～29歳	30口 (300万円)	70口 (700万円)	80口 (800万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)
	30歳代	50口 (500万円)	130口 (1,300万円)	140口 (1,400万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)
	40歳代	60口 (600万円)	170口 (1,700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)
	50歳～	70口 (700万円)	180口 (1,800万円)	190口 (1,900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
10坪(33㎡)未満	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

B ×10万円 =

家財の必要保障額　万円

他の火災保険などに加入の場合

火災保障と火災保険の重複加入をされている場合に、共済金額(保険金額)の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。
※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。

必要保障額　万円
−
他保険(共済)契約金額　万円
＝
加入できる額　万円
加入できる額　万円
÷ 10万円 =
加入できる口数　口

掛金をラクラク計算しましょう！

家財　家財に必要な保障額を計算します。

世帯人数　（例）4人
世帯主の年齢　（例）35歳
住宅延べ床面積　（例）木造29坪
を元に下記の表から参照して算出ください。

＝

家財の必要口数は？

加入基準口数（200口限度）
（例）150口
B　口

奇数は偶数へ切り上げてください。

家財の加入基準口数〈評価額〉

最高限度口数200口（2,000万円）

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数 単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪（33㎡）以上	～29歳	30口（300万円）	70口（700万円）	80口（800万円）	90口（900万円）	100口（1,000万円）
	30歳代	50口（500万円）	130口（1,300万円）	140口（1,400万円）	150口（1,500万円）	160口（1,600万円）
	40歳代	60口（600万円）	170口（1,700万円）	180口（1,800万円）	190口（1,900万円）	200口（2,000万円）
	50歳～	70口（700万円）	180口（1,800万円）	190口（1,900万円）	200口（2,000万円）	200口（2,000万円）
10坪（33㎡）未満	上記の口数または70口（700万円）のいずれか少ない口数					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

B ×10万円 ＝

家財の必要保障額　万円

他の火災保険などに加入の場合

火災保障と火災保険の重複加入をされている場合に、共済金額（保険金額）の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。
※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。

必要保障額　万円
−
他保険（共済）契約金額　万円
＝
加入できる額　万円
加入できる額　万円
÷ 10万円 ＝
加入できる口数　口

合計　掛金を算出してみましょう！

（例）204口 A 口 ＋ （例）150口 B 口 ＝ （例）354口 あ 口

あ ×

火災保障 1口あたりの月掛金		
木造・モルタル等	6.0円	＝
鉄筋コンクリート	3.5円	

火災保障の掛金
（例）354口×6円＝2,124円
a　円

自然災害保障 1口あたりの月掛金		
標準タイプの場合	木造・モルタル等	8.0円
	鉄筋コンクリート	4.5円
大型タイプの場合	木造・モルタル等	11.0円
	鉄筋コンクリート	6.5円

＝

自然災害保障の掛金
（例）354口×11円（大型タイプ）＝3,894円
b　円

あなたの必要にあわせて「火災保障＋自然災害保障」「火災保障のみ」のどちらかのプランをお選びください。
※自然災害保障のみの加入はできません。

掛金を合計してください

（例）火災保障2,124円＋自然災害保障（大型タイプ）3,894円＝合計6,018円
a＋b＝　円

借家賠　借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

あなたの希望する保障額
（例）1,000万円
を元に下記の表から参照して算出ください。

＝

借家人賠償責任特約の口数
（例）100口
C　口

借家人賠償責任特約〈保障額算出の目安〉

借用戸室の面積	口　数	借用戸室の面積	口　数
30㎡未満	50口（500万円）	50～69㎡	150口（1,500万円）
30～49㎡	100口（1,000万円）	70㎡以上	200口（2,000万円）

上表以外にも住宅面積を問わず50口（500万円）～400口（4,000万円）の範囲で加入できます。

合計　掛金を算出してみましょう！

B ×

火災保障 1口あたりの月掛金		
木造・モルタル等	6.0円	＝
鉄筋コンクリート	3.5円	

火災保障の掛金
（例）150口×6円＝900円
a　円

自然災害保障 1口あたりの月掛金		
標準タイプの場合	木造・モルタル等	8.0円
	鉄筋コンクリート	4.5円
大型タイプの場合	木造・モルタル等	11.0円
	鉄筋コンクリート	6.5円

＝

自然災害保障の掛金
（例）150口×11円（大型タイプ）＝1,650円
b　円

あなたの必要にあわせて「火災保障＋自然災害保障」「火災保障のみ」のどちらかのプランをお選びください。※自然災害保障のみの加入はできません。

C ×

借家人賠償責任特約 1口あたりの月掛金		
木造・モルタル等	4.0円	＝
鉄筋コンクリート	2.0円	

借家人賠償責任特約の掛金
（例）100口×4円＝400円
c　円

掛金を合計してください

（例）火災保障900円＋自然災害保障（大型タイプ）1,650円＋借家人賠償責任特約400円＝合計2,950円
a＋b＋c＝　円

ゆうゆう退職者会とは

「ゆうゆう」では、退職後も安心して保障を継続できるゆうゆう退職者会があります。
退職時に移行手続きを行なうことで、在職中に加入した保障を継続いただくことができます。
なお、退職者会では継続できる保障、保障額の範囲、月掛金などが変更となります。



1 ゆうゆう退職者会に移行できる方

以下の条件を満たす方は退職者会に移行できます。



定年退職のとき
定年退職により
退職した場合



早期退職のとき
早期退職制度を活用し
退職した場合



休職満了のとき
病気やけがによる
休職満了にともなう
会社退職の場合



組合員が亡くなられたとき
配偶者を契約者として
移行できます※1

プラス **満65歳※のとき**
在職中の方で、満65歳の方
※2013年4月1日までに満65歳となった方は
ゆうゆう退職者会に移行いただきます。



⚠重要
●「早期退職」、「休職満了」により退職者会に移行される場合は、事前に所属の労働組合までご連絡をお願いします。
●「自己都合退職」の場合は、ゆうゆう退職者会に移行することができません。「ゆうゆう」は解約（脱退）となります。
※1配偶者によるゆうゆう退職者会移行の場合、生命・後遺障害保障は移行できません。

2 退職者会における各保障の取扱いについて

保障名	移行の可否	加入できる方	保障内容、移行条件など
生命・後遺障害保障	○ 移行できます	組合員（本人） 配偶者	●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●退職者会移行後は退職者会専用掛金が適用されます。 ●子ども契約は退職者会へ移行することができません。 ●配偶者を契約者として移行する場合は生命・後遺障害保障は移行できません。
終身生命保障		組合員 配偶者 その他家族	●災害死亡特約は満80歳までの保障となります。 ●払込満了後は掛金の支払いはありません。
入院・手術保障			●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●満60歳を超えると掛金体系が変更となります。
終身医療保障			●掛金は終身払いとなります。
交通災害保障			●退職者会移行後も在職中と同様の保障内容。
火災保障 自然災害保障		組合員	
休業保障	× 移行できません	—	●退職者会へ移行できません。 ●退職者会へ移行する場合は、在職契約終了と同時に解約となります。
長期収入保障			
賠償保障			

3 退職者会における「生命・後遺障害保障」、「入院・手術保障」の取扱いについて

生命・後遺障害保障

加入できる方、保障額の範囲は以下のとおりとなります。

加入できる方	契約発効日（効力発生日）の満年齢	加入できる保障額
組合員（本人）	満69歳以下	500万円・1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者	満59歳以下	500万円・1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

注意事項

- 退職者会移行後の保障額は1,000万円が上限となります。
- 退職者会移行時に移行届に印字されている保障額を変更することはできません。（解約（脱退）のみ可能です。）
- 満79歳まで継続加入することができます。

月掛金は以下のとおりとなります。

加入できる方	契約発効日（効力発生日）の満年齢		保障額		契約発効日（効力発生日）の満年齢		保障額	
	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円	加入時年齢	タイプ	500万円	1,000万円
組合員（本人）配偶者	満50歳～満54歳	A	2,515円	4,920円	満65歳～満69歳	A	8,515円	※16,420円
		B	2,655円	5,200円		B	8,655円	※16,700円
	満55歳～満59歳	A	3,915円	7,720円	満70歳～満74歳	A	12,015円	加入できません
		B	4,055円	8,000円		B	12,155円	
	満60歳～満64歳	A	5,315円	※10,520円	満75歳～満79歳	A	18,015円	
		B	5,455円	※10,800円		B	18,155円	

※ 満60歳～満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員（本人）のみの適用となります。

入院・手術保障

退職者会移行後は加入できる保障額の範囲や月掛金が異なります。

加入できる方	契約発効日（効力発生日）の満年齢	加入できる保障額
組合員（本人）配偶者	満15歳～満79歳	日額3,000円～日額10,000円
その他家族	満0歳～満79歳	日額3,000円・日額5,000円

注意事項

- 退職者会移行時に移行届に印字されている保障額を変更することはできません。（解約のみ可能です。）
- 継続・更新時に満64歳までの方は、加入できる保障額の範囲で新規・増額・減額加入することができます。

月掛金は以下のとおりとなります。

加入（継続）時年齢	加入できる方（保障額の範囲）	基本契約額（入院日額保障）	Aタイプ（基本のみ）	Bタイプ（基本＋医上）	Cタイプ（基本＋三大）	Dタイプ（基本＋医上＋三大）
満0歳～満59歳	組合員	日額10,000円	1,700円	2,100円	2,900円	3,300円
	配偶者	日額 8,000円	1,360円	1,680円	2,320円	2,640円
	家族その他	日額 5,000円	850円	1,050円	1,450円	1,650円
		日額 3,000円	510円	630円	870円	990円

加入（継続）時年齢	加入できる方（保障額の範囲）	基本契約額（入院日額保障）	Aタイプ（基本のみ）	Bタイプ（基本＋医上）	Cタイプ（基本＋三大）	Dタイプ（基本＋医上＋三大）
満60歳～満79歳	組合員	日額10,000円	3,600円	5,300円	11,600円	13,300円
	配偶者	日額 8,000円	2,880円	4,240円	9,280円	10,640円
	家族その他	日額 5,000円	1,800円	2,650円	5,800円	6,650円
		日額 3,000円	1,080円	1,590円	3,480円	3,990円

4 退職者会移行手続きについて

退職者会への移行は、所属の労働組合から配布される「ゆうゆう退職者会移行届」にてお手続きをいただきます。

所属の労働組合より「ゆうゆう退職者会移行届」が送付されます。



退職者会への移行はご本人さまによるお手続きが必要となります。

移行届に必要事項をご記入いただき、所属の労働組合までご提出ください。



移行届提出期限までに忘れずにご提出ください。提出が遅れますと移行ができない場合がございます。

移行の効力開始(発生)日後にご自宅に「加入確認書」を送付させていただきます。

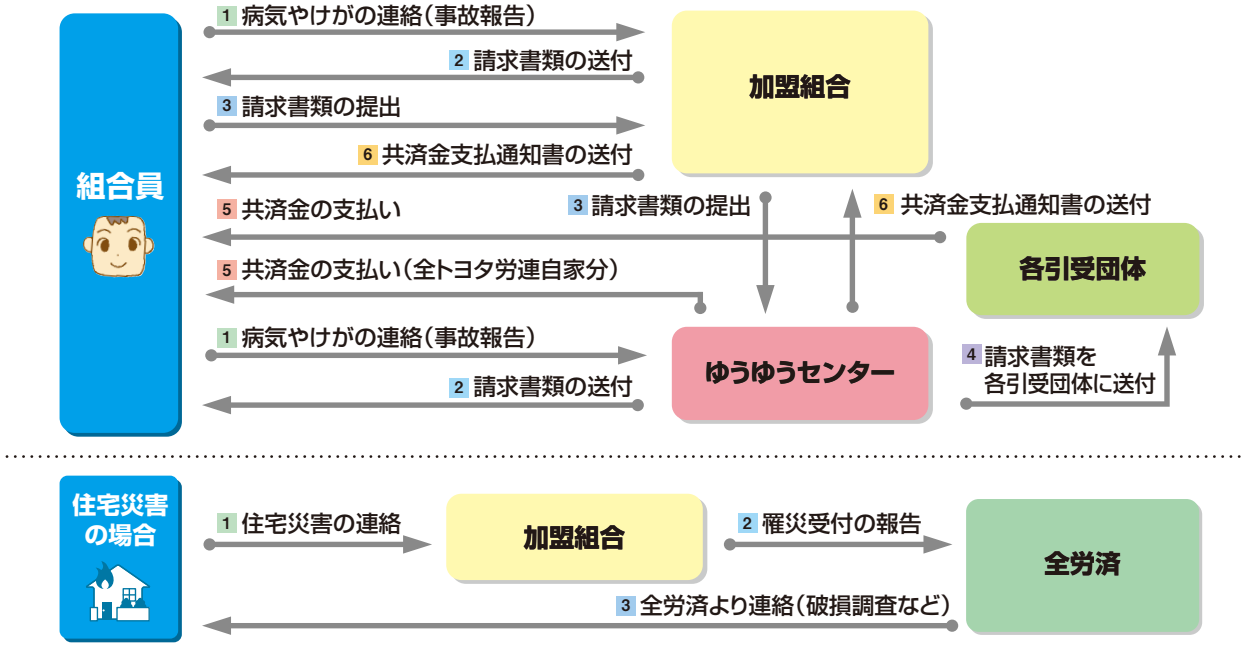


退職者会移行後は「全トヨタ労連ゆうゆうセンター」が窓口となります。

共済金の請求について

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告を所属の労働組合またはゆうゆうセンターまでご連絡ください。受付後、請求書類一式を組合員へ送付します。



お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求手続きの詳細は以下のとおりとなります。

①病気やけがの連絡

請求事由が発生した場合は、所属の労働組合またはゆうゆうセンターまで事故報告を行います。

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター 共済金請求のご連絡は
TEL(0565)-25-1901
〔受付時間〕月～金 8:30～17:30

【ご報告いただく主な内容】

- ·氏名、生年月日、住所、契約者番号
- ·事故(支払事由の発生日時)、場所
- ·傷病や事故の内容(具体的に)
- ·警察、消防署への届出の有無(けが、事故の場合)
- ·今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく)
- ·賠償保障を請求する場合は、相手方の連絡先等
- ·共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認)

●火災保障(自然災害保障、借家人賠償責任特約)の事故発生報告は、所属の労働組合を通じて全労済各都道府県本部へご連絡ください。

②請求書類の送付

事故報告の受付後、所属の労働組合またはゆうゆうセンターより請求書類一式を組合員へ送付します。

③請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に共済金受取人が必要事項を記入し、その他必要書類とともに所属の労働組合に必ず提出してください。労働組合にて提出書類の確認および労働組合印を押印し、ゆうゆうセンターへ送付します。

④請求書類を各引受団体に送付

ゆうゆうセンターにて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。なお、引受団体間で「振込日」が異なる場合があります。ご了承ください。

⑥共済金支払通知書の送付

ゆうゆうセンターよりお支払いが完了後、「共済(保険)金のお知らせ」を所属の労働組合経由で組合員へ送付します。

共済金請求時には、ゆうゆう所定の診断書をご提出ください。全トヨタ労連は、所定の診断書取得時の「領収書」をご提出いただくことで診断書料実費を補助(1通につき10,000円+消費税が限度)させていただきます。

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連　総合保障共済

ゆうゆう

一斉展開期間／2012年10～12月
効力発生（保障開始）日／2013年4月1日
申込書提出先／所属の労働組合

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。
また、「重要事項説明書」は効力発生日（保障開始日）後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。

全トヨタ労働組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会　共栄火災海上保険株式会社　日本生命保険相互会社

目　次

P.37 「ゆうゆう」全保障（全引受団体）共通事項
P.40 全労済 引受契約 共通事項
P.41 損害保険会社 引受契約 共通事項

P.44 生命・後遺障害保障 全体概要
P.44 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」
P.47 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」
P.52 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」
P.53 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

P.55 終身生命保障 全労済「終身生命共済」

P.57 入院・手術保障 全体概要
P.57 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険（1年契約用）」
P.59 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

P.61 終身医療保障 全労済「終身生命共済」

P.64 休業保障 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

P.65 長期収入保障　損害保険会社
「団体長期障害所得補償保険」

P.66 賠償保障 損害保険会社
「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

P.68 交通災害保障 全労済「交通災害共済」

P.70 火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項
P.71 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」
P.74 借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」
P.75 自然災害保障 全労済「自然災害共済」

P.78 資料（各保障に関する関連情報）

「ゆうゆう」全保障（全引受団体）共通事項

全トヨタ労働組合連合会（以下、全トヨタ労連）は総合保障共済「ゆうゆう」（以下、「ゆうゆう」）を、全トヨタ労連規約第６条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、全労済）、共栄火災海上保険株式会社（以下、共栄火災）を幹事会社とする損害保険会社（以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です）、日本生命保険相互会社（以下、生命保険）、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品（制度）により、保障名および共済（保険）用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は P.39 を参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則（以下、実施規則）にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同　共通規程		
同　自家生命共済規程		
同　自家医療共済規程		
同　診断書料補助規程		
	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障は、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引受ける団体・会社（以下、引受団体）と根拠規程、および各引受団体の引受割合は以下のとおりです。

保障メニュー	制度（保障内容）		引受団体と根拠規程（規約・定款など）	引受割合（%）
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・重度（高度）障害	全労済「団体定期生命共済」	50%
			生命保険「団体定期保険」	10%
			全トヨタ労連「自家生命共済」	40%
		傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」	100%
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」	
	事故死亡上乗せ特約		損害保険会社「標準傷害保険」	30%
			全トヨタ労連「自家生命共済」	70%
入院・手術保障	基本契約	入院・手術	損害保険会社「医療保険（1年契約用）」	100%
	三大疾病特約		全トヨタ労連「自家医療共済」	
	医療上乗せ特約			
終身生命保障	死亡・重度障がい		全労済「終身生命共済」	
終身医療保障	入院・手術			
交通災害保障	死亡・入院・通院など		全労済「交通災害共済」	
火災保障	住宅災害（火災など）		全労済「風水害等給付金付火災共済」	
	借家人賠償責任特約			
自然災害保障	住宅災害（風水害、地震など）		全労済「自然災害共済」	
休業保障	休業時の所得保障		損害保険会社「普通傷害保険（死亡のみ・所得補償・精神障害補償）」	
長期収入保障	長期休業時の所得保障		損害保険会社「団体長期障害所得補償保険（精神障害補償）」	
賠償保障	賠償責任補償		損害保険会社「交通事故傷害保険（死亡のみ・賠償責任補償）」	

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう」に契約（加入）できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約（加入）があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。
また「ゆうゆう」各制度を利用するにあたり、引受元である全労済の組合員となる必要があります（詳細は P.40）。加入できる（保障の対象となる）方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斉展開（募集）期間について

「ゆうゆう」への新規加入および変更の手続きは、所属の労働組合で設定された展開（募集）期間中にお手続きいただき、定められた期限までにご提出ください。期限までにご提出されない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日（保障開始日）と共済（保険）期間について

「ゆうゆう」の統一発効日（効力発生日）は毎年４月１日です。共済（保険）期間は同日から翌３月31日まで（損害保険引受分は翌４月１日午後４時まで）の１年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。（※所属する労働組合によっては変更の無い場合であっても、申込書の回収をする場合があります）なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での新規加入、変更も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌３月31日となります。（終身生命保障、終身医療保障はのぞく）

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入（契約締結）について

契約（加入）にあたっては契約者（組合員本人）および加入者（保障の対象となる方）が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書（以下、加入申込書）の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただき所属の労働組合へ提出してください。

▶ 7 月掛金（保険料）の払込方法について

掛金（保険料）は月払いです。各加盟組合で定められている方法にしたがい、月掛金（保険料）の払い込みをしてください。

▶ 8 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込日（告知日）」とします。申込日（告知日）はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者（組合員本人）および加入者（保障の対象となる方）が自書ください。

▶ 9 契約（加入）の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約（加入）が成立したものとみなし、保障は2013年４月１日または共済規程などに定める効力発生日（保障開始日）より開始します。

▶ 10 共済（保険）金請求に関する時効

共済（保険）金の請求手続き（請求する権利）には３年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、契約(加入)者(組合員)が所属するまたは所属していた労働組合を通じて、全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する契約(加入)者(組合員)から届け出された住所、または契約(加入)者が所属する労働組合宛に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所を確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

掛金の払込方法を「口座振替」としている方で、振替日に指定口座より掛金(保険料)の払い込みができなかった場合(振替不能)、翌月の振替日に未払込掛金(保険料)を口座振替します。なお、未払込掛金(保険料)の払込猶予期間として払込期日の翌月を含み4ヵ月間の払込猶予期間を設けます。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

掛金(保険料)の払込猶予期間内に掛金(保険料)が払い込まれない場合、初回振替不能日を含み4ヵ月間振替不能となった場合は、払込猶予期間の月末で契約は消滅します。この場合、この会はその旨を契約(加入)者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

【1】個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ
●全トヨタ労連　http://www.fine.or.jp/
●共栄火災　http://www.kyoeikasai.co.jp/(当重要事項説明書P.42)
●全労済　http://www.zenrosai.coop
●日本生命　http://www.nissay.co.jp/(当重要事項説明書 P.50)

【2】個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

【3】個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、上記利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、上記利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】
共同利用する保有個人データは、次の項目になります。
❶データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
❷加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
❸年末調整手続事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
❹共済(保険)金支払に関する事項
❺全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続事項(支払通知書ー契約者情報・加入者情報、共済(保険金)支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】
全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

▶ 17「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、全トヨタ労連加盟組合の組合員に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。(詳細なスケジュールについては、所属の労働組合にてご確認ください。)

【「ゆうゆう」一斉展開スケジュール】



·一斉展開は10月から12月中に各加盟組合にて設定した日程で展開がされます。
·新年度の契約の効力発生日(保障開始日)は2013年4月1日となり、初回4月分の掛金は3月支給の給与(口座振替の場合は3月末)より開始(変更)となります。
·契約の効力発生日(保障開始日)後、ゆうゆうセンターより加入確認書を発行し、各加盟組合へ送付いたします。

▶ 18 一斉展開時以外の各保障の取扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取扱いについては以下のとおりとなります。加入・変更・解約（脱退）等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、所属の労働組合までご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名（特約）	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約（脱退）
生命・後遺障害保障 （事故死亡上乗せ特約）	△1・△2	△1・△2（※1）	×（※2）	×（※2）
入院・手術保障 （医療上乗せ特約） （三大疾病特約）	△1・△2	△1・△2（※1）	×	○
休業保障	×	×	×	○
長期収入保障	×	×	×	○
賠償保障	×	—	—	○
交通災害保障	△1・△2	△1・△2（※1）	×	○
終身生命保障	△1・△2	△1・△2（※1）	×	○
終身医療保障	△1・△2	△1・△2（※1）	×	○
火災保障 （自然災害保障） （借家人賠償責任特約）	○	○	○	○

注１：新入組合員（中途入社による新入組合員含む）への展開をされる場合は、一斉展開と同様にすべての保障制度に新規加入ができます。
それ以外の加入は上表のとおりとなります。
△１：結婚した組合員、子どもが誕生した組合員および結婚した組合員の配偶者、誕生した組合員の子ども
△２：「ゆうゆう」以外の他の保障を見直して加入・増額をする場合
※１：「中途増額」を希望される場合、事務処理上の取り扱いは「解約（脱退）」→「新規」の扱いとなります。そのため、新規加入の契約発効日時点の満年齢によって月掛金が変更（年齢ランクの上昇）となる場合があります。
また、申込時に質問表への回答が必要となり、回答内容により増額をお引き受けできない場合があります。
※２：「生命・後遺障害保障」の契約期間の中途における減額・解約（脱退）は原則できません。
（但し、加入資格を喪失した場合、契約期間の中途であっても契約は解約（脱退）となります。）
注２：「中途加入」、「中途増額」をされる場合は、加入を希望される保障制度によって質問表への回答が必要となります。また、質問表の回答によっては加入をお引き受けできない場合があります。
注３：契約発効日（効力発生日）、解約（脱退）日は、それぞれ加入の場合は毎月１日、解約（脱退）の場合は当月末での取り扱いとなります。
注４：加入時の要件については、各保障制度記載の頁をご覧ください。

▶ 19 統一名称の使用について

各商品（制度）により、保障名および共済（保険）用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	制度（商品）名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称
日本生命	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障
			高度障害保険金	
全労済	団体定期生命共済		死亡共済金	
全トヨタ労連	自家生命共済		重度障害共済金	
共栄火災など	標準傷害保険		傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保障
全トヨタ労連	自家生命共済		疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障
全トヨタ労連	自家生命共済	事故死亡上乗せ特約	事故死亡共済金	事故死亡保障
共栄火災など	標準傷害保険		傷害死亡保険金	
共栄火災	医療保険（1年契約用）	入院・手術保障	疾病入院保険金	入院保障 手術保障
			疾病手術保険金	
			傷害入院保険金	
			傷害手術保険金	
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障
			退院後通院共済金	退院後通院保障
			長期入院共済金	長期入院保障
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障
		三大疾病特約	診断共済金	診断保障
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障
共栄火災など	普通傷害保険 （死亡のみ・所得補償・精神障害補償）	休業保障	死亡保険金	事故死亡保障
			所得補償保険金	休業保障
	団体長期障害所得補償保険 （精神障害補償）	長期収入保障	団体長期障害所得補償保険	長期収入保障
	交通事故傷害保険 （死亡のみ・賠償責任補償）	賠償保障	交通事故傷害保険	交通事故傷害保障
			賠償責任補償特約	賠償責任保障
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障
			障害共済金	障害保障
			入院共済金	入院保障
			通院共済金	通院保障
	終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金	死亡保障
			重度障害共済金	重度障害保障
			災害死亡共済金	災害死亡特約
			障害共済金	

引受団体	制度（商品）名	パンフレット記載名称	保障名称等		パンフレット記載名称	
全労済	終身生命共済 （終身医療プラン・ベーシックタイプ）	終身医療保障	病気入院共済金		入院保障 手術保障	
			手術共済金			
			災害入院共済金			
			災害手術共済金			
	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金		火災等保障	
			風水害等共済金		風水害等保障	
			臨時費用共済金		臨時費用保障	
			諸費用共済金	失火見舞費用共済金	諸費用保障	失火見舞費用保障
				漏水見舞費用共済金		漏水見舞費用保障
				修理費用共済金		修理費用保障
			持ち出し家財共済金		持ち出し家財保障	
			特別共済金	住宅災害死亡共済金	特別保障	住宅災害死亡保障
				風呂の空だき見舞金		風呂の空だき見舞金
	自然災害共済	自然災害保障	風水害等共済金		風水害等保障	
			地震等共済金		地震等保障	
			地震等特別共済金		地震等特別保障	
			盗難共済金		盗難保障	
			傷害費用共済金		傷害費用保障	
			付属建物等特別共済金		付属建物等特別保障	
	借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金		損害賠償保障	
			賠償費用共済金		賠償費用保障	
日本生命 共栄火災など	その他		保険金		共済金	
			保険料		掛金	
共　通			保険金額・共済金額		保障額・加入額	
			契約者 主たる被保険者		組合員（本人）	
			被共済者 被保険者		加入者	

全労済　引受契約　共通事項

▶ 1 全労済の共済（引受契約）に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合（全労済都道府県本部および新潟県総合生協、以下「県労済」）の連合会です。県労済は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、県労済運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています。（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）出資金の払込方法は、所属する労働組合と該当の県労済が協議決定した内容に沿って対応させていただきます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き共済を契約されない場合には、速やかに最寄りの県労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上共済を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）について

全労済および全トヨタ労連が引受団体となっている保障について、契約申込者または契約者（以下、契約者等）は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフ）をすることができます。クーリングオフをする場合には、お申し込みのすべてについて撤回等をしてください。なお、損害保険会社、生命保険会社の引受分は団体保険契約のためにクーリングオフのしくみはありません。

※クーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類・申込日・契約者等の氏名および住所とともに、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属の労働組合経由で、ゆうゆうセンターへ提出してください。

※クーリングオフが確定した場合、該当契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返します。

▶ 3 共済金受取人

(1)共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。

(2)共済金受取人は、契約者（組合員）とします。

(3)(2)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人および共済金を受け取るべき者の順位は、次のとおりとなります。

❶契約者の配偶者
❷契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
❸契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
❹上記❷に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
❺上記❸に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4)(3)の規定において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

(5)契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(3)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(3)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

(6)全労済は、(5)の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

(7)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

(8)(6)の規定により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡しその後に変更されていない場合の死亡共済金受取人は、(2)および(3)に規定する順位および順序とします。

▶ 4 団体事務手数料のお支払いについて

契約等にかかわる事務手続きは契約者（全トヨタ労連の組合員）からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

▶ 5 組合員及び出資金について

1. 組合員の資格

(1)この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出な

ければならない。

3. 自由脱退
(1)組合員は、事業年度の末日の 90 日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
(2)この組合は、組合員が住所の変更届を 2 年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
(3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
(4)第 2 項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退
組合員は、次の事由によって脱退する。
(1)組合員たる資格の喪失　(2)死亡　(3)除名

5. 除名
(1)この組合は、組合員が次のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①3 年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の 5 日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶ 6 個人情報保護について

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は（社）生命保険協会、（社）生命保険協会加盟の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、当会を含む生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、後述する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
共済金のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所　(2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故　(3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、（社）生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。※個人情報の取扱いに関する詳細は、全労済ホームページ（http://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

▶ 7 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預りしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。（※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合せください）

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶商品の仕組み

(1)団体契約の仕組み
本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。したがいまして、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利（例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など）も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2)保険期間（保険のご契約期間）
保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から 1 年です。保険期間の中途でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となります。

(3)保険料について
①団体割引率について
団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率 30%（長期収入保障（団体長期障害所得補償保険）は 20%）を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障（標準傷害保険）および入院・手術保障（医療保険（1 年契約用））の合算被保険者数、休業保障（普通傷害保険（所得補償特約）および賠償保障（交通事故傷害保険（賠償責任補償特約））ならびに長期収入保障（団体長期障害所得補償保険）の合算被保険者数がそれぞれ 1 万名以上（かつ、長期収入保障（団体長期障害所得補償保険）の被保険者数が 100 名以上）であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただく場合があります。
②過去の損害率による割増引率について
保険料には、過去の損害率による割増引が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険（1 年契約用）」は損害率による割引 35%・「普通傷害保険（所得補償特約）」・「交通事故傷害保険（賠償責任補償特約）」の保険料は、損害率による割引 25%を適用しています。割増引率は 2012 年 3 月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。
※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。
③加重平均料率について
「医療保険（1 年契約用）」は、0 歳～ 59 歳と 60 歳～ 79 歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。また、「普通傷害保険（所得補償特約）」については、職種級別および年齢群団別の保険料をそれぞれ加入者の分布により加重平均した上で保険料を算出しています。
※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶ 1 ご加入後の留意事項

入院・手術保障（共栄火災部分）、休業保障（所得補償保険金部分のみ）、長期収入保障の保険料のうち所定の額については、生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。なお、上記の取扱いは今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 クーリングオフ（加入のお申し込みの撤回等）

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）ができませんのでご注意ください。

▶ 3 保険の効力発生日（保障開始日）

保険責任は、保険期間の開始日の午前 0 時（継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後 4 時）に開始します。

▶ 4 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

▶ 5 保険金をお支払いする事由が発生したときは

(1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆう

ゆうセンターへご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
⑵賠償保障にご加入の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめください。
⑶保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

▶ 6 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障、長期収入保障以外の損害保険会社引受契約については、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで、入院・手術保障、長期収入保障については90%まで補償されます。

その他ご注意いただきたいこと

▶ 1 お客様に関する情報の取扱い

⑴お客様に関する情報の取扱いについて
本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

⑵引受保険会社における情報の取扱いについて
■情報の利用目的について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。
○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供 ○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。） ○引受保険会社、そのグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営
■情報の第三者提供について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
○前記（情報利用の目的について）に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（全トヨタ労連・保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合 ○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合 ○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
■共同利用について
引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。
○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合 ○引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合
注）引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp/）または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

▶ 2 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の引受保険会社窓口までご連絡ください。）
＜全トヨタ労連お問い合わせ先＞
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」TEL.0565-25-1901
＜引受保険会社お問い合わせ先＞
共栄火災海上保険株式会社　本店営業部　団体組織推進室
TEL.03-3504-2898
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00（祝日・年末年始は除く）】
●共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp）

▶ 3 ご注意いただきたいこと

⑴共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社（■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおいニッセイ同和損害保険）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。ただし入院・手術保障「医療保険（1年契約用）」については共栄火災が単独で引受を行います。

⑵保険金の請求・死亡保険金受取人
①保険金請求権は、被保険者が有します。
②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

⑶保険金の代理請求について
被保険者が高度障がい状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がいないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

⑷保険契約の無効・取消し・失効について
■次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
①ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
②ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき
（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
■ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。

⑸重大事由によるご契約の解除について
ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがありますのであらかじめご了承ください。
なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガなどに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。※
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
③他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
④上記①～③のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと
※入院・手術保障　損害保険会社　「医療保険（1年契約用）」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。
その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障がいを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
※休業保障　損害保険会社　「普通傷害保険　所得補償特約」の場合、上記の下線部分を以下のとおりに読み替えてください。
その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障がいによる就業不能またはその期間中に始まった就業不能に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として就業不能を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
※長期収入保障　損害保険会社　「団体長期障害所得補償保険」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。

その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障がいによる就業障がいまたはその期間中に始まった就業障がいに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が共栄火災に保険金を支払わせることを目的として就業障がいを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

▶4 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書（および質問表回答欄）の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書（および質問表回答欄）にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認いただきたい事項〉

■補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
※「休業保障」・「長期収入保障」については、補償期間（保険金をお支払いする期間）、免責期間についてもご確認ください。

■保険金額（ご契約金額・契約タイプ・加入口数）　※「休業保障」・「長期収入保障」については、保険金額（月額）が平均月間所得額（加入申込み前１２か月間の平均月間所得額）の範囲内となっていること

■保険期間（ご契約期間）

■保険料・お支払方法（払込方法）

■被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

■加入申込書の記載内容（被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業職種』等）
※「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表Ｅ（入院・手術保障用）・Ａ（休業保障用）・Ｂ（長期収入保障用）についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次頁の健康状態告知確認書の内容もご確認ください。

■重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

▶5 健康状態告知確認書（正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項）

◆「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

⑴告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

⑵加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知（ご記入）ください

□ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。

□書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者が）、加入申込書にご回答ください。

⑶正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

⑷傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

⑸告知いただいた内容の共栄火災による確認について

□共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

⑹効力発生日（保険責任の開始期）前の発病等の取扱い

□ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日（保険責任の開始期）といいます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日（保険責任の開始期）前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日（「休業保障」については就業不能となった日、「長期収入保障」については就業障がいとなった日）が最初の保険契約の効力発生日（保険責任の開始期）からその日を含めて１年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

⑺「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

□現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。

□新たにご加入される保険の効力発生日（保険責任の開始期）前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

※加入・継続加入申込書（組合員用）は、ご加入後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

〈全般的な事項〉

□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いします。

⑴入院・手術保障【医療保険（１年契約用）】の補足事項

□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。

□「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
・医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用

□「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。

□「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

〈質問１について〉

□病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。

〈質問２について〉

□「２週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け（初診）、その際に医師から２週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は２週間となります。また、通院は１日でも合計２週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は２週間となります。

〔例1〕初診日から終診日まで2週間



〔例2〕初診日から終診日まで2週間



⑵休業保障【所得補償特約付帯普通傷害保険】の補足事項

□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
□「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
・医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用

⑶長期収入保障【団体長期障害所得補償保険】の補足事項

〈質問１について〉
□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。また、「治療」を伴わない場合であっても、医師の指示・指導を受けるために通院などをする場合についても質問１で「該当する」の対象となります。
□過去に「婦人科の病気や妊娠・分娩に伴う異常」があった方につきましては、現在において異常がない場合でも質問１で「該当する」の対象となります。

〈質問２について〉
□「治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあったことおよび就業できずに休養したことをいいます。「20日間以上治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあった期間または就業できずに休養した期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け（初診）、その際に医師から20日後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は21日間となります。また、通院は１日でも合計20日間分の投薬の指示を受けた場合、初診から終診までの期間は20日間となります。

〔例1〕初診日から終診日まで21日間



〔例2〕初診日から終診日まで20日間



□「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。

（質問３について）
□「身体機能の障がい」とは、身体の障がい（ケガ・病気）のうち身体の機能を害するものをいいます。例えば、手指等の欠損や平衡機能の欠如を含みますが、身体の機能に支障のない醜状や知的障がい、「障がい」の程度に至らない軽度の近視や聴覚障がい（身体障害者手帳の交付対象とならない程度のもの）は含みません。

保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、所属の労働組合までご連絡ください。

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障（以下、生命保障）は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。（）は引受割合。

引受団体＼保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
	死亡・重度障害	傷害後遺障害	疾病後遺障害	事故死亡
全労済	○（50%）	－	－	－
生命保険会社	○（10%）「子ども」契約は引受なし	－	－	－
損害保険会社	－	○（100%）	－	○（30%）
全トヨタ労連	○（40%）「子ども」契約は50%	－	○（100%）	○（70%）

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶１ 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶２ 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40ページ）を参照ください。

▶３ 加入できる方（保障の対象となる方）

【1】契約発効日または更新日において、下記のいずれかに該当する方
①契約者（組合員）　②契約者の配偶者（同一戸籍）　③契約者と同一生計で以下に該当する方（ア．契約者の子　イ．契約者の配偶者の子）
※家族（配偶者・子）の加入には契約者本人の加入が必要です。

【2】加入できる年齢（契約発効日時点）
①契約者：満15～64歳・配偶者：満16～64歳　②子ども：0～満24歳
※契約者（組合員）本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での契約を継続した場合は最高79歳までご契約いただけます。

【3】申込書記入日（告知日）において、健康状態に関する質問事項に該当しない方

▶４ 掛金について

全労済は基本契約（死亡・重度障がい）のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

【1】契約者（組合員）本人・配偶者掛金

基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
全労済引受額（万円）	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	2,750	3,000
全労済引受分掛金（円）	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	3,850	4,200

【2】子ども

基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600
全労済引受額（万円）	50	100	150	200	250	300
全労済引受分掛金（円）	45	90	135	180	225	270

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がいとなった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死亡共済金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重度障害共済金	加入者が共済期間中に重度障がい状態となったとき（※1）

（※1）重度障がい状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表（79 ページ参照）の、第 1 級、第 2 級、第 3 級の 2・3・4 になります。「重度障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化（レントゲン写真や CT、MRI などの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
10. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したもの
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

▶ 6 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 7 共済金受取人について

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（40 ページ）を参照ください。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する団体定期生命共済にご契約の場合、他の全労済のすべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約は超過分が無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から 3 年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 10 割り戻し金について

事業年度ごとに全労済が定める基準にもとづき、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合は、割り戻し金として契約者へ還元いたします。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

○**生命保険料控除の対象となる共済契約**
納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が本人または配偶者※その他の親族である契約。
※内縁関係にある方は、対象となりません。

○**生命保険料控除の対象となる共済掛金**
1 月から 12 月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割戻金を差し引いた額（正味払込共済掛金額）

平成 24 年 1 月 1 日以後に発効する新規・更新契約について「一般生命保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。各保障制度の保険料控除については以下をご確認ください。
発効日（更新日）に応じて適用となる控除項目が異なりますので、保険料控除に関する詳細は控除証明書にてご確認をお願いします。

○**生命保険料（介護医療保険料控除）の対象契約**
- 生命・後遺障害保障（全労済が引受をしている部分）
- 終身生命保障
- 終身医療保障

▶ 12 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
(1)氏名や住所が変更となった場合
(2)加入者が「加入できる方」の範囲外となったとき
(3)死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき
（契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

注意喚起情報　全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次の場合には、共済金をお支払いできません。
(1)契約者、加入者、共済金受取人の故意、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
(2)加入者が契約発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から 1 年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき。ただし、契約者（組合員）本人は 250 万円、家族については契約共済金額（全労済引受額）の半額または 250 万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 2 共済金を減額してお支払いする場合

次の場合には、共済金を減額してお支払いします。
＜重度障害共済金＞
契約発効日・更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、契約発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から 180 日以内に重度障がいになったときは、重度障害共済金として契約共済金額（全労済引受額）の 50％をお支払いします。ただし契約者（組合員）本人は、250 万円までは、減額せず、お支払いします。

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。
(1)共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
(2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
(3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
(4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
(5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
(6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。ただし、以下の場合は除きます。
①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
②全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
③全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
④契約発効日・更新日（増額した場合の増額部分）から 2 年以内に共済事故が発生しなかったとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 加入者による契約の解除請求について

⑴加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
①契約者または共済金受取人に前記「3 契約の解除について」⑴～⑶のいずれかの行為があったとき
②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
⑵契約者は上記⑴①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
⑶加入者は上記⑴①～③のいずれかに該当する場合で、かつ、契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
⑷上記⑶の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
⑸上記⑷により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 6 契約が無効となる場合

次のいずれかの場合には、契約は無効となります。
⑴契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方（44 ページ参照）」の範囲外であったとき
⑵契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
⑶契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
⑷契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき（退職者会契約へ移行済みの場合を除く）
⑸共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）
⑹申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
⑺契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
※１契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3 年間分を限度として掛金をお返しします。
※２契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

▶ 7 契約が消滅となる場合

次の場合には、契約は消滅となります。
⑴加入者が死亡したとき
⑵加入者が重度障がいとなったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護に関する事項

▶ 10 信用リスクに関する事項

上記８～10 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40～41 ページ）を参照ください。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

〔商品内容のご説明〕
ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障害保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間１年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

【チェック欄】

当総合パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
□保障内容はニーズに合致していますか。□ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

当総合パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、当総合パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

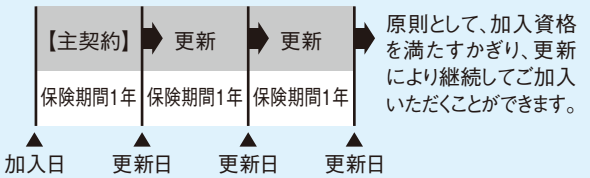
契約概要のご説明　生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当総合パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間１年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の組合員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が付保されています。詳しくは右記の「保険料会社負担部分について」の項目をご確認ください。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。

しくみ図（イメージ）



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない場合等」（48 ～ 49 ページ）、【制度の詳細とその他取扱い】（49 ～ 51 ページ）を必ずご確認ください。

▶ 3 保険料会社負担部分について

当制度は「ゆうゆう」のいずれかの保障に加入する組合員の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、「ゆうゆう」のいずれかの保障に加入する組合員の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

- 加入対象者…「ゆうゆう」のいずれかの保障に加入する組合員
- 保険金額…死亡保険金額・高度障がい保険金額　15 万円
- 保険金受取人…労働基準法施行規則第 42 条～第 45 条に規定された被保険者の遺族

※高度障がい保険金の受取人は本人（主たる被保険者）です。

- 当制度は加盟組合が保険料を負担し、全トヨタ労働組合連合会の「見舞金制度規定」に基づき給付される組合員の死亡・高度障がいの見舞金の財源となります。

この保険の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、ゆうゆうセンターに、12 月 28 日までにお申し出ください。

（注）本人（主たる被保険者）のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者が加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

▶ 4 保障額と保険料

保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

組合員（本人）・配偶者保険料（月額）	配偶者						組合員（本人）					
基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
生命保険会社引受額（万円）	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600
生命保険会社引受分保険料（円）	55	110	165	220	275	330	385	440	495	550	605	660

	効力発生時点の年齢における保障額の範囲	
	年　齢	加入（増額）できる保険金額の範囲
組合員（本人）	満15歳～満49歳	500万円～6,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～4,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～2,000万円
	満60歳～満69歳	500万円～1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者（内縁関係は除く）	満16歳～満49歳	500万円～3,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～2,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

（注１）（旧）ゆうゆう生命共済へ 2009 年度までに加入され、満 54 歳まで継続加入されている組合員（本人）は、左記の満 55 歳以上における年齢別保障額の範囲に関らず、満 54 歳時点の既加入保障額を限度として、満 55 歳から満 64 歳まで保障を継続することができます。ただし、満 55 歳以降、一旦減額された場合、左記の年齢別保障額を超えて増額することはできません。
配偶者の方についても、上記同様、（旧）ゆうゆう生命共済へ 2009 年度までに加入され、満 59 歳まで継続加入されている方は、左記の満 60 歳以上における年齢別保障額の範囲に関らず、満 59 歳時点の既加入保障額を限度として、満 64 歳まで保障を継続することができます。ただし、満 60 歳以降、一旦減額された場合、左記の年齢別保障額を超えて増額することはできません。

（注２）生命保険「団体定期保険」においてこども保障の引受分はありません。

【配当精算方式】
団体定期保険は１年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金をお支払いする仕組みの商品ですが、当制度は保険料から予め配当金見込額を差し引いた金額を組合員のみなさまからお払込みいただく取扱いとしております。保険料より差し引く配当金見込額は全トヨタ労働組合連合会が立替えますが、１年後に全トヨタ労働組合連合会が受取る実際の配当金と差額が発生しても、保険料の追加徴収および配当金の返金はいたしません。

▶ 5 加入資格

以下の加入資格の他、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本　人》組合員の方で、年齢満 15 歳以上満 64 歳以下の方。
《配偶者》組合員の配偶者の方で年齢満 16 歳以上満 64 歳以下の方。
※本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での加入を継続した場合は最高満 79 歳まで継続加入することができます。

（ご注意）
⑴一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
⑵本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
⑶配偶者のみで加入することはできません。配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑷保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
⑸ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次のとおり退職者会制度に継続加入いただくことができます。

【退職者会制度について】
●本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満 79 歳まで継続加入することができます。また、雇用延長などで満 65 歳時点で在職中の方については、退職の有無に関わらず退職者会へ移行していただきます。なお、保険金額の上限は、満 69 歳以下で最高 1,000 万円、満 70 歳以上満 79 歳以下で最高 500 万円となります。
＊自己都合による退職の場合は、退職者会へ移行することはできません。
●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満 79 歳まで継続加入することができます。また、本人が雇用延長などで退職者会へ移行した場合、退職者会へ移行することとなります。なお、保険金額の上限は、満 59 歳以下で最高 1,000 万円、満 60 歳以上満 79 歳以下で最高 500 万円となります。
※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。

▶ 6 保険期間

●保険期間は効力発生日～平成 26 年 3 月 31 日までです。以降は毎年 4 月 1 日を更新日とし、保険期間 1 年で更新します。

▶ 7 受取人

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。受取人の選択がない場合は、労働基準法施行規則第 42 条～第 45 条に定める順位とします。
●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

▶ 8 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。
なお、配当精算方式については 47 ページを参照してください。

▶ 9 脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 10 制度運営および引受保険会社

●当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
●引受保険会社　日本生命保険相互会社

▶ 11 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては 50 ～ 51 ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当総合パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」（51 ～ 52 ページ）をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 2 告知に関する重要事項

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「加入・継続加入申込書兼告知書」等）にて告知してください。
●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。
●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」（51 ～ 52 ページ）にて必ず詳細をご確認ください。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 3 責任開始期

●引受保険会社（＊ 1）がご加入（＊ 2）を承諾した場合、平成 25 年 4 月 1 日（加入日（＊ 2））から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません）
●引受保険会社（＊ 1）の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊ 2）を承諾する権限がありません。
（＊ 1）共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
（＊ 2）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

▶ 4 保険金をお支払いしない場合等

●次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。例えば
⑴次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
・加入日（＊ 1）からその日を含めて 1 年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき
⑵高度障がい状態の原因となる傷病が加入日（＊ 1）前に生じている場合
・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日（＊ 1）以後に生じた場合に限ります。
⑶告知義務違反による解除（＊ 2）の場合
・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
⑷詐欺による取消（＊ 2）の場合
・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
⑸不法取得目的による無効（＊ 2）の場合
・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
⑹保険契約が失効（＊ 2）した場合
・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
⑺重大事由による解除（＊ 2）の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他

の保険金受取人にお支払いします。
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
（＊2）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

▶ 5 この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、３月24日に脱退された場合、３月分保険料をお払込みいただき、３月31日が保障終了日となります。）
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●退職等の事由により脱退される場合、２年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は50ページに記載のゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

▶ 6 制度内容の変更

●全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 7 生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構　TEL 03－3286－2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

▶ 8 保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当総合パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

▶ 9 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、50～51ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱い　生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金の支払事由

【1】死亡保険金
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
【2】高度障がい保険金
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。
（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）
⑴視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい
⑴「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
⑵「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（＊1）のお申込みに際し特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱（＊2）

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
・被保険者の故意
・保険契約者の故意
・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱（＊2）

（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
（＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合に限ります。
（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

▶ 3 税務上のお取扱い

税務の取扱い等について、平成24年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

⑴保険料
「ゆうゆう」では〔配当精算方式〕を採用しています。そのため、組合員が負担する保険料の合計額（保険料から団体の立替金を控除した金額）が、一般の生命保険料控除の対象です。なお、〔配当精算方式〕に関する説明は当説明書の47ページをご確認ください。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）
※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当ゆうゆう以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ゆうゆうのみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

⑵保険金
・死亡保険金
＜本　人＞相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
＜配偶者＞本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
・高度障がい保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

当件について同意いただくことができない場合は、ゆうゆうセンターに、12月28日までにお申し出ください。

▶ 5 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）

＜全トヨタ労連お問い合わせ先＞
全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」　TEL　0565－25－1901

＜日本生命お問い合わせ先＞
日本生命保険相互会社　名古屋法人サービス課
TEL　0120－982－515
※お問い合わせの際には、記号証券番号（932－6310）をお申し出ください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません）】

●この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
●社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

＜「障がい」の表記＞
当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

正しく告知いただくために 生命保険「団体定期保険」

◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」のいずれにも該当されない方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

▶１ 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
●過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「加入・継続加入申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
●告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

▶２ 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

●告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「加入・継続加入申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
●生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

▶３ 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6『加入・継続加入申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

▶４ 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります

●告知いただく事項は、「加入・継続加入申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から１年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）
●責任開始日から１年を経過していても、保険金等のお支払事由が１年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

▶５ 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

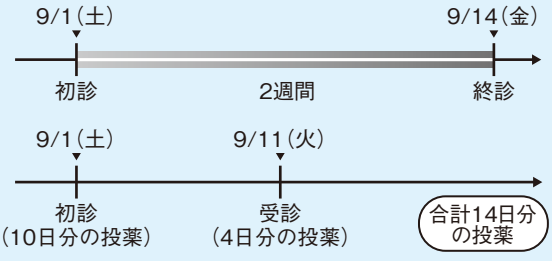
●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

▶６「加入・継続加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「加入・継続加入申込書兼告知書」の裏面（※）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
（※）申込書によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「加入・継続加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
●「加入・継続加入申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。また、告知内容が事実と相違ないことを確認し、「加入・継続加入申込書兼告知書」の「質問表Ｃ回答欄」のいずれかに「○」印を記入のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。なお、「質問表Ｃ回答欄」にて「該当する」に「○」印を記入いただいた場合、「生命・後遺障害保障」にご加入いただくことはできません。
●「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【質問事項】
新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および以下の質問事項を確認のうえ告知します。＊質問表Ｃ回答欄★の１または２に○印を記入ください。
1. 現在、**欠勤中もしくは勤務上の特別扱い**＊１を受けています。（配偶者・こどもの場合、申込日から最近３カ月以内に、**医師の治療・投薬**＊２を受けたことがあります。）
2. 申込日から過去１年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して２週間以上の入院をしたことがあります。
3. 申込日から過去１年以内に、病気やけがで**２週間以上にわたり**＊３**医師の治療・投薬**＊２を受けたことがあります。

＜補足説明＞
＊１「欠勤中もしくは勤務上の特別扱い」とは、健康上の理由等で就業制限を受けていることをいいます。
＊２「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
＊３「２週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が２週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は２日でも、その間が２週間以上の場合や、合計２週間分以上の投薬を受けた場合は、「２週間以上」となります。



（注）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
・妊娠（正常）による入院
・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

●「加入・継続加入申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●「加入・継続加入申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

日本一団一 2012 － 171 － 7156 － M（H24.8.8）

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の 100%、事故死亡上乗せ特約の 30% について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明　損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)団体契約の仕組み・保険期間（保険のご契約期間）について

損害保険会社引受契約「重要事項説明書＜共通事項＞（41 ～ 44 ページ）」を参照ください。

(2)商品の仕組み

この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容（特約付帯の場合は特約含む）に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは…
下記３項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

(3)補償内容　主な支払事由（保険金をお支払いする場合）

傷害後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合に、後遺障がいの程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算してお引受額が限度となります。

【事故死亡上乗せ特約】

傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額の全額をお支払いします。

(4)引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットでご確認ください。

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1)基本契約（傷害後遺障害 引受割合 100%）

①組合員・配偶者

基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
損害保険引受額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受分保険料（円）	150	300	450	610	760	910	910	910	910	910	910	910

②子ども

基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額（万円）	100	200	300	400	500	600
損害保険引受分保険料（円）	30	60	90	120	150	180

(2)事故死亡上乗せ特約（事故死亡 引受割合 30%）

①組合員・配偶者

基本契約加入額（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
事故死亡上乗せ特約（万円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受額（万円）	150	300	450	600	750	900	900	900	900	900	900	900
損害保険引受分保険料（円）	40	80	120	160	200	240	240	240	240	240	240	240

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ 3,000 万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は 30%を引受けます。

②子ども

基本契約加入額（万円）	100	200	300	400	500	600
事故死亡上乗せ特約（万円）	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額（万円）	30	60	90	120	150	180
損害保険引受分保険料（円）	10	20	20	30	40	50

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち損害保険会社は 30%を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。加盟組合ごとに「給与天引き」または「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、所属の労働組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業職種
○他の事故死亡保険契約
(注)「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
■無資格または酒酔いもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ
■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
■戦争、内乱、暴動などによるケガ(＊1)
■核燃料物質の有害な特性などによるケガ
■ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
■猛獣取扱者、プロボクサー等危険な職業に従事している間のケガ
■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(＊2)がないもの　…など

(＊1) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。
(＊2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
(注) 既に存在していた身体の障がいや病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉(41～44ページ)を参照ください。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の40%(子ども契約は50%)、「疾病後遺障害」の100%、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

全労済「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書44ページを参照してください。

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は基本契約「死亡・重度障害」の40%(子ども契約は50%)、同契約「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約「事故死亡」を70%引受けています。保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】①基本契約(疾病後遺障害含む、疾病後遺障害の保障額は一律500万円)組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)		500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
全トヨタ労連引受額(万円)		200	400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
年齢群別掛金(円)	15歳～29歳	210	300	390	480	570	660	750	840	930	1,020	1,110	1,200
	30歳～39歳	310	500	690	880	1,070	1,260	1,450	1,640	1,830	2,020	2,210	2,400
	40歳～49歳	460	800	1,140	1,480	1,820	2,160	2,500	2,840	3,180	3,520	3,860	4,200
	50歳～54歳	710	1,300	1,890	2,480	3,070	3,660	4,250	4,840	加入できません			
	55歳～59歳	910	1,700	2,490	3,280	4,070	4,860	5,650	6,440				
	60歳～64歳	1,210	2,300	3,390	4,480	5,570	6,660	7,750	8,840				

②子ども掛金(年齢問わず一律、疾病後遺障害の保障額は基本契約加入額と同額)

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
全トヨタ労連引受額(万円)	50	100	150	200	250	300
全トヨタ労連引受掛金(円)	55	120	175	230	295	330

【2】事故死亡上乗せ特約
組合員・配偶者・子ども掛金

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
全トヨタ労連引受額(万円)	70	140	210	280	350	420	700	1,050	1,400	1,750	2,100
全トヨタ労連引受掛金(円)	20	40	60	80	100	120	200	300	400	500	600

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ 3,000 万円が加入限度となります。そのうち全トヨタ労連は 70% を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

⑴**死亡共済金・重度障害共済金**
加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい（45 ページ全労済規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。
※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

⑵**疾病後遺障害共済金**
重度障がいに該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。お支払い基準は以下のとおりです。
・生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
・病気後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った病気後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額(契約額×下記割合)
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害共済金額は基本契約に自動付帯され、最高保障額は 500 万円となります。

⑶**事故死亡共済金(事故死亡上乗せ特約)**
加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の 1 共済期間を含む)に死亡した場合、災害死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」（40 ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30 日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
＜各共済金に共通＞
契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき
＜死亡共済金・重度障害共済金＞
加入者が契約の発効日から 1 年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいとなったとき
＜事故死亡共済金＞
⑴加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。
⑵加入者の精神障がい、泥酔によるとき
⑶原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。
＜重度障害共済金＞
発効日・更新日（増額の場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から 180 日以内に重度障がいになったとき、共済金額の 50%を減額してお支払いします。
＜疾病後遺障害共済金＞
⑴生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
⑵病気障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。
＜事故死亡共済金＞
事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。
⑴事故前から存在していた障がい・傷病による影響
⑵事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
⑶正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響
⑷正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。
⑴契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方」（53 ページ）の範囲外であったとき
⑵契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき
⑶契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき
⑷契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき
ただし、ゆうゆう退職者契約へ移行した場合を除く
⑸共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)
⑹申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
⑺契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
⑻契約者または加入者が詐欺行為をしたとき

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
⑴契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき
⑵契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき
※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。
⑴加入者が死亡したとき
⑵加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 / 引受団体	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障がい	災害死亡	災害重度障がい
全労済	100%		100%	

この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方

【1】契約者との続柄が下記の範囲である方

①契約者（組合員、以下同じ）ご本人
②契約者の配偶者（内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。）
③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

【2】申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方。

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日（告知日）から過去１年以内に受けたものが有効です。

①勤務先の定期健康診断書
②基本・特定健康診査結果表
③人間ドック成績表

これらがお手元にない場合や有効期間（1 年）を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

【3】年齢について

当総合パンフレット（16 ページ）を参照ください。

▶ 4 共済期間（契約期間、以下同様）と掛金払込期間

【1】共済期間

発効日から終身です。「ゆうゆう」の他保障の共済期間とは異なります。

【2】掛金払込期間

①基本契約の掛金は、5 年から 40 年までの範囲で、払い込みを終えていただきます。

掛金払込期間	40年	払込満了年齢	満59歳
加入年齢	満0歳～満19歳	加入年齢	満20歳～満54歳

②災害死亡特約の掛金は、前記の掛金払込期間中は、基本契約の掛金と同時に払い込んでいただきます。払込満了から 80 歳までの共済期間（契約期間）の掛金は払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます。

▶ 5 契約できる申込額

(1) 300 万円または 500 万円となります。
(2)上記以外の契約額をご希望の場合はゆうゆうセンターまでお問い合せください。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効になります。

①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な金額は「当総合パンフレット（16 ページ）」をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年 5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5 月末現在の有効契約が対象）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（40 ページ）を参照ください。

▶ 11 指定代理請求人

(1)契約者は、契約者が加入者である共済契約において、契約者が所定の共済金を請求できない特別な事情がある場合に、契約者の代理人として共済金を請求することができる方（以下「指定代理請求人」）を 1 名に限って指定することができます。
(2)指定代理請求人に指定できる方は、次の範囲内です。指定代理請求人を指定したのちに、別の方に変更する場合も同様です。

①契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
②契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の３親等内の親族

▶ 12 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から 3 年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 または 重度障害 共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6ヵ月以内と判断される場合には、死亡共済金にかえて「リビングニーズ」共済金を請求いただくことができます。 ②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等を原因として重度障がい（※1）となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。	死亡・重度障害共済金額
災害死亡 共済金 または 障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（※2）を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき ②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等（※2）を直接の原因として、共済期間中に重度障がい（※1）の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金（重度障がいのとき）は重複してお支払いしません。	災害特約共済金額または 災害死亡特約共済金額

（※１）重度障がい状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表（79 ページ参照）の第 1 級、第 2 級、第 3 級の 2・3・4 の状態をいいます。「身体障がい」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。

1. 両眼が失明したもの　2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの　3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの　5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの　7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの　8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの　10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの　13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの　15. そしゃく又は言語の機能を廃したもの
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの

（※2）「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および全労済所定の感染症をいいます。

▶ 14 掛金の払込免除について

①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき
例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど（詳細はゆうゆうセンターへお問い合せください）上記の身体障がいの状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません（掛金の払い込みを再開していただきます）。
②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
●加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
●加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
●被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
●原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）腰・背痛で他覚症状のないもの
③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないときがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリング・オフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40ページ）をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表の記入について

⑴加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
⑵提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者（契約者）に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
⑶質問表（健康状態などについての質問）には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。
●申込日（告知日＝健康状態に関する告知をした日）は、契約者が申込書に記入した日とします。
＜告知義務について＞
●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
●加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴（病名や治療期間など）など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
●告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式（解約届）に解約日を記入のうえ、加盟組合経由でゆうゆうセンターまでご提出ください。
●契約を解除する場合
＜解約返戻金について＞
契約者に払い込んでいただいた共済掛金は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、年々の共済金の支払いや共済の運営に必要な経費に充てられます。解約返戻金は、共済掛金からこれらを除いた残りを基準として定めた額となります。そのため、多くの場合に解約返戻金は払込掛金に比べて少額となります。特に、ご契約後しばらくの間は共済掛金の大部分が共済金の支払いや加入の促進、審査、共済契約証書作成などの経費に充てられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合はまったくないか、あってもごくわずかです。

▶ 4 契約内容に関する届出（住所変更など）について

●契約者は、次の場合、直ちに加盟組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。
①加入者が加入できる方の範囲（続柄）に該当しなくなったとき
②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
③海外に長期滞在することになったとき
④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合）

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
＜全共済金共通＞
①告知義務違反があったとき
②加入者が「加入できる方」の範囲外であったとき、加入金額が限度を超過していたとき
③共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき
【1】基本契約
＜死亡共済金＞
①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき
②加入者の犯罪行為により死亡したとき
③共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
④契約者が故意に加入者を死亡させたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）
＜重度障害共済金＞
①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき
②加入者の故意（自殺行為を除きます）により重度障がいとなったとき
③加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき
④契約者が故意に加入者を重度障がいにさせたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）
⑤重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払い後に重度障害共済金（当該死亡共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき
【2】災害特約・災害死亡特約
＜災害死亡共済金・障害共済金＞
①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
②加入者の故意または重大な過失
③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転する間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
⑦加入者の疾病に起因して生じた事故
⑧障害共済金（重度障がいの場合）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金の支払い後に障害共済金（重度障がいの場合）の請求を受けたとき
⑨原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないとき

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。
⑴加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
⑵契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき

(3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
(4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。
(1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
(2)契約者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
(3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
(4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
(5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
(6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

(1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
(2)契約者は前記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
(3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
(4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
(5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合は、契約が消滅となります。
(1)加入者が死亡したとき
(2)加入者が重度障がいとなったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

P.45 ▶ 11「生命保険料控除のしくみ」をご参照ください。

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記 12 ～ 14 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(40 ～ 41 ページ)を参照ください。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。( )は引受割合です。

保障内容 / 引受団体	基本契約		三大疾病特約			医療上乗せ特約		
	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療
損害保険会社	○(100%)		―			―		
全トヨタ労連	―		○(100%)			○(100%)		

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を 100%引受けています。

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

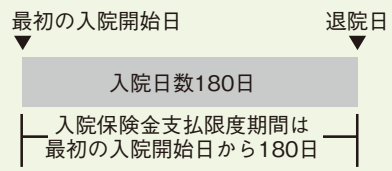
(1)団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書〈共通事項〉(41 ～ 44 ページ)」を参照ください。
(2)商品の仕組み
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

(3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、疾病入院保険金日額×倍率(40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数(1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者が、病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、傷害入院保険金日額×倍率(40倍、20倍、10倍)

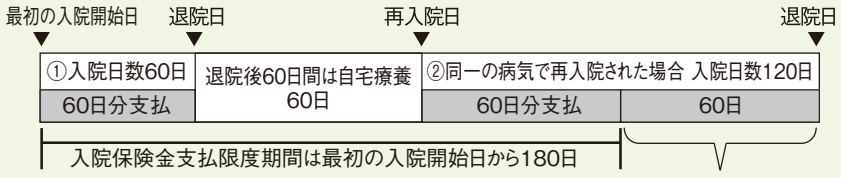
(注)1 入院の支払限度期間について
お支払い例(入院保険金支払限度期間 180 日)

【例1】継続して180日入院し退院されたとき



◎入院保険金は180日分のお支払いとなります。

【例2】継続して60日入院し退院、退院後60日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して120日入院されたとき



入院保険金支払限度期間(180日)を経過した後の入院のため保険金支払の対象となりません。

◎入院日数の合計は 180 日ですが、入院保険金支払限度期間が 180 日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の 60 日分 + ②再入院日数の 60 日分 (120 日 − 60 日) = 合計 120 日分」のお支払いとなります。

(4)引受条件(ご契約金額等)

①ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。

②新規にご加入の場合は満 64 歳まで、継続加入の場合は満 79 歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が 60 歳以上の方は 60 歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料

満年齢(保障開始日時点)	契約入院日額					
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円	20,000円
0歳〜59歳	510円	850円	1,360円	1,700円	2,550円	3,400円
60歳〜79歳	1,080円	1,800円	2,880円	3,600円	5,400円	7,200円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障がいについて保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の生年月日・満年齢・性別
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項
○他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、医療保険(1 年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満 64 歳以下、継続加入の場合は満 79 歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

●以下の事由で身体障がいを被った場合
①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動(＊1)
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(＊1)
⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(＊1)
⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(＊2)のないもの

●以下のケガによる身体障がいを被った場合
①無資格または酒気帯びにより正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序

の混乱にもとづいて生じた事故（＊1）
③被保険者に対する刑の執行
④精神障がいを原因とする事故
●アルコール依存症および薬物依存による入院
（＊1）これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
（＊2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
●入院または手術の原因となった身体障がいを被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。

＜お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。＞
●25㎠未満の植皮・皮弁形成
●切開・排膿
●皮下・皮膚腫瘍・腫瘤の摘出・切除（注）
●軟部腫瘍の摘出・切除（注）
●乳腺腫瘍（良性）の摘出・切除（注）
●創傷処理・デブリードマン（注）
●傷の縫合
●骨折の整復（非観血術の場合）
●抜釘術（骨内異物・挿入物の除去・抜去）
●抜歯（顎骨を削らない場合）
●インプラント
●口蓋の形成
●唾石のみの摘出
●鼻茸の手術
●鼻粘膜の切除・焼灼
●鼻甲介の切除
●扁桃腺・アデノイドの手術
●子宮頚管ポリープの切除
●鉗子分娩・吸引分娩
●人工妊娠中絶術
●肛門・直腸周囲膿瘍の切開
●痔核の硬化療法
●痔核の血栓摘出
●穿刺による洗浄・排液
●近視または乱視の矯正手術（レーシックなど）
●美容整形手術
（注）筋・腱・靭帯に及ぶ場合は対象になることがあります。

▶3 クーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）
▶4 保険の効力発生日（保障開始日）
▶5 脱退時の手続き・返れい金
▶6 保険金をお支払いする事由が発生したときは
▶7 保険会社破綻時の取扱い
▶8 お客様に関する情報の取扱い
▶9 ご注意いただきたいこと
▶10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと
▶11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書〈共通事項〉（41～44ページ）を参照ください。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶1 引受団体と根拠規程について
全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶2 契約の方法
契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶3 加入できる方
損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

▶4 共済掛金について
全トヨタ労連は「三大疾病特約」「医療保障上乗せ特約」の100%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】三大疾病特約
三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円（入院日額）となります。

	発効日満年齢　0～59歳						発効日満年齢　60～79歳					
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	360	600	960	1,200	1,200	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000	8,000	8,000

【2】医療上乗せ特約

	発効日満年齢　0～59歳						発効日満年齢　60～79歳					
基本契約加入額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額（円）	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金（円）	120	200	320	400	400	400	510	850	1,360	1,700	1,700	1,700

▶ 5 共済金をお支払いする場合

【1】三大疾病特約

①診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額×100倍 加入者の生涯にわたり1回のみ支払い
脳卒中診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中（発効日または更新日以降）に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、言語障がい、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物診断共済金	加入者が共済期間（契約期間）中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の支払いが限度

②三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病入院共済金	加入者が、当特約「診断共済金（上記参照）」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金（58ページ参照）」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、入院の原因となった三大疾病が悪性新生物または上皮内新生物等である場合は、発効日から起算して31日目以降に発病した三大疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いします。また、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額×入院日数

③三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病手術共済金	加入者が、当特約「診断共済金（上記参照）」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金（58ページ参照）」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額×所定の支払割合（40倍、20倍、10倍）

【2】医療上乗せ特約

①入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院共済金および退院後通院共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること　②左記①の入院と同一原因による通院であること　③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高60日を限度	入院共済金日額×0.3×通院日数

なお、加入者が同一の原因により２回以上入院した場合において、それらの入院が入院手術保障「基本契約」の規定（損害保険会社の医療保険約款）にもとづき、１回の入院とみなされるとき、「入院開始日」は最初の入院をした日とし、「退院日」は入院共済金の支払われる最終日の日を含む入院の退院日とします。

②長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院共済金	加入者が共済期間（契約期間）中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病または受傷した傷害の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上の入院、または連続して180日以上の入院	入院共済金日額×60

なお、加入者が該当する入院の退院後 180 日以内にその入院と同一の原因により入院したときは、これらの入院は１回の入院とみなし、その再入院については長期入院共済金はお支払いしません。また、入院を開始した後に異なる疾病の併発、または傷害が発生したときには、当初入院の直接原因と同一の原因により連続して入院したものとみなし、全入院期間を通じて１回の入院とみなしてお支払いします。

③先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①「基本契約」の入院共済金が支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②「基本契約」の入院共済金が支払われる入院の原因となった疾病または不慮の事故を直接の原因とする治療を目的とした先進医療による療養 ③共済期間（契約期間）中の高度先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額（入院日額の200倍を限度）

（ご注意）

●先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるもの）に限ります。

●加入者について、先進医療による療養を受けるための費用が支払われる他の契約がある場合において、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が契約者が負担した技術料に相当する金額をこえるときは、つぎの算式によって算出した金額を先進医療費用共済金としてお支払いします。

全トヨタ労連の支払う先進医療費用共済金の額 ＝ 契約者が負担した技術料に相当する金額 × （他の契約がないものとして算出した全トヨタ労連の支払責任額 ／ 他の契約がないものとして算出したそれぞれの契約の支払責任額の合計）

▶ 6 共済金受取人
詳細については、全労済引受契約「共通事項」（40 ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について
全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除
全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生の通知義務
共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30 日以内に事故発生の状況および被害の程度を所属の労働組合またはゆうゆうセンターに連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について
戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）
下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき
⑴契約者または加入者の故意または重大な過失
⑵加入者の知的障がい（精神遅滞）、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病
⑶不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合
①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。
②加入者の重大な過失
③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
⑷原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合
全トヨタ労連「自家生命共済」（54 ページ）を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合
全トヨタ労連「自家生命共済」（54 ページ）を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合
以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。
⑴加入者が死亡したとき
⑵基本契約が消滅したとき

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづきます。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 / 引受団体	基本契約	
	入院	手術
全労済	100%	

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程
終身医療保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法
契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方
【1】契約者との続柄が下記の範囲である方
①契約者（組合員以下同じ）ご本人
②契約者の配偶者（内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。）
③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

【2】申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方
質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ、詳細にご回答ください。
質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日（告知日）から過去 1 年以内に受けたものが有効です。
①勤務先の定期健康診断書
②基本・特定健康診査結果表
③人間ドック成績表
これらがお手元にない場合や有効期間（1 年）を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。
【3】年齢について
加入者となることができる年齢は、発効日において満 15 歳以上満 75 歳以下とします。

▶ 4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間
⑴共済期間は発効日から終身です。「ゆうゆう」の他の保障の共済期間（毎年 4 月 1 日発効、3 月 31 日満期の単年度契約）とは異なります。
⑵掛金払込期間は終身払いです。退職後も掛金の払い込みを継続していただきます。

▶ 5 契約できる申込額
⑴終身医療保障に契約できる申込額は、入院日額 3,000 円または 5,000 円です。
⑵加入者 1 名につき 1 契約のみ契約することができます。
⑶全労済が実施する「こくみん共済 終身医療 3000・終身医療 5000 または終身医療追加 2000」と重複して契約することはできません。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効になります。
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身医療保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。詳細は当総合パンフレット(20 ページ)をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年 5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します (5 月末現在の有効契約が対象)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(40 ページ) を参照ください。

▶ 11 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください (必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります)。
※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から 3 年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 12 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病気入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	病気入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金	加入者が82ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	病気入院共済金日額×10
災害入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
災害手術共済金	加入者が82ページに記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害入院共済金日額×10

(※ 1)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

▶ 13 掛金の払込免除について

①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障がいの状態になったとき
例：両眼の視力が 0.1 以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターまでお問い合わせください)
上記の身体障がいの状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
●加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
●加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
●被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
●原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)腰・背痛で他覚症状のないもの
③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないときがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリングオフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(40 ページ) をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表

加入申込書および質問表の記入について
⑴加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
⑵提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込者(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
⑶質問表 (健康状態などについての質問) には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。
●申込記入日(告知日＝健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。

＜告知義務について＞
●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴 (病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がい状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
●加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴 (病名や治療期間など) など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
●告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式（解約届）に解約日を記入のうえ、加盟組合経由でゆうゆうセンターまでご提出ください。
●終身医療保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために、解約されたり契約が失効した場合の解約返戻金は、終身医療保障の場合０円となります。

▶ 4 契約内容に関する届出（住所変更など）について

●契約者は、次の場合、直ちに加盟組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。
①加入者が加入できる方の範囲（続柄）に該当しなくなったとき
②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
③海外に長期滞在することになったとき

▶ 5 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

＜全共済金共通＞
①告知義務違反があったとき
②加入者が「加入できる方」の範囲外であったときの加入金額が限度を超過していたとき
③共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき
＜病気入院共済金・手術共済金＞
次のいずれかにより支払い事由に該当したとき
①契約者または加入者の故意または重大な過失
②加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病
③不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑦に該当するとき
④原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
＜災害入院共済金・災害手術共済金＞
次のいずれかにより支払事由に該当したとき
①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
②加入者の故意または重大な過失
③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑥加入者の精神障がいまたは泥酔
⑦加入者の疾病に起因して生じた事故
⑧原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。
⑴加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
⑵契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき
⑶契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
⑷加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
※上記⑴から⑷までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。
⑴共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
⑵契約者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
⑶契約者または加入者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
⑷他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
⑸上記⑴～⑷までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
⑹契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

⑴加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」⑴～⑶のいずれかの行為があったとき
②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
③契約者と加入者との間の親族関係の終了その他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
⑵契約者は前記⑴①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
⑶加入者は上記⑴①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
⑷⑶の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
⑸⑷により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

加入者が死亡した場合には、契約が消滅となります。
※契約が消滅し共済金を契約者または共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 11 生命保険料控除のしくみ

P45 ▶ 11「生命保険料控除のしくみ」をご参照ください。

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記 12 ～ 14 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

休業保障 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

休業保障は、損害保険会社の「普通傷害保険」（死亡のみ・所得補償・精神障害補償）にもとづき実施します。

契約概要 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

⑴団体契約の仕組み・保険期間（保険のご契約期間）について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書＜共通事項＞」（41 ～ 44 ページ）を参照ください。

⑵商品の仕組み
この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

＜普通傷害保険＞
急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が死亡されたとき

＜所得補償特約＞
被保険者が日本国内または国外において身体障がいにより就業不能となった場合

⑶補償内容

＜死亡保険金＞
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合
● 52 ページ▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等の⑵商品の仕組みに記載の「急激かつ偶然な外来の事故とは」を参照してください。

＜所得補償保険金＞
被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガまたは疾病（あわせて「身体障がい」といいます。）を被り、そのために就業不能となり、その状態が免責期間（４日）を超えて継続した場合に、５日目以降の就業不能期間１か月について補償期間２年間（ただし保障開始日時点で満 64 歳の方は１年間）を限度に「所得補償保険金額」をお支払いします。ただし、平均月間所得額が所得補償保険金額より小さいときは、平均月間所得額が就業不能期間１か月についての支払保険金の額となります。
（注１）就業不能期間が１か月に満たない場合、または１か月未満の端数日が生じた場合は、1 か月を 30 日として計算した割合により保険金の額を決定します。
（注２）身体障がいの発生時が継続契約の保険期間開始前であるときは、その継続契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障がいの発生時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のいずれか低い金額をお支払いします。
なお、この保険は自動的に「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」がセットされます。この特約により、骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合でも保険金をお支払いします。この特約においては、免責期間はなく、補償期間における被保険者の就業不能の日数に４日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。ただし、就業不能となった時が、初年度契約の保険期間の初日から１年を経過した日の翌日以降である場合に限ります。

【用語の説明】
①「就業不能」とは、被保険者が身体障がいにより入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入確認書記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障がいにより死亡された後もしくは身体障がいが治ゆされた後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。
②「就業不能期間」とは、補償期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
③「平均月間所得額」とは、免責期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
④「所得」とは、加入確認書記載の業務を遂行することにより得られる給与所得等に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
⑤骨髄採取手術とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

⑷引受条件（ご契約金額等）
ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

＜普通傷害保険＞
・100 万円（死亡のみ）

＜所得補償特約＞
・ご契約金額は、被保険者の方の平均月間所得額の範囲内で各種社会保険制度による給付内容などを勘案のうえ、適正な金額となるように設定してください。なお、ご契約金額の設定が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険料

保険料は年齢・性別にかかわらず一律です。

	所得補償保険金額（月額）と月掛金額		
	6万円	9万円	15万円
年齢問わず一律（所得補償保険金部分）	770円（740円）	1,160円（1,130円）	1,940円（1,910円）

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務・通知義務等

⑴ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）
①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の生年月日・満年齢
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項
○他の事故死亡保険契約
（注）「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。
③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合および継続加入の場合ともに、満 64 歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

⑵ご加入後における留意事項（通知義務等）
①ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。この保険では加入申込書に☆印が付された「被保険者の職業職種」がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。
②ご加入後に、引受範囲外の職業職務への変更が生じた場合は、ご契約を解除させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、この解除がなされた場合には、その変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
＜引受範囲外の職業または職務＞
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
③死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

④死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。
なお、同意のないままご契約をされた場合には保険契約は無効となります。
（注）ご加入の保険金額（月額）が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

＜普通傷害保険＞
■ご加入者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ
■脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
■戦争、内乱、暴動などによるケガ（条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。）
■核燃料物質の有害な特性によるケガ
■ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（＊）がないもの　…など

＜所得補償特約＞
次のいずれかに該当する事由によって被った身体障がいによる就業不能
■ご加入者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による身体障がい
■けんかや自殺行為・犯罪行為による身体障がい
■被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障がい
■アルコール依存および薬物依存等の精神障がい
■被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障がい
■戦争、内乱、革命、暴動等による身体障がい（条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による身体障がいは保障の対象となります。）
■核燃料物質の有害な特性による身体障がい
■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（＊）がないもの
■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
■被保険者の妊娠または出産による就業不能
■責任開始期（継続契約の場合には初年度契約の責任開始期）より前に被った身体障がい　…など
ただし、就業不能になった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて１年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。
（＊）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

▶ 3 クーリングオフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

▶ 11 健康状態告知確認書

上記３～11の詳細は、損害保険会社引受契約　重要事項説明書＜共通事項＞（41～44ページ）を参照ください。

長期収入保障 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

長期収入保障は、損害保険会社の「団体長期障害所得補償保険」（精神障害補償）により引受を行います。

契約概要 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

⑴団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約 重要事項説明書＜共通事項＞（41～44ページ）を参照ください。

⑵商品の仕組み
この保険は、被保険者が、保険期間中に、病気やケガにより「経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態（具体的には、入院している状態または医師の指示に従い自宅療養している状態等をいいます。以下「就業障がい」といいます。）」（※1）となり、その状態が免責期間（734日）を超えて継続（※2）した場合に、735日目以降の就業障がいの期間１か月（※3）につき、右記「⑷保険金をお支払いする期間（補償期間）」記載の期間を限度として保険金をお支払いします。

⑶補償内容
免責期間終了後の就業障がいの期間１か月（※3）につき、次の算式によりお支払いします。ただし、１か月につき、就業障がい開始前12か月の平均月間所得額またはご加入金額のいずれか低い額が限度となります。

お支払いする保険金＝ご加入の保険金額（月額）×所得喪失率（※4）

（注）保険金支払の対象となっていない身体障がいの影響によって保険金を支払うべき身体障がいの程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する損害額を決定して保険金をお支払いします。

⑷保険金をお支払いする期間（補償期間）
満60歳到達日を限度（※6）に、継続して就業障がいである期間に対して保険金を支払います。ただし、就業障がいの原因が精神障がい（休業保障と補償範囲が一部異なります。または詳細は取扱代理店・共栄火災までお問い合わせください）の場合は、５年間を限度とします。

（※1）免責期間終了後（就業障がい開始後735日目以降）については、被保険者が身体障がい発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態、または、被保険者が身体障がい発生直前に従事していた業務に一部従事することができず、かつ、所得喪失率（※4）が20％を超える状態が継続している場合についても「就業不能」とし、保険金をお支払いします。
（※2）免責期間を超える就業障がいが終了した後、６か月以内に同一の原因による就業障がいが再発した場合は、これらを同一の就業障がいとみなします。
（※3）免責期間終了後の就業障がいの期間に１か月未満の端日数がある場合は、１か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。
（※4）所得喪失率は、次の算式により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{各月の回復所得額（※5）}}{\text{免責期間が開始する直前の上記に対応する各月の所得額}}$$

（※5）被保険者が業務に復帰した後に得られる所得のことをいい、免責期間の終了した月から１か月単位で計算します。なお、物価の変動等があった場合は、物価の変動等による影響がなかったものとして公正な調整を行って算出する場合があります。
（※6）補償期間が開始した日（就業障がい開始後735日目）から満60歳までの期間が３年に満たない場合は、３年間を限度とします。就業障がいの原因が精神障がいであるか否かを問いません。

▶ 2 保険料

保障額 / 加入時満年齢	5万円/月		10万円/月	
	男性	女性	男性	女性
15～24歳	320円	219円	640円	438円
25～29歳	331円	284円	662円	568円
30～34歳	350円	368円	700円	736円
35～39歳	424円	525円	848円	1,050円
40～44歳	597円	799円	1,194円	1,598円
45～49歳	785円	1,022円	1,570円	2,044円
50～54歳	842円	1,007円	1,684円	2,014円
55～59歳	958円	1,018円	1,916円	2,036円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料のお支払いは「月払い」です。なお、所属労働組合ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労働組合へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

本保険には満期返れい金や契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報　損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

⑴ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の性別・生年月日・満年齢
○被保険者の職業職種
○質問表回答欄にご記入いただく事項
○他の保険契約

（注）「他の保険契約」とは、団体長期障害所得補償保険・所得補償保険・所得補償特約など所得を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満 54 歳以下、継続加入の場合は満 59 歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

⑵ご加入後における留意事項

①ご加入後に次の変更等が生じる場合には、必ず当総合パンフレット記載の連絡先までご通知ください。

■氏名や住所が変更となる場合
■平均所得額が減少する場合
■お仕事の内容が変わる場合やお仕事をお辞めになる場合
■事故が発生した場合　…など

②上記①のほか、加入確認書に記載された内容に変更がある場合や、他の所得補償保険等にご加入される場合は、すみやかにゆうゆうセンターまたは取扱代理店・共栄火災にご通知ください。なお、変更内容によっては、本保険への継続加入ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

（注）ご加入の保険金額（月額）が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって被った身体障がいによる就業障がい

■故意または重過失
■闘争行為、自殺行為または犯罪行為
■麻薬等の使用
■核燃料物質の放射性等
■地震、噴火または津波
■発熱など他覚的症状のない感染
■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
■戦争、暴動等（テロ行為によって生じた身体障がい・事故に関しては特約により保険金支払の対象にしています。）
■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
■責任開始期（継続契約の場合には初年度契約の責任開始期）より前に被った身体障がい　…など

ただし、就業障がいになった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて１年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

▶ 3 クーリングオフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

▶ 11 健康状態告知確認書

上記３～11 の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書＜共通事項＞（41 ～ 44 ページ）を参照ください。

賠償保障 損害保険会社「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

賠償保障は、損害保険会社の「交通事故傷害保険」（死亡のみ・賠償責任補償）により引受を行います。

契約概要 損害保険会社「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件

⑴ 団体契約の仕組み・保険期間（保険のご契約期間）について

損害保険会社引受契約 重要事項説明書「共通事項」（41 ～ 44 ページ）を参照ください。

⑵ 商品の仕組み

この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

①被保険者が交通事故でケガをされたとき、または建物や交通乗用具の火災によってケガをされた場合

②次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

■加入確認書記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
■被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(3)補償内容

＜交通事故傷害保険＞

交通事故等によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

(※)この保険における「交通事故等」とは、下記に掲げるものをいいます。

・運行中の交通乗用具に搭乗してない被保険者の、運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バスなどをいいます。また、これらに積載されているものを含みます。以下同様とします。)との衝突、接触等の事故

・運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。）の、急激かつ偶然な外来の事故

・乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内において生じた急激かつ偶然な外来の事故

・道路運行中における建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、火災または破裂・爆発

・建物または交通乗用具の火災

＜賠償責任補償特約＞

ご本人(被保険者本人)やそのご家族(※)が日常生活に起因する偶然な事故、ご本人が居住する加入確認書記載の住所地の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った場合

(※)この保険の対象となる「ご家族」とはつぎの通りです。

■ご本人(被保険者本人)の配偶者

■ご本人(被保険者本人)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

■ご本人(被保険者本人)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(4)引受条件(ご契約金額等)

＜交通事故傷害保険＞

・100万円(死亡のみ)

＜賠償責任補償特約＞

・1億円(限度)

▶ 2 保険料

保険料は年齢・性別にかかわらず一律です。(下記保険料には交通事故傷害保険の死亡保障100万円を含みます。)

賠償保障	1億円
月掛金額	50円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へお問い合せください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業職種

○他の事故死亡保険契約

(注)「他の事故死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

＜交通事故傷害保険＞

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。)

■核燃料物質の有害な特性などによるケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ

■職務または実習のための船舶搭乗中のケガ

■グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注1)のないもの　…など

＜賠償責任補償特約＞

■被保険者の故意による損害賠償責任

■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任

■戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害は保障の対象となります。)

■職務遂行に関する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

■同居する親族に対する損害賠償責任

■他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任

■心神喪失中の損害賠償責任

■専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

■被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障がいに起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金をお支払いします。

■被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

■航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力が専ら人力である船舶・車両およびゴルフ場におけるゴルフカートならびに空気銃の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金などをお支払いします。　…など

(注1)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注2)住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約　重要事項説明書＜共通事項＞(41～44ページ)を参照ください。

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 / 引受団体	基本契約			
	死亡	後遺障がい	入院	通院
全労済	100%			

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ご不明の点は、全労済までお問い合せください。

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方

契約の発効日または更新日に、下記のいずれかに該当する方
①契約者（組合員以下同じ）
②契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます）
③上記①②以外の契約者と生計を一にする親族

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額	月払掛金
組合員および組合員と生計を一にする親族	100万円（10口）	70円
	200万円（20口）	140円
	300万円（30口）	210円
	400万円（40口）	280円
	500万円（50口）	350円

▶ 5 割り戻し金

全労済は毎年 5 月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5 月末現在の有効契約が対象です）。

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（40 ページ）を参照ください。

▶ 7 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表（詳細は79ページを参照ください）」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 ×支払割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。 ※入院日数は1回の入院について180日分が限度となります。	入院共済金額 ×（入院日数（180日限度） －免責4日） ※免責4日分については、 通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に通院した場合、右記の計算により通院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。 ※通院日数は同一の交通事故による通院について90日分が限度となります。	通院共済金額×通院日数

▶ 8 共済金を減額する場合

交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

▶ 9 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 10 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、下記に掲げるものをいいます。

(1)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突・接触等による事故。
(2)運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関に発生した衝突・接触・火災・爆発等による事故。
(3)運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
(4)乗客（入場客を含みます）として、改札口のある交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における加入者の不慮の事故。
(5)道路（道路交通法第２条に定めるもの）を通行中の加入者の下記に掲げる不慮の事故。
ア．建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
イ．崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ．火災または破裂・爆発

▶ 11 運行中および搭乗の定義

(1)「交通事故の定義について（左記）」および「共済金をお支払いできない場合（69 ページ）」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、下記の場合は含みません。
①駐車中
②車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中
③リフト、エレベーター、エスカレーター運転休止中
(2)「交通事故の定義について（左記）」および「共済金をお支払いできない場合（69 ページ）」に定める「搭乗」とは、下記をいいます。
①運行中の交通機関に乗車（船）するために交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために片足が地面につく直前まで
②自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
③自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
④その他全労済が認めるもの

▶ 12 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から３年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

⑴氏名や住所が変更となった場合
⑵加入者について、交通事故による傷害を被った場合
⑶他の交通災害保険や交通災害共済に加入したとき
⑷加入者が「加入できる方」の範囲外になったとき
⑸死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

⑴契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失
⑵加入者の犯罪行為によるとき
⑶加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
⑷加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
⑸加入者の精神障がいまたは泥酔によるとき
⑹加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
⑺頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
⑻道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの
⑼人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関（ブルドーザー、クレーンなど）の当該用途に関連して生じたもの
⑽列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの。ただし、業務上の必要による立入り、または通行によって生じたものを除きます。
⑾加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）、競技・興行（練習を含みます。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で全労済が規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害については、この限りではありません。
⑿加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
ア．荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
イ．全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
⒀加入者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
⒁加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
⒂加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 2 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故の場合は、入院共済金額を「1口あたり50円に共済契約口数を乗じた金額、または1,000円のうちいずれか少ない額」と読み替えて計算された金額を入院共済金として支払います。

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。

⑴共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
⑵契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
⑶他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
⑷上記⑴～⑶までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
⑸契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
②全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
③全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
④加入者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返しします。
※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 加入者による契約の解除請求について

⑴加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
①契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」⑴～⑶のいずれかの行為があったとき。
②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
⑵契約者は上記⑴①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
⑶加入者は上記⑴①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
⑷⑶の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
⑸⑷により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 5 契約が無効となる場合

⑴加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方（68ページ）」の範囲外であったとき。
⑵共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
⑶契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
⑷契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき
※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。
※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 6 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 7 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約金額を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護について

▶ 10 信用リスクについて

上記8～10の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40～41ページ）を参照ください。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合せください。

契約概要　全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

▶ 3 共済掛金について

火災共済および自然災害共済の月払掛金の額は下表のとおりです。

住宅構造	1口（10万円）保障あたりの月払掛金			
	火災共済	借家人賠償責任特約	自然災害共済	
			大型タイプ	標準タイプ
木造・モルタル等	6.0円	4.0円	11.0円	8.0円
鉄筋コンクリート	3.5円	2.0円	6.5円	4.5円

※住宅・家財とも同じ掛金です。
※住宅構造は「住宅の構造について（71 ページ）」を参照ください。

▶ 4 共済金受取人について

⑴共済金受取人は契約者です。
⑵⑴にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。
⑶共済金受取人が２人以上あるときは、代表者１人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
※借家人賠償責任特約の場合は、加入者になります。

▶ 5 共済金の請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から３年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 6 割り戻し金について

毎年５月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお返しします。（5 月末現在の有効契約が対象となります）
※自然災害保障付火災共済においては、火災共済契約が対象となります。

▶ 7 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する風水害等給付金付火災共済・自然災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して前記規約および細則で定める加入基準額・加入限度額以内としてください。それを超えた契約は無効となり、共済金をお支払いできません。また、労働金庫から住宅を担保に貸付を受けて「質権火災共済」の契約をされている方の場合も同様です。

注意喚起情報　全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 加入申込書の記入について

⑴加入申込書は全労済と契約を締結するものおよび質問事項は告知いただくものとして重要です。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名押印をしてください。
※借家人賠償責任特約にお申し込みいただく場合には、加入者になられる方の同意を得てください。
⑵質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

▶ 2 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。
⑴契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により、知らなかったとき
②全労済が、契約者が事実を告げることを妨げたとき
③全労済が、契約者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無に関わらず、契約者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には解除されることがあります。
⑵通知の義務（「契約内容に関する届け出について」⑶～⑼が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
⑶共済金の請求または受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
⑷共済契約関係者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
⑸上記⑶および⑷に該当するほか、全労済の共済契約関係者に対する信頼を損ない、全労済が契約の存続を不適当と判断したとき
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返しません。
※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

▶ 3 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
⑴共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
⑵共済の目的の 70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流失したとき

▶ 4 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちに所属の労働組合経由で、ゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。
⑴氏名や住所が変更となった場合
⑵火災等、風水害等または地震等を保障する他の契約に加入したとき
⑶住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更または解体・増改築するとき
⑷共済の目的である建物または共済の目的である家財につき、契約が消滅する事由が発生したとき
⑸ 30 日以上空家または無人にするとき
⑹共済の目的を他の場所に移転するとき（火災等、風水害等を避けるために５日以内で持ち出す場合を除く）
⑺この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
⑻共済の目的が加入できる住宅または家財（71 ページ）の範囲外になったとき
⑼共済の目的である家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数が変わったとき
⑽契約者が死亡したとき

▶ 5 解約について

この契約は契約期間途中でも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出ください。

▶ 6 他の共済保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済（借家人賠償責任特約を付帯している場合も含む）および自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、借家人賠償責任保険などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約からの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 7 組合員及び出資金について

▶ 8 個人情報保護について

▶ 9 信用リスクについて

上記７～９の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」（40 ～ 41 ページ）を参照ください。

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」、「同細則」および「同契約規定」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、火災・風水害などの際に加入者の住宅と家財の損害を守る共済です。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害が発生した後に安心して生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規定にもとづき実施します。

▶ 3 加入限度と加入基準

⑴**加入限度**

住宅の最高加入限度額は 4,000 万円(400 口)、家財の最高加入限度額は 2,000 万円(200 口)です。合計して 6,000 万円(600 口)が加入限度となります。

⑵**加入基準**

住宅および家財それぞれの加入基準(下表)に従って、それぞれ 2 口単位でご加入ください。

①住宅の加入基準[最高加入限度 4,000 万円(400 口)]

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造 モルタル等	東京・神奈川	80万円(8.0口)
	京都・大阪	75万円(7.5口)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	70万円(7.0口)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	65万円(6.5口)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	60万円(6.0口)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	55万円(5.5口)
鉄筋コンクリート	東京・神奈川	90万円(9.0口)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	80万円(8.0口)
	上記以外の道県(愛知・岐阜・三重)	70万円(7.0口)

※坪数で小数点以下に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準[最高加入限度 2,000 万円(200 口)]

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人
10坪(33㎡)以上	～29歳	300万円(30口)	700万円(70口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)
	30歳代	500万円(50口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳代	600万円(60口)	1,700万円(170口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)
	50歳代	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満	上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

▶ 4 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は 1 棟ごとに、家財は 1 棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。1 棟の住宅または 1 棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則 1 人となります。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2 つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶ 5 加入できる住宅または家財

＜住宅＞

⑴契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅。ただし、区分所有の住宅の場合には専有部分のみとなります。

⑵下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)となります。

①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える住宅。

②事務所・店舗等部分の面積が 20 坪以上の住宅。

③下記の用途をかねる住宅。

ア.常時 10 人以上が業務に従事する事務所。 イ.火薬類専門販売業、再生資源集荷業。 ウ.作業員宿舎、簡易宿泊所。 エ.貸座敷、待合、割烹、料亭。 オ.キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの。 カ.映画館、劇場、遊技娯楽場。 キ.工場、作業場(常時 5 人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫。

⑶住宅を共済の目的とする場合、下記に掲げるものは共済の目的に含まれます(ただし営業目的に使用しているものは含まれません)。

①畳、建具その他の建物の従物

②電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他の建物の付属設備。

③門、塀、垣根その他の付属工作物。

④住宅に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物。

※③・④は火災等共済金および失火見舞費用共済金が支払われる場合に限り共済の目的とします。

⑷空家、別荘など人が居住していない建物は、新規加入での共済の目的となりません。

＜家財＞

⑴共済契約関係者が居住している日本国内の住宅内に収容されている、共済契約関係者が所有している家財。

⑵左記〈住宅〉⑵①～③の併用住宅で、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外となります)内の家財。

⑶次のものは、共済の目的に含まれません。

①通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます)、有価証券、印紙、切手など。

②貴金属、宝石、宝玉および貴重品、書画、彫刻物、その他の美術品。

③稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿など。

④営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など。

⑤自動車(総排気量 125cc を超える自動車)。

⑥家畜、家きん、その他これらに類するもの。

⑦空家、別荘など人が居住していない建物内の家財。

▶ 6 住宅の構造について

⑴**鉄筋コンクリート住宅**とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。

①建物の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。

②外壁のすべてが下記のいずれかに該当する住宅。

ア.コンクリート造※ イ.コンクリートブロック造 ウ.レンガ造 エ.石造 オ.土蔵造

※ ALC 板 50mm 以上の厚さによる ALC 造はコンクリート造とみなします。
⑵**木造・モルタル等住宅**とは、上記⑴の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。
※プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

※全労済が定める「木造住宅」であるにもかかわらず鉄筋コンクリート住宅として間違って契約をされた場合には、いただいた掛金を木造住宅の掛金とみなし、木造契約に換算した共済金額に減額させていただきます。

▶ 7 共済金をお支払いする場合

＜火災等共済金＞
共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為（損害額 5 万円以上）、建物外部からの物体の落下・飛来（人為的な場合）の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額
全焼損 （住宅の70%以上の焼破損）	10万円	**契約共済金額の全額**
半焼損・一部焼損 （住宅の70%未満の焼破損）	―――	契約共済金額を限度とした再取得価額

＋

臨時費用共済金
火災等共済金の15% （200万円が限度）

●留意事項
⑴火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が 70%以上の場合が全焼損となります。
⑵火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額（再取得価額）を、家財契約の場合は家財の損害額（再取得価額）をお支払いします。
⑶火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
①住宅の契約共済金額が加入基準以上または 4,000 万円の場合、住宅の加入基準額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額
②住宅の契約共済金額が 4,000 万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の 10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
※住宅自体にも被害がある場合は、上記⑴または⑵と合わせて、契約共済金額が限度となります。
⑷車両の飛び込みについて、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触は除きます。
⑸放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

＜風水害等共済金＞
共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度			1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上			30,000円	300万円
半　壊	住宅の損壊率20%以上70%未満			15,000円	150万円
一部壊	損害額		100万円を超える	4,000円	40万円
			50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
			20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
			10万円を超え20万円以下	500円	5万円
床上浸水	全床面 50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
			100～150cm未満	10,000円	100万円
			70～100cm未満	7,000円	70万円
			40～70cm未満	5,000円	50万円
			40cm未満	3,000円	30万円
	50%未満		100cm以上	3,000円	30万円
			100cm未満	1,000円	10万円

＋

臨時費用共済金
風水害等共済金の15%

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度（支払いランク）を認定します。

＜臨時費用共済金＞
共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の 15% に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1 回の事故のお支払限度額は 200 万円となります。　・「臨時費用」とは、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

●留意事項
⑴住宅・家財いずれかのみの契約の場合、支払限度額は上記の半額となります。
⑵支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
⑶１回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
⑷共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して１回の災害とみなします。
⑸物置、車庫、納屋その他の付属建物、門、塀、垣根その他の付属工作物は保障の対象外です。
⑹住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
⑺風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
⑻損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

用語の解説（自然災害共済と共通です）
●「損壊」とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
●「床上浸水」とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
●「床上浸水の浸水高」は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
●「一部壊」とは住宅の損害額が 10 万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

＜諸費用共済金＞

共済金の種類	支払限度額（下記のいずれか少ない方）
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%（1世帯40万円を限度）
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20%（1世帯15万円を限度）
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、鉄筋契約のみ対象です。
※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

＜特別共済金＞

住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にする親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円（1人300万円を限度）

※共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に、火災等または風水害等が生じ、当該共済事故を直接の原因として、事故の日から 180 日以内に死亡した場合、対象となります。

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害
日本国内の他の建物内で火災等で損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。 ※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。
⑴契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
⑵火災等または風水害等に際し、共済の目的が紛失、または盗難にあったことにより生じた損害
⑶直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
⑷直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
⑸上記⑶または⑷の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
⑹発生原因がいかなる場合でも、火災等が⑶または⑷の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

▶2 契約の無効について

下記の場合には、契約は無効となります。
⑴契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあっていること、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
⑵更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する契約について、⑴の規定を適用します。
⑶共済の目的が発効日において、「加入できる住宅または家財（71ページ）」の範囲外のとき
⑷共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分
⑸共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
⑹契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
※契約が無効の場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返しします。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

地震等災害見舞金について


地震による損壊


地震による火災


津波による損壊


噴火による火災


噴火による損壊

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別にお支払いしているものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※加入内容に応じて支払額が異なります。 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」

借家人賠償責任特約は、全労済の「風水害等給付金付火災共済」の「借家人賠償責任特約」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災共済に追加して加入できる特約です。借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。住宅面積を問わず 500 万円（50 口）～4,000 万円（400 口）の範囲で任意に加入ができます。

▶2 特約の契約方法

基本契約である「火災共済」と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。

①借用住宅に火災共済の共済の目的である「家財」が収容されているとき
②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
③加入者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

▶3 保障額算出の目安

住宅面積を問わず 500 万円（50 口）～4,000 万円（400 口）の範囲で加入ができます。当総合パンフレットに記載の火災保障「借家人賠償責任特約＜加入基準の目安＞（28 ページ）」でご確認ください。

▶4 加入できる方

加入できる方は、借用住宅の借主です。ただし、共済契約関係者であることが条件となります。
※火災保障（家財契約）に 200 万円（20 口）以上の加入が必要です。

▶5 基本契約（火災保障）との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。基本契約が取り消しとなったときは、借家人賠償責任特約も取り消しとなります。また、基本契約が共済期間の中途において終了したときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

■同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額

同一の借用住宅について、2 人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その 2 人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が 4,000 万円を超えない範囲で、それぞれ契約者となることができます。

■共済金をお支払いする場合

共済期間中に、借用住宅が被共済者の責に帰すべき事由に起因する火災・破裂・爆発・給排水・漏水等の事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被共済者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、共済金をお支払いします。

＜損害賠償共済金＞

※1 回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。
※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

＜賠償費用共済金＞

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。
※1 回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。
※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

▶6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、「共済金をお支払いする場合（72 ページ）」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

▶7 全労済による援助

全労済が必要と認めた場合、借用住宅の貸主からの損害賠償請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

注意喚起情報　全労済「借家人賠償責任特約」

▶1 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

①次の事由によって滅失、損傷または汚損したことによる損害
㋐契約者、加入者または共済金受取人の故意
㋑契約者、加入者または共済金受取人の心神喪失または指図
㋒借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事
㋓直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
㋔直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
㋕上記㋓・㋔の損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、破裂または爆発、漏水等
②次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
㋐加入者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
㋑加入者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶2 借家人賠償責任特約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

①契約者または加入者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、損傷または汚損したことを知っていたとき、または借用住宅に事故の原因が発生したことを知っていたとき
②更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額の申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については①の規定を適用します。
③発効日において、借家人賠償責任特約 契約概要の「特約の契約方法（74 ページ）」のいずれかを満たしていないとき
④借家人賠償責任特約の共済金額が、最高限度を超えていたときは、その超えた部分
⑤契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効であった契約が更新されたものであるときは、3 年間分を限度として、掛金を返還いたします。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶3 借家人賠償責任特約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

(1)通知の義務（「契約内容に関する届け出について（70 ページ）」(1)または(3)）が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
(2)「契約の解除について（70 ページ）」(1)(3)(4)(5)のいずれかに該当するとき。ただし、「契約者」を「契約者または加入者」と読み替えます。
※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。

▶4 契約内容に関する届け出について

契約者および被共済者は次の場合、労働組合またはゆうゆうセンターへご連絡ください。

①借家人賠償責任特約の「特約の契約方法（74 ページ）」を満たさなくなったとき
②借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結するとき
③借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、損傷または汚損したとき

保障のことなら 全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害共済について

自然災害共済は、火災共済に追加して加入する共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時にご加入ください。なお、火災共済と同時に加入できるのは標準タイプまたは大型タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

▶ 4 契約期間および更新について

自然災害共済の契約の発効日・更新日または満期日は、火災共済の発効日・更新日または満期日と同一の日となります。火災共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、自然災害共済も同時に終了となります。また、自然災害共済が共済期間の中途において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、火災共済も同時に終了となります。

▶ 5 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「加入できる住宅または家財（71 ページ）」と同様です。ただし下記は、自然災害共済では含まれません。

⑴門、塀、垣根その他の住宅の付属工作物
⑵住宅に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物
※「付属建物等特別共済金」に限り、前記⑴、⑵も共済金支払いの対象となります。（大型タイプ加入の場合）

▶ 6 共済金をお支払いする場合

＜風水害等共済金＞

申込日の翌日から 8 日目以降の契約期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度			大型タイプ		標準タイプ	
				1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率		70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
半　壊			50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
			30～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			20～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部壊	損害額		100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
			50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
			20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
			10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面50%以上	居室の床面からの浸水面の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
			70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
			40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
			40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	50%未満		100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

［支払要件］

⑴風水害等により共済の目的である住宅の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損害額が 10 万円を超える場合、および共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が 10 万円を超える場合
⑵共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等により床上浸水を被った場合

●留意事項

火災共済の「共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項⑶～⑻（72 ページ）が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。

・風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
・一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が 10 万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

＜地震等共済金＞

契約期間中に地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

被害の程度		損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
損壊焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	半焼・半壊	20%以上～70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

［支払要件］
⑴共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が 100 万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。
⑵下記の損害は、地震等による損害に含みます。
①地震等によって生じた火災等による損害。
②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
③発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項
⑴ 72 時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して 1 回の事故とみなします。
⑵共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が 100 万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に 100 万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
⑶物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

●地震等特別共済金

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下	1回の事故につき1世帯あたり 4.5万円	1回の事故につき1世帯あたり 3万円

※ただし、加入口数が 20 口以上の場合に限ります。
●付属建物等特別共済金※大型タイプのみです。
風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1 回の事故につき 1 世帯あたり 3 万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が 20 口以上の場合に限ります。（大型タイプに加入の場合）
〔支払要件〕
⑴共済の目的である付属工作物（門、塀、垣根など）および付属建物（物置、納屋、車庫など）につき、つぎの①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いします。
①申込みの日の翌日から 8 日目以後の共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が 10 万円を超えるとき。
②契約期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が 20 万円を超えるとき。

■留意事項
⑴直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から 7 日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
⑵損害には、防災または避難に必要な処理を含めます。

＜盗難共済金＞
盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨（1万円以上）	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項
⑴汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
⑵通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
⑶通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
⑷通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
⑸預貯金証書の損害は、①・②を満たす場合に限ります。
①盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
②預貯金が引き出されていたこと
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあうことをいいます。
※なお、盗難における「持出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額（他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。
①持ち出し家財：限度額 100 万円
②通貨：限度額 20 万円
③預貯金証書：限度額 200 万円

＜傷害費用共済金＞
風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障がいには、傷害費用共済金をお支払いします。身体障がいの場合は、79 ページの「身体障害等級別支払割合表」の支払割合に応じてお支払いします。

1 口あたりの共済金は最高 10,000 円で 1 事故 1 名につき最高 600 万円の傷害費用共済金をお支払いします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、契約期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し、共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から 180 日以内に死亡または所定の身体障がいの状態になった場合には、その障がいの程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、共済金は削減となります。
⑴自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・自治労共済・電通共済生協・JP 共済生協・教職員共済生協（以下「自然災害共済実施生協」）が共同で実施するものです。
⑵ 1 回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、自然災害共済実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、下記の②総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を①の算式により計算した金額に削減します。

①お支払いする共済金 ＝

$$\text{所定の支払共済金の額} \times \frac{\text{総支払限度額（下記のアまたはイ）}}{\text{自然災害共済実施生協の所定支払共済金総額}}$$

②総支払限度額
ア . 風水害等　400 億円
※明治以降の風水害による被害では、1959 年に発生した伊勢湾台風によるものが最大でしたが、この総支払限度額はこれと同程度の風水害等が襲来しても充分に共済金を支払うことができる水準として設定しています。
イ . 地震等　1,700 億円
※地震による被害は「1923 年の関東大震災」級の地震が再来した場合の被害が最大といわれています。この場合は共済金を削減してお支払いせざるをえません。しかし、その他過去 100 年間に発生した地震と同程度であれば、共済金を規定どおり支払うことができる水準とし設定しています。
※この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定めたものです。
⑶大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会で組合員の皆さまの承認をいただき、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
⑷共済金削減の場合の概算払い
共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

▶ 8 地震保険料控除

自然災害共済の掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象となります。

地震保険料控除の対象となる掛金単価（1 口あたり）

自然災害共済加入タイプ	木造･モルタル等	鉄筋コンクリート
大型タイプ	月払掛金 11.0円のうち6.5円	月払掛金 6.5円のうち4.7円
標準タイプ	月払掛金 8.0円のうち4.5円	月払掛金 4.5円のうち3.2円

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合（免責）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

⑴契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または過失により生じた損害
⑵風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的の紛失、または盗難によって生じた損害。
⑶地震等が発生してから 10 日を経過した後に生じた損害（地震等共済金のみ）。
⑷屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（125cc 以下）の盗難による損害。
⑸直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害。
⑹核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。
⑺⑸または⑹の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害。
⑻発生原因がいかなる場合でも、風水害等または地震等が⑷または⑸の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害。

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。
⑴契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人等の故意、重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障がい。
⑵上記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合（免責）」の⑷、⑸、⑹、⑺の原因による場合に生じた死亡および身体障がい。
⑶原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

▶ 3 契約の無効について

下記の場合には、契約は無効となります。
⑴契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあっていることや損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき。
⑵更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、⑴の規定を適用します。
⑶大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。
⑷契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。
ZENROSAI NEWS

資料（各保障に関する関連情報）

▶1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障（傷害後遺障害）のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合
第1級	（1）両眼が失明したもの （2）咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （5）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （6）両上肢の用を全廃したもの （7）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （8）両下肢の用を全廃したもの	100％
第2級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの （2）両眼の矯正視力が0.02以下になったもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （5）両上肢を手関節以上で失ったもの （6）両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第3級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの （2）咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （5）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第4級	（1）両眼の矯正視力が0.06以下になったもの （2）咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力を全く失ったもの （4）1上肢をひじ関節以上で失ったもの （5）1下肢をひざ関節以上で失ったもの （6）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあたっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （7）両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％
第5級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの （2）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （3）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （4）1上肢を手関節以上で失ったもの （5）1下肢を足関節以上で失ったもの （6）1上肢の用を全廃したもの （7）1下肢の用を全廃したもの （8）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59％
第6級	（1）両眼の矯正視力が0.1以下になったもの （2）咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （4）1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （5）脊柱（せきちゅう）に著しい変形または運動障害を残すもの （6）1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの （7）1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの （8）1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50％
第7級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの （2）両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （3）1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （4）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （5）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （6）1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの （7）1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの （8）1足をリスフラン関節以上で失ったもの （9）1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （10）1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （11）両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （12）外貌（がいぼう）に著しい醜状を残すもの （13）両側の睾丸（こうがん）を失ったもの	42％
第8級	（1）1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの （2）脊柱（せきちゅう）に運動障害を残すもの （3）1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの （4）1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの （5）1下肢を5cm以上短縮したもの （6）1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの （7）1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの （8）1上肢に偽関節を残すもの （9）1下肢に偽関節を残すもの （10）1足の足指の全部を失ったもの	34％
第9級	（1）両眼の矯正視力が0.6以下になったもの （2）1眼の矯正視力が0.06以下になったもの （3）両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの （4）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （5）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （6）咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （7）両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （8）1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （9）1耳の聴力を全く失ったもの （10）神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （11）胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （12）1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの （13）1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの （14）1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの （15）1足の足指の全部の用を廃したもの （16）外貌に相当程度の醜状を残すもの （17）生殖器に著しい障害を残すもの	26％

等級	身体障害	支払割合
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱(せきちゅう)に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長管骨に変形を残すもの	10%

等級	身体障害	支払割合
第12級	(9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	10%
第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9)局部に神経症状を残すもの	4%

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶2 生命・後遺障害保障(自家生命共済・団体定期生命共済)、終身生命共済、交通災害共済、自然災害共済における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける自家生命共済(重度障害共済金)、全労済が引受する団体定期生命共済(重度障害共済金)、交通災害共済(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命共済(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。
(平成23年2月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したもの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%

等級	身体障害	支払割合
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2.そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5.両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したもの 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

等級	身体障害	支払割合
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1上肢を手関節以上で失ったもの 3.1下肢を足関節以上で失ったもの 4.1上肢の用を全廃したもの 5.1下肢の用を全廃したもの 6.両足の足指の全部を失ったもの	70％
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60％
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8.1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したもの 12.外ぼうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50％
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	45％
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7.1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10.1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11.1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2.外ぼうに相当程度の醜状を残すもの 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30％

等級	身体障害	支払割合
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7.1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20％
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.せき柱に変形を残すもの 6.1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7.削除 8.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15％
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4.1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8.長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9.1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12.局部にがん固な神経症状を残すもの 13.削除 14.外ぼうに醜状を残すもの	10％
第13級	1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2.正面視以外で複視を残すもの 3.両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4.1手の小指の用を廃したもの 5.1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6.削除 7.削除 8.1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9.1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10.1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7％
第14級	1.1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2.3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3.上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4.下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5.削除 6.1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7.1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8.1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9.局部に神経症状を残すもの 10.削除	4％

［備考］
1. 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。

2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

▶３ 入院・手術保障（損害保険会社）における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号１～88 を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術（25㎠未満は除く）	20
2.乳房切断術	20
§.筋骨の手術（抜釘術は除く）	
3.骨移植術	20
4.骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く）	20
5.頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く）	20
6.鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く）	10
7.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く）	20
8.脊椎・骨盤観血手術	20
9.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.四肢切断術（手指・足指を除く）	20
11.切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	20
12.四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	10
13.筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く）	10
§.呼吸器・胸部の手術	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.喉頭全摘除術	20
16.気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの）（注2）	20
17.胸郭形成術	20
18.縦隔腫瘍摘出術	40
§.循環器・脾の手術	
19.観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	20
20.静脈瘤根本手術	10
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）（注2）（注3）	40
22.心膜切開・縫合術	20
23.直視下心臓内手術	40
24.体内用ペースメーカー埋込術	20
25.脾摘除術	20
§.消化器の手術	
26.耳下腺腫瘍摘出術	20
27.顎下腺腫瘍摘出術	10
28.食道離断術	40
29.胃切除術	40
30.その他の胃・食道手術（開胸・開腹を伴うもの）（注2）（注3）	20
31.腹膜炎手術	20
32.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.ヘルニア根本手術	10
34.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.直腸脱根本手術	20
36.その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）（注3）	20
37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）	10
§.尿・性器の手術	
38.腎移植手術（受容者に限る）	40
39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	20
40.尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
41.尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
42.陰茎切断術	40
43.睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.陰嚢水腫根本手術	10
45.子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術を除く）	40
46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.帝王切開娩出術	10
48.子宮外妊娠手術	20
49.子宮脱・膣脱手術	20
50.その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	20
51.卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く）	20
52.その他の卵管・卵巣手術	10
§.内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§.神経の手術	
56.頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§.感覚器・視器の手術	
60.眼瞼下垂症手術	10
61.涙小管形成術	10
62.涙嚢鼻腔吻合術	10
63.結膜嚢形成術	10
64.角膜移植術	10
65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.虹彩前後癒着剥離術	10
67.緑内障観血手術	20
68.白内障・水晶体観血手術	20
69.硝子体観血手術	10
70.網膜剥離症手術	10
71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術近視または乱視の矯正手術を除く（施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする）	10
72.眼球摘除術・組織充填術	20
73.眼窩腫瘍摘出術	20
74.眼筋移植術	10
§.感覚器・聴器の手術	
75.観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.乳様洞削開術	10
77.中耳根本手術	20
78.内耳観血手術	20
79.聴神経腫瘍摘出術	40
§.悪性新生物の手術	
80.悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く）	40
81.悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする）	10
82.その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く）	20
§.上記以外の手術	
83.上記1～82以外の開頭術（注1）	20
84.上記1～82以外の開胸術（注2）	20
85.上記1～82以外の開腹術（注3）	10
86.衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする）	20
87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする）	10
§.新生物根治放射線照射	
88.新生物根治放射線照射（50グレイ（5000ラド）以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。）	10

（注1）「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
（注2）「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
（注3）「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

▶ 4 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1. 手術の定義

⑴「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1. から94. に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

⑵「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

2. 適用方法

⑴1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の2以上に該当したときは、いずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。
「衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）」「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術（検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）」「レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。）」「血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）」に該当する手術

⑵所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術	
1.植皮術（25㎠未満は除く）	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10
3.乳腺腫瘍摘出術	10
4.乳房切断術	10
§.筋骨の手術（抜釘術は除く）	
5.骨移植術	10
6.骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く）	10
7.頭蓋骨観血手術	10
8.鼻骨観血手術	10
9.上顎骨・下顎骨観血手術（歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く）	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10
11.鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10
12.四肢切断術	10
13.切断四肢再接合術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10
15.腱・靭帯観血手術	10
§.呼吸器・胸部の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10
17.喉頭切開術	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術（開頸・開胸を伴うもの）	10
19.胸郭形成術	10
20.縦隔腫瘍摘出術	10
§.循環器の手術	
21.体内用ペースメーカー埋込術（電池・リード・ジェネレーター交換を除く）	10
22.体内用ペースメーカー交換術（電池交換を含む）	10
23.血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	10
24.血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする）	10
25.動静脈内埋込型カテーテル設置術	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	10
27.直視下心臓内手術	10
28.心膜切開・縫合術	10
§.脾・リンパ節の手術	
29.脾摘除術	10
§.消化器の手術	
30.耳下腺腫摘出術	10
31.顎下腺・舌下腺腫摘出術	10
32.食道離断術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
33.腹膜炎手術	10
34.胃切除術	10
35.その他の胃・食道手術（開頸・開胸・開腹を伴うもの）	10
36.ヘルニア根本手術	10
37.限局性腹腔膿瘍手術	10
38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
39.直腸脱根本手術	10
40.その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	10
41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）	10
42.肝移植手術（受容者に限る）	10
43.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓手術	10
§.尿・性器の手術	
44.腎臓・腎盂手術	10
45.腎移植手術（受容者に限る）	10
46.尿管・膀胱手術	10
47.膀胱周囲膿瘍切開術	10
48.尿道狭窄手術	10
49.陰茎切断術	10
50.睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
51.陰嚢水腫根本手術	10
52.子宮全摘除術	10
53.帝王切開娩出術	10
54.子宮外妊娠手術	10
55.膣脱手術	10
56.その他の子宮手術（子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く）	10
57.卵巣・卵管手術	10
§.内分泌器の手術	
58. 下垂体腫瘍摘除術	10
59. 甲状腺手術	10
60. 副腎手術	10
§.神経の手術	
61.神経観血手術	10
62.頭蓋内手術	10
63.脊髄硬膜内外手術	10
64.脊髄腫瘍摘出術	10
§.感覚器・視器の手術	
65.観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
66.緑内障手術	10
67.硝子体茎顕微鏡下離断術	10
68.線維柱帯顕微鏡下切開術	10
69.白内障・水晶体観血手術	10

手術番号および手術の種類	給付倍率
70.硝子体観血手術	10
71.網膜剥離症手術	10
72.レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする。視力矯正術を除く）	10
73.眼筋移植術	10
74.眼球摘除術・組織充填術	10
75.眼窩腫瘍摘出術	10
76.眼瞼下垂症手術	10
77.結膜嚢形成術	10
78.角膜移植術	10
79.涙小管形成術	10
80.涙嚢鼻腔吻合術	10
§.感覚器・聴器の手術	
81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
82.乳様洞削開術	10
83.中耳根本手術	10
84.内耳観血手術	10
85.聴神経腫瘍摘出術	10
§.悪性新生物の手術	
86.悪性新生物根治手術	10
87.悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする）	10
88.その他の悪性新生物手術	10
§.上記以外の手術	
89.上記以外の開頭術	10
90.上記以外の開胸術	10
91.上記以外の開腹術	10
92.衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする）	10
93.体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする）	10
§.新生物根治放射線照射	
94.新生物根治放射線照射（50グレイ（5000ラド）以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払を限度とする）	10

「ゆうゆう」お問い合わせ窓口

「ゆうゆう」に関する
各種お手続き、共済金に関する相談などは
所属の労働組合窓口 まで

期間限定

「ゆうゆう」制度内容・申込方法などに関するお問い合わせは

「ゆうゆう」フリーダイヤル **0120-81-3401**

フリーダイヤル開設期間	2012年10月15日(月)~2012年12月27日(木)
受付時間	[月~金]9:00~19:00 [土]9:00~15:00(10月、11月のみ) 土曜日の開設は右記のとおりとなります。 10月 20日、27日 11月 3日、10日、17日、24日

「ゆうゆう」フリーダイヤルのご利用について

ゆうゆうセンターでは「ゆうゆう」一斉展開の時期にあわせてフリーダイヤルを開設します。なお、契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問い合わせのみご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

「ゆうゆう」運営・共済金請求に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 代表 **0565-25-1901**

受付時間	[月~金] 8:30~17:30

※長期連休はお休みとさせていただきます。

※住宅災害のご連絡は所属の労働組合までご連絡ください。

各保険料控除についてのお問い合わせは

税制改正にともない生命保険料控除が変更になっています。(※)
お問い合わせは各保障の引受各社までお願いします。

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課……TEL.0120-982-515
共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 団体組織推進室……TEL.03-3504-2898
全労済 事業推進三部 ゆうゆう共済推進室……TEL.0565-28-2551

<※生命保険料控除に関る改正について>
平成22年度税制改正にともない、生命保険料控除がこれまでの「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」の2つの控除枠から、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除枠制度に変わり、各控除額の計算方法、適用限度等も変更になりました。
そのため、平成23年12月31日までに締結(更新)した契約と平成24年1月1日以降に締結(更新)した契約では、生命保険料控除の適用が異なります。

6012V102
A1214430E0685-20120808
日本-団-2012-171-7156-M(H24.8.8)